

調査・設計・測量  
業務等共通仕様書  
(及び別添)

平成20年2月

広島高速道路公社

## 調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）

### 目 次

#### 〔1〕仕様書関係

1-1	設計業務共通仕様書	1-1-1	1
1-2	測量業務共通仕様書	1-2-1	83
1-3	地質調査業務共通仕様書	1-3-1	89
1-4	現場技術業務委託共通仕様書	1-4-1	107
1-5	用地調査等共通仕様書	1-5-1	111
1-6	調査・設計・測量業務等共通仕様書（別添）	1-6-1	177

#### 〔2〕広島高速道路公社公共測量作業規程及び運用基準 …… 187

#### 〔3〕測量作業等における保安施設設置基準 ……191

## 〔1〕 仕様書関係

- 1－1 設計業務共通仕様書
- 1－2 測量業務共通仕様書
- 1－3 地質調査業務共通仕様書
- 1－4 現場技術業務委託共通仕様書
- 1－5 用地調査等共通仕様書
- 1－6 調査・設計・測量業務等共通仕様書 (別添)

# 設計業務共通仕様書

## 目次

第1編 共通編			
第1章 総則			
第1101条 適用	1-1-1	受注者の賠償責任	1-1-12
第1102条 用語の定義	1-1-1	部分使用	1-1-12
第1103条 業務の着手	1-1-3	再委託	1-1-12
第1104条 設計図書の支給及び点検	1-1-3	成果物の使用等	1-1-12
第1105条 調査職員	1-1-4	守秘義務	1-1-13
第1106条 管理技術者	1-1-4	安全等の確保	1-1-13
第1107条 照査技術者及び照査の実施	1-1-5	臨機の措置	1-1-14
第1108条 担当技術者	1-1-5	履行報告	1-1-14
第1109条 提出書類	1-1-6	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-1-14
第1110条 打合せ等	1-1-6		
第1111条 業務計画書	1-1-7	第2章 設計業務一般	
第1112条 資料の貸与及び返却	1-1-7	第1201条 使用する技術基準等	1-1-15
第1113条 関係官公庁への手続き等	1-1-7	第1202条 現地踏査	1-1-15
第1114条 地元関係者との交渉等	1-1-7	第1203条 設計業務等の種類	1-1-15
第1115条 土地への立入り等	1-1-8	第1204条 調査業務の内容	1-1-15
第1116条 成果物の提出	1-1-9	第1205条 計画業務の内容	1-1-15
第1117条 関係法令及び条例の遵守	1-1-9	第1206条 設計業務の内容	1-1-15
第1118条 検査	1-1-9	第1207条 調査業務の条件	1-1-16
第1119条 修補	1-1-9	第1208条 計画業務の条件	1-1-16
第1120条 条件変更等	1-1-10	第1209条 設計業務の条件	1-1-17
第1121条 契約変更	1-1-10	第1210条 調査業務及び計画業務の成果	1-1-18
第1122条 履行期間の変更	1-1-10	第1211条 設計業務の成果	1-1-19
第1123条 一時中止	1-1-11		
第1124条 発注者の賠償責任	1-1-11		

第2編 道路編	第6211条 交通量渋滞調査	1-1-42	25
第1章 道路環境調査	第6節 駐車場調査	1-1-43	26
第1節 環境影響評価	第6212条 駐車場調査の区分	1-1-43	26
第6101条 環境影響評価の区分	第6213条 駐車場施設実態調査	1-1-43	26
第6102条 方法書(案)の作成	第6214条 駐車場原単位調査	1-1-43	26
第6103条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	第7節 成果物	1-1-44	26
第6104条 調査	第6215条 成果物	1-1-44	26
第6105条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	第3章 道路網・路線計画		
第6106条 準備書(案)の作成	第1節 道路網・路線計画の種類		
第6107条 評価書(案)の作成	第6301条 道路網・路線計画の種類	1-1-46	27
第6108条 評価書の補正等	第2節 現況調査	1-1-46	27
第6109条 成果物	第6302条 現況調査	1-1-47	28
第2章 交通現況調査	第6303条 交通量推計調査	1-1-48	28
第1節 交通現況調査	第4節 道路網・路線計画	1-1-48	28
第6201条 交通現況調査の種類	第6304条 道路網・路線計画	1-1-49	29
第2節 交通量調査	第5節 成果物	1-1-50	29
第6202条 交通量調査の区分	第4章 道路設計		
第6203条 単路部交通量調査	第1節 道路設計の種類		
第6204条 交差点部交通量調査	第6401条 道路設計の種類	1-1-50	29
第3節 速度調査	第2節 道路設計	1-1-50	29
第6205条 速度調査の区分	第6402条 道路設計の区分	1-1-50	29
第6206条 走行速度調査	第6403条 道路概略設計	1-1-52	30
第6207条 旅行速度調査	第6404条 道路予備設計(A)	1-1-54	31
第4節 起終点調査	第6405条 道路予備修正設計(A)	1-1-54	31
第6208条 起終点調査の種類	第6406条 道路予備設計(B)	1-1-54	31
第6209条 路側OD調査	第6407条 道路予備修正設計(B)	1-1-56	32
第6210条 オーナライントラビュ-OD調査	第6408条 道路詳細設計	1-1-57	33
第5節 交通渋滞調査	第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)		

第6409条	歩道設計の区分	1-1-59	……………	34	第6505条	地下横断歩道等詳細設計	1-1-94	……………	51
第6410条	歩道詳細設計	1-1-59	……………	34	第3節	成果物			
第4節	平面交差点設計				第6506条	成果物	1-1-97	……………	53
第6411条	平面交差点設計の区分	1-1-61	……………	35	第6章	トンネル設計			
第6412条	平面交差点予備設計	1-1-61	……………	35	第1節	トンネル設計の種類			
第6413条	平面交差点詳細設計	1-1-63	……………	36	第6701条	トンネル設計の種類	1-1-100	……………	54
第5節	立体交差設計				第2節	トンネル設計			
第6414条	立体交差設計の区分	1-1-64	……………	36	第6702条	山岳トンネル設計の区分	1-1-100	……………	54
第6415条	ダイヤモンド型IC予備設計	1-1-65	……………	37	第6703条	山岳トンネル予備設計	1-1-100	……………	54
第6416条	ダイヤモンド型IC詳細設計	1-1-66	……………	37	第6704条	山岳トンネル詳細設計	1-1-102	……………	55
第6417条	トランペット・クローバー型IC予備設計	1-1-68	……………	38	第3節	シールドトンネル設計			
第6418条	トランペット・クローバー型IC詳細設計	1-1-69	……………	39	第6705条	シールドトンネル設計の区分	1-1-106	……………	57
第6節	道路休憩施設設計				第6706条	シールドトンネル予備設計	1-1-106	……………	57
第6419条	道路休憩施設設計の区分	1-1-70	……………	39	第6707条	シールドトンネル詳細設計	1-1-109	……………	59
第6420条	道路休憩施設予備設計	1-1-71	……………	40	第6708条	立坑予備設計	1-1-112	……………	60
第6421条	道路休憩施設詳細設計	1-1-72	……………	40	第6709条	立坑詳細設計	1-1-114	……………	61
第7節	一般構造物設計				第4節	開削トンネル設計			
第6422条	一般構造物の区分	1-1-74	……………	41	第6710条	開削トンネル設計の区分	1-1-117	……………	63
第6423条	一般構造物予備設計	1-1-74	……………	41	第6711条	開削トンネル予備設計	1-1-118	……………	63
第6424条	一般構造物詳細設計	1-1-76	……………	42	第6712条	開削トンネル詳細設計	1-1-120	……………	64
第6425条	落石防護柵詳細設計	1-1-78	……………	43	第5節	トンネル設備設計			
第6426条	一般構造物基礎工詳細設計	1-1-79	……………	44	第6713条	トンネル設備設計の区分	1-1-123	……………	66
第8節	成果物				第6714条	トンネル設備予備設計	1-1-124	……………	66
第6427条	成果物	1-1-80	……………	44	第6715条	トンネル設備詳細設計	1-1-125	……………	67
第5章	地下構造物設計				第6節	成果物			
第1節	地下構造物設計の種類				第6716条	成果物	1-1-130	……………	69
第6501条	地下構造物設計の種類	1-1-90	……………	49	第7章	橋梁設計			
第2節	地下横断歩道等設計				第1節	橋梁設計の種類			
第6502条	地下横断歩道等設計の区分	1-1-90	……………	49	第6801条	橋梁設計の種類	1-1-137	……………	73
第6503条	地下横断歩道等基本計画	1-1-90	……………	49	第2節	橋梁設計			
第6504条	地下横断歩道等予備設計	1-1-92	……………	50					

第6802条	橋梁設計の区分	1-1-137	.....	73
第6803条	橋梁予備設計	1-1-137	.....	73
第6804条	橋梁詳細設計	1-1-139	.....	73
第3節	橋梁拡幅設計			
第6805条	橋梁拡幅設計の区分	1-1-141	.....	75
第6806条	橋梁拡幅予備設計	1-1-142	.....	75
第6807条	橋梁拡幅詳細設計	1-1-144	.....	76
第4節	橋梁補強設計			
第6808条	橋梁補強設計の区分	1-1-146	.....	77
第6809条	橋梁補強予備設計	1-1-146	.....	77
第6810条	橋梁補強詳細設計	1-1-148	.....	78
第5節	成果物			
第6811条	成果物	1-1-150	.....	79

第2編 道路編			
第1章 道路環境調査			
第1節 環境影響評価			
第6101条 環境影響評価の区分	1-1-31		
第6102条 方法書(案)の作成	1-1-31		
第6103条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定			
	1-1-32		
第6104条 調査	1-1-33		
第6105条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	1-1-33		
第6106条 準備書(案)の作成	1-1-34		
第6107条 評価書(案)の作成	1-1-35		
第6108条 評価書の補正等	1-1-35		
第2節 成果物			
第6109条 成果物	1-1-36		
第2章 交通現況調査			
第1節 交通現況調査			
第6201条 交通現況調査の種類	1-1-37		
第2節 交通量調査			
第6202条 交通量調査の区分	1-1-37		
第6203条 単路節交通量調査	1-1-37		
第6204条 交差点部交通量調査	1-1-38		
第3節 速度調査			
第6205条 速度調査の区分	1-1-38		
第6206条 走行速度調査	1-1-38		
第6207条 旅行速度調査	1-1-39		
第4節 起終点調査			
第6208条 起終点調査の種類	1-1-40		
第6209条 路側OD調査	1-1-40		
第6210条 オナーナイタコンピュータOD調査	1-1-41		
第5節 交通渋滞調査			
第6211条 交通量渋滞調査	1-1-42		
第6節 駐車場調査			
第6212条 駐車場調査の区分	1-1-43		
第6213条 駐車場施設実態調査	1-1-43		
第6214条 駐車場原単位調査	1-1-43		
第7節 成果物			
第6215条 成果物	1-1-44		
第3章 道路網・路線計画			
第1節 道路網・路線計画の種類			
第6301条 道路網・路線計画の種類	1-1-46		
第2節 現況調査			
第6302条 現況調査	1-1-46		
第3節 交通量推計調査			
第6303条 交通量推計調査	1-1-47		
第4節 道路網・路線計画			
第6304条 道路網・路線計画	1-1-48		
第5節 成果物			
第6305条 成果物	1-1-49		
第4章 道路設計			
第1節 道路設計の種類			
第6401条 道路設計の種類	1-1-50		
第2節 道路設計			
第6402条 道路設計の区分	1-1-50		
第6403条 道路概略設計	1-1-50		
第6404条 道路予備設計(A)	1-1-52		
第6405条 道路予備修正設計(A)	1-1-54		
第6406条 道路予備設計(B)	1-1-54		
第6407条 道路予備修正設計(B)	1-1-56		
第6408条 道路詳細設計	1-1-57		
第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)			



第6409条	歩道設計の区分	1-1-59	第6505条	地下横断歩道等詳細設計	1-1-94
第6410条	歩道詳細設計	1-1-59	第3節	成果物	
第4節	平面交差点設計		第6506条	成果物	1-1-97
第6411条	平面交差点設計の区分	1-1-61	第6章	トンネル設計	
第6412条	平面交差点予備設計	1-1-61	第1節	トンネル設計の種類	
第6413条	平面交差点詳細設計	1-1-63	第6701条	トンネル設計の種類	1-1-100
第5節	立体交差設計		第2節	トンネル設計	
第6414条	立体交差設計の区分	1-1-64	第6702条	山岳トンネル設計の区分	1-1-100
第6415条	ダイヤモンド型IC予備設計	1-1-65	第6703条	山岳トンネル予備設計	1-1-100
第6416条	ダイヤモンド型IC詳細設計	1-1-66	第6704条	山岳トンネル詳細設計	1-1-102
第6417条	トランペット・クローバー型IC予備設計	1-1-68	第3節	シールドトンネル設計	
第6418条	トランペット・クローバー型IC詳細設計	1-1-69	第6705条	シールドトンネル設計の区分	1-1-106
第6節	道路休憩施設設計		第6706条	シールドトンネル予備設計	1-1-106
第6419条	道路休憩施設設計の区分	1-1-70	第6707条	シールドトンネル詳細設計	1-1-109
第6420条	道路休憩施設予備設計	1-1-71	第6708条	立坑予備設計	1-1-112
第6421条	道路休憩施設詳細設計	1-1-72	第6709条	立坑詳細設計	1-1-114
第7節	一般構造物設計		第4節	開削トンネル設計	
第6422条	一般構造物の区分	1-1-74	第6710条	開削トンネル設計の区分	1-1-117
第6423条	一般構造物予備設計	1-1-74	第6711条	開削トンネル予備設計	1-1-118
第6424条	一般構造物詳細設計	1-1-76	第6712条	開削トンネル詳細設計	1-1-120
第6425条	落石防護種詳細設計	1-1-78	第5節	トンネル設備設計	
第6426条	一般構造物基礎工詳細設計	1-1-79	第6713条	トンネル設備設計の区分	1-1-123
第8節	成果物		第6714条	トンネル設備予備設計	1-1-124
第6427条	成果物	1-1-80	第6715条	トンネル設備詳細設計	1-1-125
第5章	地下構造物設計		第6節	成果物	
第1節	地下構造物設計の種類		第6716条	成果物	1-1-130
第6501条	地下構造物設計の種類	1-1-90	第7章	橋梁設計	
第2節	地下横断歩道等設計		第1節	橋梁設計の種類	
第6502条	地下横断歩道等設計の区分	1-1-90	第6801条	橋梁設計の種類	1-1-137
第6503条	地下横断歩道等基本計画	1-1-90	第2節	橋梁設計	
第6504条	地下横断歩道等予備設計	1-1-92			

第6802条	橋梁設計の区分	1-1-137
第6803条	橋梁予備設計	1-1-137
第6804条	橋梁詳細設計	1-1-139
第3節	橋梁拡幅設計	
第6805条	橋梁拡幅設計の区分	1-1-141
第6806条	橋梁拡幅予備設計	1-1-142
第6807条	橋梁拡幅詳細設計	1-1-144
第4節	橋梁補強設計	
第6808条	橋梁補強設計の区分	1-1-146
第6809条	橋梁補強予備設計	1-1-146
第6810条	橋梁補強詳細設計	1-1-148
第5節	成果物	
第6811条	成果物	1-1-150

第1101条 適用

1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、広島高速道路公社の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画土木業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る契約書（委託契約書、調査・設計業務等委託契約約款（以下「契約約款」という。）及び契約特記事項（特記事項）をいう。以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補充し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、発注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 現場技術業務、測量作業及び地質・土質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第1102条 用語の定義

- 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。
1. 「発注者」とは、広島高速道路公社の理事長をいう。
  2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
  3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約約款第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
  4. 「検査員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約約款第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
  5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約約款第10条第1項の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
  6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約約款第11条第1項の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。

7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
11. 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）及び業務委託費内訳表を総称していう。
12. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
13. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
14. 「業務委託費内訳表」とは、当該設計業務等の実施に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
15. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
16. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
17. 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
18. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
19. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
20. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
22. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者

に対して書面をもって同意を求めることをいう。

23. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

26. 「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

27. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。

29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。

30. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。

32. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。

32. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

#### 第1103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

#### 第1104条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第1105条 調査職員

1. 発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3. 契約約款の規定に基づく調査職員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。

4. 調査職員がその権限を行使するとき、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

#### 第1106条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士又はシビルコンソルテイングマナー（以下「RCCM」という。）の資格保有者（特記仕様書に定めのある資格保有者であること。）あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

4. 管理技術者に委任できる権限は契約約款第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面

をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約約款第10条第2項の規定により行使できないうとされた権限を除く。)を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

#### 第1107条 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

2. 照査技術者は、技術士又はシビルコンサルティングマネージャ(以下「RC CM」という。)の資格保有者(特記仕様書に定めのある資格保有者であること。)あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

#### 第1108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

2. 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

#### 第1109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を籍で、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に請求する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類の様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時又は完了時において、請負代金額500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(T E R I S)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたいえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。  
なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### 第1110条 打合せ等

1. 設計業務等を通正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。

3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

#### 第1111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画

- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

お、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

- 3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしなくては、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならぬ。
- 4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならぬ。

#### 第1112条 資料の貸与及び返却

- 1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他の関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなつた場合はただちに調査職員に返却するものとする。
- 3. 受注者は、貸与された図書及びその他の関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第1113条 関係官公庁への手続き等

- 1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

#### 第1114条 地元関係者との交渉等

- 1. 契約約款第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとする。調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならぬ。

- 2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更を要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第1115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約約款第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協議を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となつた場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

## 第1116条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（SI）とする。

## 第1117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 第1118条 検査

1. 受注者は、契約約款第31条第1項の規定に基づき、委託業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していただければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日と通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機械を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 設計業務等成果品の検査
  - (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

## 第1119条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認められた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の

示に従うものとする。

4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約約款第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

## 第1120条 条件変更等

1. 契約約款第18条第1項第5号に規定する「早期することのできない特別な状態」とは、契約約款第29条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約約款第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、業務打合せ簿によるものとする。

## 第1121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約約款第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第1120条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
  - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

## 第1122条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

### 第1125条 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約約款第27条に規定する一般的損害、契約約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約約款第40条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

### 第1126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるとする。

- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2. 受注者は、部分使用に同意した場合、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

### 第1127条 再委託

1. 契約約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

(2) 解折業務における手法の決定及び技術的判断

2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、機型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

4. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、広島高速道路公社の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、広島高速道路公社の指名除名期間中であってはならない。

### 第1128条 成果物の使用等

3. 受注者は、契約約款第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約約款第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

### 第1123条 一時中止

1. 契約約款第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合

(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適當又は不可能となった場合

(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合

(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) 前各号に掲げるもの他、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

### 第1124条 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約約款第27条に規定する一般的損害、契約約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合



1. 受注者は、契約約款第6条第4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができ。

2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 第1129条 守秘義務

1. 受注者は、契約約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第1127条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### 第1130条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づき措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### 第1131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第1132条 履行報告

受注者は、契約約款第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。

#### 第1132条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。

2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

## 第2章 設計業務等一般

### 第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

### 第1202条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要ならぬ地の状況を把握するものとする。

### 第1203条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。

2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

### 第1204条 調査業務の内容

調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

### 第1205条 計画業務の内容

計画業務とは、第1111条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

### 第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1111条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。

2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。

3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。

4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等的一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。

5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

### 第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1111条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確説する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。

2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1111条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。

3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1111条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。

4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

### 第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1111条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確説する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。

2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1111条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。

3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1111条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。

4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

#### 第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1111条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。

2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1111条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。

3. 受注者は、本条2項において、第1111条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。

4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特許工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。

6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。

7. 設計において、建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。

8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並び

その計算過程を明記するものとする。

9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。

また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。

11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用して、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用して、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

#### 第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文中に定められたものとする。

2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめらるものとする。

3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地状況を示す写真と共にその結果をとりまとめらるものとする。

4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

5. 受注者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

- (1) 設計業務成果概要書  
設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。
- (2) 設計計算書等  
計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。
- (3) 設計図面  
設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。
- (4) 数量計算書  
数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。数量集計表の様式は、国土技術政策総合研究所などのインターネットホームページで掲載。  
<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/sr/suryo.htm>  
ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。
- (5) 概算工事費  
概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。
- (6) 施工計画書  
1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。  
(イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法  
(ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他  
2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。
- (7) 現地踏査結果  
受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

主要技術基準及び参考図書

H16.3現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共通			
1	土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木学会基準	土木学会	H 3.10
3	土木製図基準	土木学会	H15.11
4	水理公式集	土木学会	H11.11
5	J I S ハンドブック	日本規格協会	最新版
6	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H13. 6
7	土木工事安全施工技術指針の解説	国土技術研究センター	H13.12
8	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究所カ-	H 5. 2
9	建設機械施工安全技術指針	建設省	H 6.11
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械化協会	H 6. 4
11	土木工事共通仕様書	広島高速道路公社	H17. 8
12	地盤調査法	地盤工学会	H 7. 9
13	土質試験の方法と解説(第一回改訂版)	地盤工学会	H12. 3
14	地質調査資料整理要領(案)	日本建設情報総合カ-	H15. 7
15	国土交通省公共測量作業規程(世界測地系対応版)	日本測量協会	H14. 6
16	国土交通省公共測量作業規程 解説と運用(世界測地系対応版)	日本測量協会	H15. 5
17	国土交通省公共測量作業規程記載要領	日本測量協会	—
18	測量成果電子納品要領(案)	日本建設情報総合カ-	H15. 3
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	日本測量協会	H13.11
20	高水準標点の2000年度年度平均成果改訂に伴う公共水準標点成果改訂マニュアル(案)	日本測量協会	H13.11
21	RTK-GPSを利用する公共測量マニュアル	日本測量協会	H12. 8
22	現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)(測量編)	国土交通省	H15. 9
23	現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)(地質・土質調査編)	国土交通省	H15. 1
24	現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)(土木設計業務編)	国土交通省	H14. 2

No.	名	称	編纂又は発行所名	発行年月
25	2002年制定	コンクリート標準示方書(施工編一耐久性照査型)	土木学会	H14. 3
26	2002年制定	コンクリート標準示方書(編装編)	土木学会	H14. 3
27	2002年制定	コンクリート標準示方書(コンクリート編)	土木学会	H14. 3
28	2002年制定	コンクリート標準示方書(規準編)	土木学会	H14. 3
29	2002年制定	コンクリート標準示方書(耐震性照査編)	土木学会	H14.12
30	2001年制定	コンクリート標準示方書(維持管理編)	土木学会	H13. 1
31	土木設計業務等の電子納品要領(案)		日本建設情報総合センター	H13. 8
32	CAD製図基準(案)		日本建設情報総合センター	H15. 7
33	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)		国土交通省	H16. 1
34	デジタル写真管理情報基準(案)		日本建設情報総合センター	H14. 7
35	ボルト・ナット・柱状図作成要領(案)解説書		日本建設情報総合センター	H11. 5
36	2002年制定	コンクリート標準示方書(構造性能照査編)	土木学会	H14. 3
37	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)		全日本建設技術協会	—
38	7*ボルト・ナット・コンクリート工法設計施工指針		土木学会	H 3. 3
39	トンネル標準示方書(山岳工法編)同解説		土木学会	H 8. 7
40	トンネル標準示方書(シールド工法編)同解説		土木学会	H 8. 7
41	トンネル標準示方書(開削工法編)同解説		土木学会	H 8. 7
42	地中送電線用深部立杭、河道の調査・設計・施工計測指針		日本トンネル技術協会	S57. 3
43	地中構造物の建設に伴う近接施工指針		日本トンネル技術協会	H11. 2
44	シールド工事用標準セグメント		日本下水道協会	H13. 7
45	防雪工学ハンドブック		日本建設機械化協会	H12.12
46	軟岩評価一調査・設計・施工への適用		土木学会	H 4.11
47	クワックラフト・アウター設計・施工基準同解説		地盤工学会	H12. 3
48	クワックラフト・アウター設計・施工手引書(案)		日本アンカー協会	H 4. 3
49	シールドラフト工法技術資料		日本シールドラフト協会	H 6. 6
50	シールドラフト工法(積算資料)		日本シールドラフト協会	H 6.
51	大深掘土留め設計・施工指針(案)		先端建設技術センター	H6.10
52	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、カイトラフ		建設省土木研究所	H 4. 3

No.	名	称	編纂又は発行所名	発行年月
53	薬液注入工法設計施工指針		日本薬液注入協会	H14. 8
54	薬液注入工法設計資料		日本薬液注入協会	毎年発行
55	薬液注入工種算資料		日本薬液注入協会	毎年発行
56	近接基礎設計・施工要領(案)		建設省土木研究所	S58. 6
57	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置に関する指針		日本火災防犯器工業会	H15.
58	高圧受電設備規程		日本電気協会	H14. 8
59	防災設備に関する指針		日本建設工業協会	H 6. 8
60	昇降機設計・施工上の指針		昇降機安全協会	H 7. 3
61	日本建設機械要覧		日本建設機械化協会	H13. 3
62	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)		日本建設機械化協会	H13. 2
63	建設衛生上利用技術マニュアル		土木研究センター	H 9.10
64	建設副産物適正処理推進要綱の解説		先端建設技術センター	H14.11
65	災害復旧工事の設計要領		全国防災協会	毎年発行
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係				
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針		建設省	S60. 9
2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」		ダム水資源総合センター	H12.12
3	建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針		建設省	S60. 9
4	「放水路事業における環境影響評価の考え方」		リバーフロント総合センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン		日本河川協会	H 2. 4
6	改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編		日本河川協会	H 9.10
7	〃 計画編		日本河川協会	H 9.10
8	〃 設計編(I・II)		日本河川協会	H 9.10
9	河川管理施設等構造令		日本河川協会	H12. 1
10	防災調節池等技術基準(案)増補改訂(一部修正)版		日本河川協会	H13. 8
11	流域貯留施設等技術指針(案)		日本河川協会	H 5. 5
12	増補流域貯留施設等技術指針(案)		日本河川協会	H 5. 5
13	港湾の施設の技術上の基準・同解説		日本港湾協会	H11. 4

No.	名	称	編集又は発行所名	発行年月
14	数字で見る港湾		日本港湾協会	H14. 7
15	水門鉄管技術基準 ・第4回改訂版(水門原編)-付解説- ・第4回改訂版(水圧鉄管・鋼管構造物編、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編		水門鉄管協会	H12. 4 H13. 8 H13. 3
16	柔構造橋門設計の手引き		国土開発技術研究所	H10.11
17	河川土工マニュアル		国土開発技術研究所	H 5. 8
18	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)		ダム・堰施設技術協会	H11. 3
19	水門・橋門ゲート設計要領(案)		ダム・堰施設技術協会	H13.12
20	鋼製起状ゲート設計要領(案)		ダム・堰施設技術協会	H11.10
21	防災調範池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)		日本河川協会	S63. 1 H13. 8
22	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説		河川排水設備技術協会	H13. 2
23	海岸保全施設築造基準解説(改訂版)		全国海岸協会	S62. 4
24	海岸便覧		全国海岸協会	H14. 3
25	(第2次改訂)ダム設計基準		日本ダム会議	S53. 8
26	仮締切堤設置基準		建設省治水課	H10. 6
27	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル		国土技術研究所	H13. 5
28	堤防余盛基準		建設省治水課	S44. 1
29	ダム基礎地質調査基準		日本ダム会議	S51. 3
30	ダム構造物管理基準		日本ダム会議	S61. 5
31	水管橋設計基準		日本水道鋼管協会	H11. 6
32	河川改修事業関係例規集		日本河川協会	毎年発
33	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)		リバーフロント影響センター	H 9. 4
34	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)ダム版(生物調査編)		ダム水源地整備センター	H 6.
35	河川関係法令規集		第1法規	-
36	護岸の力学的設計法		国土開発技術研究所	H11. 2
37	海岸保全施設構造例集		全国海岸協会	S57. 3
38	水産庁監修池港構造物標準設計法1990年版		全国漁港協会	H 2.10
39	シフト式鋼製護岸設計指針		日本港湾協会	S52. 3

No.	名	称	編集又は発行所名	発行年月
40	砂防関係法令規集		全国治水砂防協会	毎年発行
41	河岸等の植樹基準(案)		建設省河川局治水課	H元. 4
42	砂防指定地指定実務要領		全国加除法令出版	H元.10
43	河川における樹木管理の手引き		リバーフロント整備センター	H11. 9
44	都市河川計画の手引き(治水防衛計画編)		国土開発技術研究所	H 5. 6
45	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)		国土開発技術研究所	H 5.10
46	河川構造物設計業務ガイドライン(護門・護管設計業務)		国土開発技術研究所	H 8.11
47	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)		国土開発技術研究所	H 8.11
48	土木構造物設計マニュアル(案) - 種門編 -		全日本建設技術協会	H14. 1
49	床止めの構造設計の手引き		国土開発技術研究所	H10.12
50	海岸保全計画の手引き		全国海岸協会	H 6. 3
51	緩傾斜堤の設計の手引き		全国海岸協会	H元. 9
52	人工リーフの設計の手引き		全国海岸協会	H 4. 6
53	治水経済調査要綱		建設省河川局	H 6.10
54	港湾調査指針		日本港湾協会	S62. 6
55	面的な海岸防衛方式の計画・設計マニュアル		日本港湾協会	H 3. 3
56	人工海浜の建設技術マニュアル		運輸省	S54. 4
57	ビーチ計画・設計マニュアル		日本マリナーズ協会	H 4. 8
58	港湾環境整備施設技術マニュアル		沿岸開発技術研究所	H 3. 3
59	農地防災事業便覧		地球社	H11. 1
60	漁港計画の手引き		全国漁港協会	H 4.11
61	漁港海岸事業設計の手引き		全国漁港協会	H 8. 9
62	水と緑の浸流づくり調査		建設省砂防局砂防部	H 3. 8
63	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)		建設省砂防局砂防部	H 6. 9
64	砂防における自然環境調査マニュアル(案)		建設省砂防局砂防部	H 3.
65	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)		全国治水砂防協会	S59.10
66	ダム貯水池水質調査要領		国土開発技術研究所	S55. 6
67	シフト式鋼製護岸設計指針・同解説		国土開発技術研究所	S58.12

No.	名	称	編纂又は発行所名	発行年月
68	鋼製砂防構造物設計便覧		砂防地すべり技術センター	H13. 2
69	多段落差工設計指針(案)		建設省土木研究所	S63. 5
70	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)		総合土石流対策基本計画検討委員会	H元. 9
71	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)		建設省前川内河防部	H11. 4
72	地すべり鋼管杭設計要領		地すべり対策技術協会	H 4. 4
73	新・斜面崩壊防止の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-		全国治水砂防協会	H12. 4
74	ダム事業の手引き(平成元年度版)		ダム技術センター	H元. 4
75	フィタダの耐震設計指針(案)		国土開発技術研究所	H 3. 7
76	多目的ダムの建設		全国建設研修センター	H 7. 1
77	コンクリートダムの細部技術		ダム技術センター	H 4. 3
78	コンクリートダム技術指針・同解説		国土開発技術研究所	S59. 6
79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き		通産省資源エネルギー庁	H10. 9
80	ダムの地質調査		土木学会	S61. 10
81	ダムの岩盤掘削		土木学会	H 4. 4
82	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法--せん断試験法-- -孔内載荷試験法-		土木学会	H12. 12
83	軟岩の調査・試験の指針(案)		土木学会	H 3. 11
〔3〕 道路関係				
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針		建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧		道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用		日本道路協会	H16. 2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-		ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程-解説とその運用-		日本林道協会	H14. 5
6	全国道路交通情勢調査実施要綱-一般交通量調査(調査編)		建設省道路局	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル		建設省土木研究所	H 2. 2

No.	名	称	編纂又は発行所名	発行年月
8	自転車道等の設計基準解説		日本道路協会	S49. 10
9	自転車道必修		自転車道協会	S60. 3
10	交通工学ハンドブック2001 CD-ROM版		交通工学研究会	H13. 2
11	ハンドブックブック(改訂版)		日本道路協会	S49. 8
12	道路の交通容量		日本道路協会	S59. 9
13	道路の交通容量1985		交通工学研究会	S62. 2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL		-	-
15	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編		交通工学研究会	H14. 7
16	改訂 平面交差の計画と設計・応用編		交通工学研究会	H元. 5
17	交通信号の手引き		交通工学研究会	H 6. 7
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計		交通工学研究会	S63. 12
19	コミュニケーションゾーン形成マニュアル		交通工学研究会	H 6. 5
20	コミュニケーションゾーン実践マニュアル		交通工学研究会	H12. 7
21	道路環境影響評価技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		道路環境研究所	H12. 11
22	道路土工要綱		日本道路協会	H 2. 8
23	道路土工-土質調査指針		日本道路協会	S61. 11
24	道路土工-施工指針		日本道路協会	S61. 11
25	道路土工-排水指針		日本道路協会	S62. 6
26	道路土工-のり面工・斜面安定工指針		日本道路協会	H11. 3
27	道路土工-軟弱地盤対策工指針		日本道路協会	S61. 11
28	道路土工-仮設構造物工指針		日本道路協会	H11. 3
29	道路土工-擁壁工指針		日本道路協会	H11. 3
30	道路土工-カルバート工指針		日本道路協会	H11. 3
31	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版		土木研究センター	H14. 10
32	プレキャストコンクリート設計・施工マニュアル(新規格用)製・プレキャストコンクリート製		全国プレキャスト協会	H13. 3
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針		国土開発技術研究所	H11. 3
34	下水道用ゼミミックハイブ(陶管)道路埋設指針		全国ゼミミックハイブ工業組合	H11. 3
35	下水道用硬質強化プラスチック管道路埋設指針		強化プラスチック管継手協会	H14. 8

No.	名	称	編纂又は発行所名	発行年月
36	P Cホウツツカサハート	道路理設計指針(改訂版)	日本道路協会	H 3. 10
37	のり枠工の設計・施工指針		全国特定路面保護協会	H15. 2
38	道路橋示方書・同解説(I共通編・II鋼橋編)		日本道路協会	H14. 3
39	道路橋示方書・同解説(I共通編・IIIコンクリート橋編)		日本道路協会	H14. 3
40	道路橋示方書・同解説(I共通編・IV下部構造編)		日本道路協会	H14. 3
41	道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)		日本道路協会	H14. 3
42	鋼道路橋の疲労設計指針		日本道路協会	H14. 3
43	鋼道路橋設計便覧		日本道路協会	S55. 8
44	鋼道路橋施工便覧		日本道路協会	S60. 2
45	道路橋耐風設計便覧		日本道路協会	H 3. 7
46	抗基礎設計便覧(改訂版)		日本道路協会	H 4. 10
47	抗基礎施工便覧		日本道路協会	H 4. 10
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧		日本道路協会	H 9. 1
49	立体橋断施設技術基準・同解説		日本道路協会	S54. 1
50	コンクリート道路橋設計便覧		日本道路協会	H 6. 2
51	コンクリート道路橋施工便覧		日本道路協会	H10. 1
52	プレキャストコンクリート工法によるアライストコンクリート引げた道路橋設計・施工指針		日本道路協会	H 4. 10
53	道路橋支保標準設計(ゴム支保・ころがり支保編)		日本道路協会	H 5. 4
54	道路橋支保標準設計(すべり支保編)		日本道路協会	H 5. 5
55	道路橋伸縮装置便覧		日本道路協会	S45. 11
56	道路橋支保便覧		日本道路協会	H15. 3
57	鋼道路橋塗装便覧(改訂版)		日本道路協会	H 2. 6
58	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集		日本道路協会	H 2. 6
59	道路橋補修便覧		日本道路協会	S54. 2
60	鋼道路橋の細部構造に関する資料集		日本道路協会	H 3. 7
61	小規模吊橋指針・同解説		日本道路協会	S59. 4
62	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説		日本道路協会	S59. 2
63	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料		日本道路協会	S62. 1

No.	名	称	編纂又は発行所名	発行年月
64	鋼構造架設計施工指針		土木学会	H14. 3
65	美しい橋のデザインマニュアル		土木学会	H 5. 3
66	道路橋舟艇便覧 ・橋の美 ・橋の美 II ・橋の美 III (橋梁デザインノート)		日本道路協会	S52. 6 S56. 6 H 4. 5
67	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)		日本道路協会	H13. 11
68	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説		日本道路協会	H15. 11
69	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説		日本道路協会	H13. 11
70	道路トンネル便覧		日本道路協会	S50. 1
71	道路トンネル維持管理便覧		日本道路協会	H 5. 11
72	道路トンネル観察・計測指針		日本道路協会	H 5. 11
73	道路トンネル安全施工技術指針		日本道路協会	H 8. 10
74	舗装の構造に関する技術基準・同解説		日本道路協会	H13. 9
75	舗装設計施工指針		日本道路協会	H13. 12
76	排水性舗装技術指針(案)		日本道路協会	H 8. 11
77	転圧コンクリート舗装技術指針(案)		日本道路協会	H 2. 11
78	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)		日本道路協会	H 4. 12
79	舗装施工便覧		日本道路協会	H13. 12
80	アスファルト混合所便覧(平成8年版)		日本道路協会	H 8. 10
81	プラント再生舗装技術指針		日本道路協会	H 4. 12
82	砂利道の継ぎ目処理指針		日本アスファルト協会	S60. 3
83	フルデアス・アスファルト舗装設計施工指針(案)		日本アスファルト協会	S61. 9
84	高炉スラグ路盤設計施工指針		鐵鋼スラグ協会	S57. 6
85	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針		鐵鋼スラグ協会	S57. 7
86	製鋼スラグ路盤設計施工指針(1985年改定)		鐵鋼スラグ協会	S60. 9
87	インターロックングブロック舗装設計施工要領		インターロックングブロック技術協会	H12. 7
88	設計要領第一集 舗装編		日本道路公団	H13. 9
89	構内舗装・排水設計基準		公共建築協会	H13. 4



No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
90	供用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.
91	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
92	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11
93	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
94	舗装試験法便覧	日本道路協会	S63.11
95	舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	日本道路協会	H 8.10
96	道路震災対策便覧(震前対策編)改訂版	日本道路協会	H14. 4
97	道路震災対策便覧(震災復旧編)改訂版	日本道路協会	H14. 4
98	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12. 6
99	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
100	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5
101	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
102	ブレキヤストロクート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
103	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
104	キャブシフト4技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
105	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H10.11
106	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H11. 3
107	改訂路面表示設置の手引	交通工学研究会	H10. 5
108	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
109	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
110	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	S56. 4
111	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H14. 4
112	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
113	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
114	9 5 道路標識ハンドブック	全国道路標識・表示協会	H 7. 1
115	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示協会	H13.12
116	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4.11
117	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔4〕電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	-
2	(解説)電気設備の技術基準	経済産業省・電気工業会	H13. 5
3	内線規程	日本電気協会	H12.10
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H14. 9
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H 9. 2
6	建築設備設計基準	公共建築協会	H14. 6
7	電気設備工事共通仕様書	公共建築協会	H13. 3
8	機械設備工事共通仕様書	公共建築協会	H13. 3
9	建築工事共通仕様書	公共建築協会	H13. 3

注意：最新版を使用するものとする。

第2編 道路編  
第1章 道路環境調査

第1節 環境影響評価

本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下「技術指針省令」という。）に準拠して実施するものとする。

第6101条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 方法書（案）の作成
- (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (3) 調査
- (4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (5) 準備書（案）の作成
- (6) 評価書（案）の作成
- (7) 評価書の補正等

第6102条 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第二条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要なとされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 計画準備  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 対象事業内容（事業特性）の把握  
受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。
- (3) 現地踏査  
受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。
- (4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握  
受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第五条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実

施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握するものとする。

- (5) 環境影響評価の項目の選定  
受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

- (6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

- (7) 方法書（案）の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第二条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

- (8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定  
受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

- (9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6103条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第五条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 計画準備  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 事業特性の把握  
受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。
- (3) 地域特性の把握  
受注者は、技術指針省令第五条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。
- (4) 環境影響評価の項目の選定  
受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条

に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定  
受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 第6104条 調査

##### 1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第九条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 調査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。

3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

###### (3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

###### (4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 第6105条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

##### 1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第十条、第十一条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第十三条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第十条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

#### (3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第十四条～第十六条の主旨に従い必要に応じて適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

#### (4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第十七条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

#### (5) 評価

受注者は、技術指針省令第十一条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

#### (6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第十八条第六項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

#### (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 第6106条 準備書(案)の作成

##### 1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十八条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続に必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 準備書(案)の作成

受注者は、技術指針省令第十八条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。

###### (3) 要約書(案)の作成

受注者は、準備書（案）を要約した書類としての要約書（案）を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第6107条 評価書（案）の作成

### 1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第十九条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第十九条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

#### (3) 要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

#### (4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第6108条 評価書の補正等

### 1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要な必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2節 成果物

### 第6109条 成果物

#### 1. 環境影響調査

受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1115条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表6.1.1 環境影響評価成果物一覧表

成果物項目	摘要
環境影響評価報告書一式	※1
方法書（案）	
準備書（案）	※2
評価書（案）	※2

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書（案）を含むものとする。

## 第2章 交通現況調査

### 第1節 交通現況調査

#### 第6201条 交通現況調査の種類

交通現況調査の種類は次のとおりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 速度調査
- (3) 起終点調査
- (4) 交通渋滞調査
- (5) 駐車場調査

### 第2節 交通量調査

#### 第6202条 交通量調査の区分

交通量調査は、次の区分により行うものとする。

- (1) 単路部交通量調査
- (2) 交差点部交通量調査

#### 第6203条 単路部交通量調査

##### 1. 業務目的

単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。

##### 2. 業務内容

単路部交通量調査の業務内容は次のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時間の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (3) 交通量調査

受注者は、調査職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は調査職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）」（旧建設省道路局）に準ずるものとする。

##### (4) 集計整理

受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。

##### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 第6204条 交差点部交通量調査

##### 1. 業務目的

交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。

##### 2. 業務内容

交差点部交通量調査の業務内容は次のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

##### (3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「交通渋滞実態調査マニュアル」（旧建設省土木研究所、以下“渋滞調査マニュアル”と記す。）に準ずるものとする。

##### (4) 集計整理

受注者は、集計整理について、第6203条単路部交通量調査第2項の(4)に準ずるものとする。

##### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 速度調査

#### 第6205条 速度調査の区分

速度調査は、次の区分により行うものとする。

- (1) 走行速度調査
- (2) 旅行速度調査

#### 第6206条 走行速度調査

##### 1. 業務目的

走行速度調査は、対象道路断面における車両の地点速度を調査し、交通状況を把握することを目的とする。

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 第4節 起終点調査

第6208条 起終点調査の種類  
起終点調査の種類は次のとおりとする。

- (1) 路側ODD調査
- (2) オナーナイタービューODD調査

第6209条 路側ODD調査

1. 業務目的  
路側ODD調査は、地整標又は県際（コードライン）などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。

2. 業務内容  
路側ODD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（旧建設省道路局・都市局、以下“ODD調査要綱”と記す。）に基づき次のとおりとする。

(1) 計画準備  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 断面交通量調査  
受注者は、観測地点においてODD調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、1時間単位で観測するものとする。

(4) 路側ODD調査  
受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、閉き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での閉き取り又はメールODD調査）または設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両および調査票はODD調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、ODD調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。

(5) 自動車航送船ODD調査  
受注者は、コードラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側ODD調査を実施するものとする。なお、調査にあつては、出発港にて調査事項を聞き取り、ODD調査要綱に定められた調査票等から乗船前に調査事項を聞き取り、ODD調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向

2. 業務内容  
走行速度調査の業務内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 走行速度調査  
受注者は、設計図書に基づき、調査地点において短区間の走行速度を人手あるいは速度計測装置などを用いて方向別、車種別に計測するものとする。

受注者は、設計図書に基づき、指示された各時間帯及びサンプリング数の車両の速度を計測するものとする。また、車種分類は調査職員の指示による以外は、大型車と小型車の2分類とする。

(4) 集計整理  
受注者は、設計図書に基づき、計測された車両の速度の集計整理を行うものとする。

(5) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6207条 旅行速度調査

1. 業務目的  
旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容  
旅行速度調査の業務内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 旅行速度調査  
受注者は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点又は一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。なお、調査時間帯および調査回数、設計図書に基づくものとする。

(4) 集計整理  
受注者は、集計整理について、第6206条走行速度調査第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 報告書作成

調査票を借用し、OD調査要綱に定められた自動車航送船OD調査票に転記するものとする。

(6) マスターファイル作成

受注者は、(3)～(5)の調査結果をOD調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6210条 オナーインタービューOD調査

1. 業務目的

オナーインタービューOD調査は、自動車交通の起終点運行目的等を自動車保有者に直接調査することにより、自動車の利用実態、道路交通の特性等を把握し、今後の道路の計画、建設、管理等についての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

調査の項目は、OD調査要綱に基づき次のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 自家用車類OD調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、訪問留置、訪問回収方式により調査するものとする。実施にあたっては、身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収し、不明な個所の確認を行うものとする。

(3) 営業用車類事業者インタビュー調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された営業用自動車の保有者または使用者に対し、調査日の運行状況、及び各トリップ毎の運行内容について調査するものとする。

(4) 営業用車類路線運行調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、運行系統別輸送実績報告書等から、路線バスの運行状況等を調査するものとする。

(5) マスターファイル作成

受注者は、マスターファイル作成について、第6209条路側OD調査第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 交通渋滞調査

第6211条 交通渋滞調査

1. 業務目的

交通渋滞調査は、交通渋滞対策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交通渋滞調査の項目は、渋滞調査マニュアルに基づき、次のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 地点情報調査

受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目およびその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。

(4) 交通量調査

受注者は、次の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。

1) 交差点部 流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を10分間毎に観測を行う。

2) 一般部 方向別・車線別・車種別の自動車交通量を10分間毎に観測を行う。

(5) 渋滞長調査

受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に50m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

(6) 渋滞区間通過時間調査

受注者は、渋滞区間を通過するのに要する時間を10分毎に調査を行うものとする。

(7) 信号現示調査

受注者は、信号現示を流入方向別および調査職員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。

また、信号制御方式(定周期制御、感応制御)についても管轄警察に聞き取りによる補助調査を行うものとする。

(8) 渋滞原因調査

受注者は、(3)～(7)の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。

(9) 集計整理

受注者は、(3)～(8)の調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準

じて報告書を作成するものとする。

## 第6節 駐車場調査

### 第6212条 駐車場調査の区分

駐車場調査は、次の区分により行うものとする。

- (1) 駐車場施設実態調査
- (2) 駐車原単位調査

### 第6213条 駐車場施設実態調査

#### 1. 業務目的

駐車場施設実態調査は、対象地域における有効的かつ効率的な駐車場の整備を図るために、駐車場の位置、規模、形態などを把握し、今後の駐車場の計画、建設などについての基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2. 業務内容

駐車場施設実態調査の業務内容は次のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 調査対象駐車場の抽出

受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情報調査実施要綱 駐車場調査（調査編）」（旧建設省都市局・道路局、以下「駐車場調査要綱」と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。

##### (3) 駐車場施設実態調査

受注者は、調査対象駐車場に調査員を派遣し、駐車場施設に関する調査を実施するものとする。調査の内容と方法は駐車場調査要綱の基準によるものとする。

##### (4) 集計整理

受注者は、駐車場調査要綱に示される方法に準じ、個別の駐車場のデータを集計整理するとともに、ブロック別および形態（時間帯、月極め、専用、その他）別に箇所数、駐車容量等を集計整理するものとする。

##### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第6214条 駐車原単位調査

#### 1. 業務目的

駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場の施設実態調査結果を用いて、対象地域全域の駐車場の施設状況を把握することにより対象地域における有効的かつ効率的な駐車場の整備のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 業務内容

駐車原単位調査の業務内容は次のとおりとする。

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### (2) 資料の準備

受注者は、原単位を設定するための資料として、次の資料を準備する。

- 1) 都市計画図
- 2) 住宅地図

### (3) 調査実施町丁目の抽出

受注者は、原単位を設定するための町丁目を抽出するものとする。その内容と方法は、駐車場調査要綱において示される内容及び方法に準ずるものとする。

### (4) 用途地域群面積の計測

受注者は、調査実施町丁目の各用途地域の面積を、駐車場調査要綱において示される方法に準じて計測するものとする。

### (6) 駐車場施設実態調査

受注者は、駐車場施設実態調査について、第6213条駐車場施設実態調査第2項の(3)に準ずるものとする。

### (6) 原単位の設定

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、用途地域別の駐車場の原単位を設定するものとする。

### (7) 地区内の駐車場の施設状況

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、駐車場施設実態調査を実施していない地区の駐車場の施設状況を算出するものとする。

### (8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第7節 成果物

### 第6215条 成果物

受注者は、表6.2.1に示す成果物を作成し、第1115条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表6.2.1 交通状況調査成果物一覧表

調査種別	成果物	項目
交通状況調査	調査報告書	
	調査データ	集計結果
速度調査	調査報告書	
	調査データ	集計結果



起終点調査	調査報告書 マスデータファイル
交通渋滞調査	調査報告書 調査データ集計結果
駐車場調査	調査報告書 駐車場位置（規模、形態区分）図 調査データ集計結果

### 第3章 道路網・路線計画

#### 第1節 道路網・路線計画の種類

##### 第6301条 道路網・路線計画の種類

道路網・路線計画の種類は次のとおりとする。

- (1) 現況調査
- (2) 交通量推計調査
- (3) 道路網・路線計画

#### 第2節 現況調査

##### 第6302条 現況調査

###### 1. 業務目的

現況調査は、設計図書に基づき対象地域において、道路網・路線整備計画策定において必要な交通状況の現況及び将来動向を把握することを目的とする。

###### 2. 業務内容

現況調査の業務内容は次のとおりとする。

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、次に示す関連資料を収集整理するものとする。

- 1) 人口、経済動向指標
- 2) 土地利用状況
- 3) 道路交通現況
- 4) 交通施設整備状況
- 5) 関連開発計画及び事業
- 6) 現況自動車OD交通流動
- 7) その他必要な資料

###### (3) 実態調査

受注者は収集した関連資料だけで道路交通の特性把握を十分に行うことが出来ない場合には、調査職員の指示により必要項目の実態調査を行うものとする。

###### (4) 道路交通の特性分析

受注者は、収集した関連資料の整理および実態調査等を通して、対象地域の現況及び道路交通特性を明らかにするとともに、現況道路交通の問題点について整理を行うものとする。

###### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 交通量推計調査

#### 第6303条 交通量推計調査

##### 1. 業務目的

交通量推計調査は、設計図書に示す対象道路又は道路網について、自動車交通の現況及び将来OD表をもとに、交通量の推計を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

交通量推計調査の業務内容は次のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 交通量配分用データの作成

受注者は、交通現況調査および将来道路網計画に基づき、地域に適した交通量配分用データを作成するものとする。

##### 1) OD表

使用するOD表は、設計図書に基づき作成するものとする。

##### 2) ゾーニング

対象道路網に即した地域の大ささにゾーンを統合あるいは分割し、併せてOD表の集約または分割を行うものとする。

##### 3) 交通量配分道路網の作成

対象地域の現況及び将来道路網をもとに、交通量配分ケースに応じた交通量配分用のネットワークデータを作成する。

##### (3) 交通量配分

受注者は、設計図書に基づき、指示された交通量配分手法により配分計算を行うものとする。

##### 1) 配分計算

配分計算は、次に示す項目について設計図書に基づき、配分計算を行うものとする。なお、配分計算の精度の確認のために、現況配分を行い、現況交通量とのチェックを行うものとする。

##### ① 目標年度

##### ② 配分ケース

##### ③ OD分割数

##### 2) 集計整理

評価項目を集計整理するものとする。

##### 3) 配分結果の整理

配分結果をもとに、設計図書もしくは指示された項目について整理分析し、整備計画の基本条件の整理を行うものとする。

##### ① 区間交通量

##### ② 路線別地区別複雑度

##### ③ 通過交通量等

##### ④ 総走行台キロ

##### ⑤ その他

##### (4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

##### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

(1) 基礎統計書（人口、保有台数等）

(2) 都市計画マスタープラン等

(3) 「全国道路路街交通情勢調査」旧建設省・自動車起終点調査編

(4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ

(5) 一般交通量調査

(6) 都市計画図

#### 第4節 道路網・路線計画

#### 第6304条 道路網・路線計画

##### 1. 業務目的

道路網・路線計画は、対象地域の土地利用計画、開発計画、環境保全計画等を踏まえ、道路網あるいは特定路線の整備計画を立案することを目的とする。

##### 2. 業務内容

道路網・路線計画の業務内容は次のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 整備計画案の検討

受注者は、次の整備計画案についての事項を検討するものとする。

##### 1) 整備計画の位置づけと機能

道路網・路線整備計画の検討では、計画対象地域において果たすべき役割と機能を明確にするものとする。

##### 2) 整備代替案の交通量検討

受注者は設計図書に基づき、整備代替案を設定し、各代替案の交通量検討を行うものとする。

##### 3) 計画道路の機能

交通量検討の結果をもとに、計画道路の機能を把握、設定するものとする。

##### (3) 整備計画案の選定

受注者は、交通需要、安全性、経済性、施工性及び沿道環境等を総合的に評価し、最適な整備案を選定するものとする。

##### (4) 道路整備効果評価

受注者は、設計図書に基づき、選定対象となる整備案に対し、道路整備効果評価を行うものとする。

##### (5) 整備計画の策定

受注者は、最適整備案について、次に示す事項についてとりまとめ整備計

画とするとともに、必要に応じて道路平面図を作成するものとする。

- 1) 道路の機能
  - 2) 道路の種別区分
  - 3) 整備計画道路平面図(1/50,000程度)
- 特定路線の整備を対象とする場合に作成するものとする。
- (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 第5節 成果物

##### 第6305条 成果物

受注者は、表6.3.1に示す成果物を作成し、第1115条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表6.3.1 道路網・路線計画成果物一覧

調査種別	調査項目	成果物項目	縮尺
現況調査	報告書	交通現況調査	—
	図面	交通現況図	適宜
交通量推計調査	報告書	交通量推計調査	—
	図面	現況・将来道路網図	適宜
		リンクデータ図	適宜
		配分ゾーン図	適宜
道路網・路線計画	報告書	現況・将来交通量図	適宜
	図面	道路網・路線計画	—
		道路網・路線計画図	1:25000又は1:50000

#### 第4章 道路設計

##### 第1節 道路設計の種類

##### 第6401条 道路設計の種類

道路設計の種類は次のとおりとする。

- (1) 道路
- (2) 歩道（自転車歩行者道を含む）
- (3) 平面交差点
- (4) 立体交差点
- (5) 道路休憩施設
- (6) 一般構造物

##### 第2節 道路設計

##### 第6402条 道路設計の区分

##### 1. 道路設計の区分

道路設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 道路概略設計((A), (B))
- (2) 道路予備設計(A)
- (3) 道路予備修正設計(A)
- (4) 道路予備設計(B)
- (5) 道路予備修正設計(B)
- (6) 道路詳細設計

##### 第6403条 道路概略設計

##### 1. 業務目的

道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第3項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により次に細分される。

- (1) 概略設計(A)は地形図(縮尺1/5,000)をもとに行う設計をいう。
- (2) 概略設計(B)は地形図(縮尺1/2,500)をもとに行う設計をいう。

##### 2. 業務内容

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行うものとする。なお、現地調査(測量、地質調査、交通量調査)を必要とする場合

は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 路線選定

受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにバリエーション物件を考慮し、設計条件に適合した可能な比較3案の路線を選定する。路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）、連絡等施設を考慮して計画し、調査職員と協議の上、最適路線を選定するものとする。

(4) 主要構造物計画

受注者は、路線計画、平面・縦断的コントロールとなる主要構造物（鉄道・道路との交差、渡河地点）について、現地踏査、文献資料等からの形式の選定を行い、概略設計図を作成するものとする。

(5) 設計図

受注者は、本条1.(3)項で規定の比較路線それぞれについて次の設計図面を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図に用途地域及び主要コントロール物件を図示し、比較路線を含めた計画路線を記入するものとする。

2) 平面図

地形図に当該地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因を明示し、路線（曲線要素）、主要構造物、連絡等施設ならびに縦断線形要素を記入するものとする。また、調査職員の指示により比較路線を記入するものとする。

3) 縦断面図

図面に、交差道路、鉄道、河川等の名称を記入し、主要構造物（トンネル、橋梁、函渠）について寸法、形状、形式が判るように明示する。計画高は地形図の縮尺1/5,000及び1/2,500に対し各々100m及び50m毎、ならびに主要点に対し明記するものとする。

4) 標準横断面図

道路幅員、道路構造の代表的な横断面形状箇所を選定し作成する。

5) 横断面図

縦断面図を行った同一点及び地形の変化点について横断面を作成する。この時、路面の勾配は考慮しないものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 概算工事費

受注者は比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(8) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握していかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 計画の経緯

2) 計画地域の現況及び将来計画のまとめ

3) 計画条件検討経緯及びその結果

4) 当該計画地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因の説明

5) 比較路線の選定経緯と最適路線の計画概要及び今後の課題

6) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

(1) 地形図(縮尺1/5,000又は1/2,500)

(2) 地質調査成果一式

第6404条 道路予備設計(A)

1. 業務目的  
道路予備設計(A)は、概略設計によって決定された路線について、第1206条設計業務の内容第4項に示す業務の内、平面線形、縦断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートの中の中心線を選定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6403条道路概略設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 路線選定

受注者は、路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は、主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）の位置、概略形式、基本寸法等を考慮して計画するものとする。

(4) 設計図

受注者は、次の設計図を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

航測地形図に社会的、自然的、文化的要素ならびにコントロール物件を明示し、路線の平面線形(半径、緩和曲線パラメータ)、縦断線形要素(縦断勾配、理論変換点での標高、勾配、縦断曲線長、縦断曲線半径)、構造物(橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠、擁壁、特殊法面、等)の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。この他、付替道路、付替水路、側道、用排水溝等も記入するものとする。なお、用排水は流向も明示するものとする。

3) 縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。また、交差道路、鉄道、河川等の名称も記入する。この他各種構造物(橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠)の位置(測点)、形式、基本寸法も表示するものとする。

4) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状箇所を選定し作成する。

5) 横断図

横断図は、縦断計画を行った同一地点について作成する。擁壁、特殊法面、土工構造物等については、現地調査ならびに過去の実施例等を参考に計画するものとする。また、盛土・切土の法勾配についても道路土工指針等を参考に標準的な勾配を採用するものとする。

6) 主要構造物計画図

延長50m以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既設の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造図を作成するものとする。また、延長50mを超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般構造図を作成するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 概算工事費

受注者は比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(7) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行う管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

(1) 道路概略設計成果一式

(2) 地質調査成果一式

(3) 地形図(縮尺1/1,000)

第6405条 道路予備修正設計(A)

1. 業務目的

道路予備修正設計(A)は、道路予備設計(A)の業務完了後に、発注者において変更が生じた場合、道路予備設計(A)の成果に基づき、道路予備設計(A)と同一水準の業務を行うことを目的とする。なお、業務内容については設計図書に基づき実施するものとする。

2. 業務内容

受注者は、業務内容について、第6404条道路予備設計(A)第2項に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

(1) 道路概略設計成果一式

(2) 道路予備設計(A)成果一式

(3) 地質調査成果一式

(4) 地形図(縮尺1/1,000)

第6406条 道路予備設計(B)

1. 業務目的

道路予備設計(B)は道路予備設計(A)、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第4項の業務のうち、図上での用地幅桁位置を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び道路予備設計(A)、或いは同修正設計で計画されている構造物の位置等の基本的事項の把握を行うものとする。なお、現地調査(測量、地質調査、交通量調査)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査事項について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 縦断設計

受注者は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組合わせ、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断面図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し法面勾配と構造を決定し、道路の横断構成、側道、水路等を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等という。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2mまたは高さ1.5mを超えるもの）、地下道、取付道路（延長10m以上）、側道、階段工（高さ3m以上）等についで、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するように設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6423条一般構造物予備設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下かつ高さ1.5m以下）、集水樹、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定するものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うものとする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。

(8) 設計図

受注者は、次の設計図を作成するものとする。

- 1) 路線図  
市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。
- 2) 平面図  
実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。
- 3) 縦断面図

実測縦断面図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形的変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断面図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断面図

切土、盛土等の断面について代表的な横断形状の箇所を選定し作成する。

5) 横断面図

実測横断面図を用い、標準として20m毎の測点について横断設計に基づき作成する。土層別の土量、法長および幅杭等、必要な事項を記入するものとする。

6) 一般図作成

一般構造物（函渠、擁壁等）は設計図書に基づき、第7節一般構造物設計第6423条一般構造物予備設計の規定に準じて一般図を作成する。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ず

るものとする。

(10) 用地幅杭計画

受注者は、縦断・横断・道路付帯構造物・小構造物及び用排水設計に基づき用地幅杭位置を求めらるものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(12) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6403条路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 地域の現況及び関連協議資料
- 3) 各種検討の経緯とその結果
- 4) 設計計算書
- 5) 概算事業費
- 6) 用地幅杭調査
- 7) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計(A)、同修正設計成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

第6407条 道路予備修正設計 (B)

1. 業務目的

道路予備修正設計(B)は、道路予備設計(B)が完了後、発注者において変更が生じた場合、受注者は設計図書に基づき道路予備設計(B)の成果に基づき道路予備設計(B)と同一水準の業務を行うことを目的とする。

2. 業務内容

受注者は、業務内容について、第6406条道路予備設計(B)第2項に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計(B) 成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

## 1. 業務目的

道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅抗位置に基づき、第1206条設計業務の内容第5項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。

## 2. 業務内容

(1) 設計計画  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を承認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

## (2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

## (3) 平面・縦断設計

受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計(B)、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

## (4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

## (5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅2m超かつ延長100m超)、地下道、取付道路(幅3m超かつ延長30m超)側道、階段工(高さ3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

## (6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅2m以下または延長100m以下)、集水鉢、防護柵工、取付道路(幅3m以下または延長30m未満)、階段工(高さ3m未満)等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

## (7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物

について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

## (8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行うものとする。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

## (9) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

## (10) 設計図

受注者は、次の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

## 1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

## 2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

## 3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

## 4) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

## 5) 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

## 6) 土積図

上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

## 7) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

## (11) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

## (12) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 「詳細設計照査要領」(旧建設省)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。

4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
  - 2) 各種検討の経緯とその結果
  - 3) 設計計算書(排水計算、設計計算等)
  - 4) その他必要事項
3. 貸与資料
- 発注者が貸与する資料は次を標準とする。
- (1) 道路予備設計(B)成果一式
  - (2) 道路予備修正設計(B)成果一式
  - (3) 地質調査成果一式
  - (4) 測量成果一式
  - (5) 関連構造物設計成果一式(橋梁、トンネル等)

### 第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)

#### 第6409条 歩道設計の区分

歩道設計は次の区分により行うものとする。

#### 1. 歩道詳細設計

#### 第6410条 歩道詳細設計

##### 1. 業務目的

歩道詳細設計は、現道の路側に歩道新設もしくは改築する場合の設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 現地降査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況(建築物、他の道路、地形など沿道周辺)の状況を把握、確認を行うものとする。

#### (3) 平面設計

受注者は、実測平面図に基づき、車道部または車道端に合わせ、構造物、用水路、排水流向などについて、その断面、位置取り合いなど、必要な全ての設計を行うものとする。

#### (4) 縦断設計

受注者は、実測縦断により、20m毎の測点および変化点について、路面高さおよび車道高さと整合を図り、歩道計画高を設計するものとする。

#### (5) 横断設計

受注者は、実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において、道路中心線の計画高または現道高さより先に決定または与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取合いおよび幅杭位置等を横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。

#### (6) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

#### (7) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

#### (8) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

#### (9) 設計図

受注者は、実測図(平面図、縦横断図)を基に次の図面を作成するものとする。

##### 1) 平面図

実測平面図に基づいて、車道部または車道端の線形に合わせて小構造物、側溝類、用地幅杭、排水流向、構造物の名称、延長など記入する。

##### 2) 縦断図

実測縦断図に基づき、決定された計画高について測点および変化点毎に縦断勾配、計画高さ、交差道路、道路横断構造物を記入する。

##### 3) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

##### 4) 横断図

実測横断図に基づいて、歩道幅員、歩道構造および用地幅杭位置などの寸法を記入する。

##### 5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

##### (10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

##### (11) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。



## (12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 地質調査成果一式
- (2) 測量成果一式

## 第4節 平面交差点設計

### 第6411条 平面交差点設計の区分

1. 平面交差点設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 平面交差点予備設計
- (2) 平面交差点詳細設計

### 第6412条 平面交差点予備設計

#### 1. 業務目的

平面交差点予備設計は、道路予備設計で検討された平面図及び縦横断面図を用いて、設計図書に基づいた設計条件で、交差点形状について、決定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における現道状況、現況現示、用排水路及び系統、沿道状況等の把握、確認を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし調査内容について調査職員に報告し指示を受けるものとする。

##### (3) 平面・縦断設計

受注者は、交差点形状について2案の比較案の検討と交差点間隔、平面交差点付近の線形（視距、曲線半径、縦断線形等）など、主に幾何構造上について検討を行うものとする。

##### (4) 横断設計

受注者は、横断設計について、20m毎を標準として道路設計条件によって、標準部、右・左折部、変速車線部の設計を行うものとする。

##### (5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量について、設計図書に基づき与えられた交通量（時間別・方向別）に対し、最適現示及び飽和度を計算する。また路面表示については変速車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車道の軌跡

等の検討を行うものとする。

## (6) 設計図

受注者は、次の設計図を作成するものとする。

- 1) 交差点位置図  
市販地図等に設計する交差点の位置、コントロールとなる地物情報等を記入するものとする。
- 2) 平面図  
平面设计に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。
- 3) 縦断図  
縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び、交差点道路、道路横断構造物等を記入する。
- 4) 標準横断図  
本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。
- 5) 横断図  
横断設計に基づいて、縦断図と同一点および本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

## (7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

## (8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

## (9) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

## (10) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

## (11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。

### 1) 設計条件

### 2) 計画の経緯

### 3) 現示、飽和度の計算

### 4) その他留意事項

## 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 地質調査成果一式
- (2) 地形図（縮尺1/500）
- (3) 交通量関係の資料

## 第6413条 平面交差点詳細設計

### 1. 業務目的

平面交差点詳細設計は、実測図の成果を用い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することとを目的とする。なお、予備設計で確定すべき条件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に基づき設計を行うものとする。

### 2. 業務内容

- (1) 設計計画  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。
- (3) 平面・縦断設計  
受注者は、交差点形状など、その後の協議によって変更された最新の情報で行う。導流路、隅切停止線の位置、横断歩道の設置などを考慮し行うものとする。
- (4) 横断設計  
受注者は、横断設計した交差点の中心線の計画高に基づいて、標準部、右・左折変速車線部等を20m毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。
- (5) 交差点容量・路面表示  
受注者は、交差点容量・路面表示について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。
- (6) 道路付帯構造物設計  
受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。
- (7) 小構造物設計  
受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (8) 用排水設計  
受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。
- (9) 設計図面  
受注者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に次の設計図を作成するものとする。
  - 1) 交差点位置図  
市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。
  - 2) 平面図平面設計に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。
- 3) 縦断図

縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び、交差道路、道路横断構造物等を記入する。

### 4) 標準横断図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

### 5) 横断図

横断設計に基づいて、縦断図と同一点および本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

### 6) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

### (10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

### (11) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

### (12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 平面交差点予備設計成果一式
- (2) 測量成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 交通量関係の資料

## 第5節 立体交差設計

### 第6414条 立体交差設計の区分

1. 立体交差は次の区分により行うものとする。
  - (1) ダイヤモンド型 I C 予備設計
  - (2) ダイヤモンド型 I C 詳細設計
  - (3) トランペット・クロローバー型 I C 予備設計
  - (4) トランペット・クロローバー型 I C 詳細設計

### 第6415条 ダイヤモンド型 I C 予備設計

1. 業務目的  
ダイヤモンド型 I C 予備設計は、道路予備設計(A)で検討された資料に基づき、縮尺1/1,000の地形図を用いて、平面交差点における円滑な交通処理

のために卓越する方向の交通流、もしくは卓越する交通流に最も大きい影響を与える交通流を、他の交通流から立体的に分離する方法を、計画地点周辺の地形、地物の現況、立体的な地域計画、交通量と交通容量を考慮し、ダイヤモンド型ICの基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す設計範囲を現地踏査し、地形、地物等設計に必要な現地の状況を把握する。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし調査内容について調査職員に報告し指示を受けけるものとする。

### (3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項及び道路予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプの中心線を設計するものとする。縦断設計は20m毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、制約条件を満足する縦断線形を設計するものとする。

### (4) 横断設計

受注者は、横断設計について、20m毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、道路の横断構造を設計するものとする。

### (5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

### (6) 設計図

受注者は、次の設計図を作成するものとする。

#### 1) 平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及び橋梁、高架橋等の主要構造物等、計画した全ての構造物及び変更車線、ノーズ位置、平面線形要素等を記入する。

#### 2) 縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。

#### 3) 横断図

本線中心線に基づき20m毎の測点に対して横断図を作成する。標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部、立体交差点流入部等の各々について作成するものとする。

#### 4) 主要構造物計画図

延長50m以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造図を作成するものとする。また、延長50mを超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般構造図を作成するものとする。

### (7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準

ずるものとする。

## (8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

## (9) 概算工事費

受注者は、数量計算書により第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

## (10) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

## (11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 計画の経緯
- 3) 位置及び施設の規模
- 4) 概算工事費
- 5) その他留意事項

## 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計(A) 成果物一式
- (2) 地質調査成果物一式
- (3) 地形図(縮尺:1/1,000)
- (4) 交通量関係の資料

## 第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計

### 1. 業務目的

ダイヤモンド型IC詳細設計は、道路詳細設計、ダイヤモンド型IC予備設計、路線測量、設計協議及び地質調査等の資料に基づき縮尺1/500の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目標による確認を行い、詳細設計に必要な現地状況、予備設計及び設計協議で計画されている構造物の位置、交差又は付帯水路、用排水系統等の基本的事項を把握するものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、ダイヤモンド型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形 20m 毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構造、水路及び用地幅等を 20m 毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の (5) に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。

(8) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の (5) に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に次の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及びランプ橋など、主要構造物、小構造物等計画した全ての構造物を記入する。

2) 縦断図

縦断図は、実測縦断図を用い、設計した縦断線形に基づき計画高の計算を行い作成するものとする。また、縦断図には、主要構造物及び道路構造物を記入する。

3) 標準横断図

標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、立体交差流入部等について作成する。

4) 横断図

横断図は、横断設計に基づいて図面作成を行うものとする。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物について作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載

した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 各種検討の経緯とその結果

3) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

(1) 道路詳細設計報告書成果一式

(2) ダイヤモンド型 I C 予備設計報告書成果一式

(3) 地質調査成果一式

(4) 測量成果一式

(5) 交通量関係の資料

第 6417 条 トランペット・クロバー型 I C 予備設計

1. 業務目的

トランペット・クロバー型 I C 予備設計は、道路予備設計で検討された資料に基づき、縮尺 1/1,000 の地形図を用いて交差接続する道路相互の種類及び級別、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量、設計速度を考慮し、インターチェンジの基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1110 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面・縦断設計について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の (3) に準ずるものとする。ただし、縦断設計については地盤高を地形図から読みとる間隔を 10m 毎の測点とする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の (4) に準ずるものとする。ただし、地盤高を地形図から読みとる間隔を 10m 毎の測点とする。

(6) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の (5) に準ずるものとする。

(6) 設計図

受注者は、設計図について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の (6) に準

ずるものとする。

### (8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

### (9) 概算工事費

受注者は、数量計算書により第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

### (10) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

### (11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 地形図(縮尺:1/1,000)
- (4) 交通量関係の資料

## 第6418条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計

### 1. 業務目的

トランペット・クローバー型 I C 詳細設計は、道路詳細設計、トランペット・クローバー型 I C 予備設計、路線測量、設計協議及び土質調査等の資料に基づき、縮尺1/500程度の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

- (1) 設計計画  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6416条ダイヤモンド型 I C 詳細設計第2項の(2)に準ずるものとする。
- (3) 平面・縦断設計  
受注者は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、トランペット・クローバー型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形10m毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。
- (4) 横断設計  
受注者は、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構

造、水路及び用地幅等を10m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

### (5) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

### (6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

### (7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

### (8) 交差点容量及び路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

### (9) 設計図

受注者は、設計図について、第6416条ダイヤモンド型 I C 詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。ただし、3)を次に読み替えるものとする。3)標準横断図 標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、変速車線、トールゲートの中心、通り抜け車道等について作成する。

### (10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

### (11) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

### (12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路詳細設計成果一式
- (2) トランペット・クローバー型 I C 予備設計成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 交通量関係の資料

## 第6節 道路休憩施設設計

### 第6419条 道路休憩施設設計の区分

1. 道路休憩施設設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 道路休憩施設予備設計
- (2) 道路休憩施設詳細設計

## 第6420条 道路休憩施設予備設計

### 1. 業務目的

道路休憩施設予備設計は、設計図書に基づきその計画位置において周辺状況、地形状況などにより、その施設状況、レイアウト、交通流、交差点など利用者の利便性を配慮し、施設の基本的な規模を決定することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 設計計画  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における地形、地質、地物、沿道、土地利用などの状況把握、確認を行う。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し指示を受けるものとする。

### (3) 平面・縦断設計

受注者は、設計計画で整理された基本的事項等に基づいて、休憩施設の規模、施設の配置、ランプ線形、縦断線形、交差点計画（右・左折車線、滞留車線等）などを設計するものとする。

### (4) 横断設計

受注者は、横断設計について、第6415条ダイヤモンド型I C予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

### (5) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6406条道路予備設計(B)第2項の(6)に準ずるものとする。

### (6) 設計図

受注者は、次の設計図を作成するものとする。

1) 平面図  
平面図は、施設配置・規模・平面線形要素・排水路流向など記入する。

### 2) 縦断図

縦断図は、ランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点および地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計された計画高に従って縦断勾配、計画高、切盛り土高など明示する。

### 3) 標準横断図

標準横断図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

### 4) 横断図

横断図は、設計されたランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点および地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計に基づいて横断構成、幅員、水路、舗装など明示する。

### (7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準

ずるものとする。

### (8) 概算工事費

受注者は、土工数、敷地面積、舗装面積、各施設規模など算定する。なお、受注者は第1211条設計業務の成果(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。

### (9) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の確認に際し、現地の状況の他、基礎情報を取集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 基本条件のもとで、選定結果について施設としての妥当性を照査し確認する。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

### (10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

### 1) 設計条件

2) 計画の経緯

3) 沿道開発状況整理

4) 諸施設規模根拠

5) その他留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

(2) 地形図（縮尺1/1,000）

(3) 道路予備設計成果一式

## 第6421条 道路休憩施設詳細設計

### 1. 業務目的

道路休憩施設詳細設計は、予備設計で決定されたランプおよび施設規模（施設配置、駐車スペース等）について、設計図書に基づいた設計条件で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作

作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 計画の経緯
- 3) 諸施設規模決定根拠
- 4) その他留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路休憩施設設計予備設計成果一式
- (2) 道路詳細設計成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式

## 第7節 一般構造物設計

### 第6422条 一般構造物の区分

1. 一般構造物設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 一般構造物予備設計
- (2) 一般構造物詳細設計
- (3) 落石防護柵詳細設計
- (4) 一般構造物基礎工詳細設計

### 第6423条 一般構造物予備設計

#### 1. 業務目的

道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、次に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお 4)の覆工に關して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、発注者は2)の擁壁・補強土工・U型擁壁及び、3)法面工に關して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を調査職員に報告すると共に、指示を受けるものとする。

- 1) 門型ラーム・箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土工、U型擁壁
- 3) 法面工（場所打ち法砕、アンカー付場所打ち法砕、吹付法砕工、アンカー付吹付法砕工、コンクリート吹付、張ブロック）
- 4) 覆工（ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター）

#### 2. 業務内容

- (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容

成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6420条道路休憩施設設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握、確認した基本的事項、設計協議、道路休憩施設予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画面点に基づいて道路の横断構造、水路及び用地幅等を20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 設計図

受注者は、次の設計図を作成するものとする。

- 1) 平面図  
平面図に記入する事項は、平面線形要素、用地幅、用排水路流向、各施設配置、規模など記入する。
- 2) 縦断図  
実測縦断図に基づき、縦断勾配（ランプ）、計面高、道路本線との取合など記入する。

3) 標準横断図

標準横断図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4) 横断図

実測横断図に基づき、横断勾配（施設内、道路部）、水路、用地幅杭など記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を

を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書に指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(4) 比較形式選定

受注者は、比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現状、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて調査職員と協議の上、比較案3案を選定するものとする。

(5) 概略設計計算

受注者は、比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力（最大曲げモーメント、せん断力、軸力）や概略安定計算を行うものとする。

(6) 基礎工検討

受注者は本体工の比較3案に対して、既成杭の中から適応すると思われる1案を選定し、概略安定・応力検討を行うものとする。受注者は、その他の基礎工の検討にあたっては、調査職員に提案し、指示を受けてこれを行うものとする。

(7) 概略設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき、比較3案について概算数量を算出するべく次の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり次の内容について記載するものとする。

- 1) 側面図
- 2) 平面図
- 3) 断面図
- 4) 主要点高さ
- 5) 交差点
- 6) 建築限界
- 7) 設計条件（使用材料、許容応力度、荷重条件）
- 8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(9) 概算工事費

受注者は(7)で作成した概略設計図に基づき比較3案の概略数量を算定し、第1211条設計業務の成果(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。

(10) 比較一覧表の作成

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い最適切構造形式を明示するものとする。

(11) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図が適所に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に岩目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路、鉄道、河川の交差条件
- 3) 構造形式決定経緯と選定理由
- 4) 主要断面の設計計算結果
- 5) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路設計報告書（概略、予備、詳細設計）
- (2) 地質調査報告書
- (3) 実測平面図・実測縦横断面
- (4) 対外協議資料

第6424条 一般構造物詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目指すものとする。対象とする構造物は次のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお4) 覆工、5) 雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。

- 1) 両渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土工・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土工
- 3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工
- 4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター



## 5) 雪崩予防施設

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6423条一般構造物予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

#### (4) 基礎工設計

受注者は、設計図書に基づき、基礎工設計を行うものとする。

#### (5) 仮設設計

受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。

#### (6) 設計計算

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、次の工種は設計図書に記載がない限り、安定計算を行うものとする。なお、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。

- ・もたれ擁壁
- ・井桁式擁壁
- ・大型ブロック積擁壁
- ・補強土工
- ・揚所打ち法砕工
- ・アンカー付き揚所打ち法砕工

#### (7) 設計図

受注者は、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

#### (8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

#### (9) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に位置、取り合い(道路現況構造物)及び地盤条件とその構造物の整合が適切に与えられているかの照査を行う。また、埋設物、支障物、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の確認を行う。

4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

#### (10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

### 3. 貸与資料

第6423条一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計結果がある場合はそれも含むものとする。

## 第6425条 落石防護柵詳細設計

### 1. 業務目的

落石防護柵詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、既存法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で目視等により確認するものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、既存基本事項の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を検討、決定するものとする。

#### (4) 設計計算及び設計図

##### 1) 詳細設計

受注者は、決定された設計条件により、落石防護施設について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。

##### 2) 付属施設的设计

受注者は、設計図書に基づき付属施設的设计を行うものとする。

##### 3) 設計計算

受注者は、落石防護施設について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。

#### (6) 仮設設計

受注者は、落石防護施設の施工方法、施工順序等について、現道交通の切り廻し、道路幅員が狭い、施工スペースがないなどの現地条件を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主には、施工条件、施工方法、施工上の問題点とその整理とする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6424条一般構造物詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第6423条一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第6426条 一般構造物基礎工詳細設計

1. 業務目的

一般構造物基礎工詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 設計計算

受注者は、基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸元を決定するものとする。

(3) 設計図

受注者は、構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(4) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(5) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載

した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 杭種決定の経緯と選定理由

3) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第6423条一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第8節 成果物

第6427条 成果物

受注者は、表6.4.1～表6.4.6に示す成果物を作成し、第1115条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表 6.4.1 道路設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	
道路概略設計	平面計画	路線図	1:2500~1:5000	市販地図等	
		平面図	1:2500または、1:5000		
	縦断計画	縦断図	V=1:250 H=1:2500 または、 V=1:500 H=1:5000		
		主要構造物 計画	1:500~1:1000		
	横断計画	標準横断図	1:100~1:200		
		横断図	1:200~1:500		
	概算工事費	概算工事費	数量計算書	-	概略・用地補償の数量含む
			概算工事費	-	
		報告書	報告書	-	
			平面計画	1:2500~1:5000	市販地図等
道路予備設計(A)及び道路予備修正	平面計画	路線図	1:2500~1:5000	市販地図等	
		平面図	1:1000		
	縦断計画	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000		
		標準横断図	1:50または1:100		
	横断計画	横断図	1:100または1:200		
		主要構造物 計画	1:200~1:500		
	概算工事費	数量計算書	-	用地補償の数量含む	
		概算工事費	-		
	報告書	報告書	-		
		縦断計画	1:50または1:100		

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
道路予備設計(B)及び修正	平面設計	路線図	1:2500~1:5000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	縦断設計	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000	
		標準横断図	1:50または1:100	
	横断設計	横断図	1:100または1:200	
		一般図	1:200~1:500	
	用排水設計	用排水系統図	1:1000	
		流量計算書	-	
	用地幅杭計画	用地幅杭表	-	
		概算工事費	-	用地補償の数量含む
報告書	報告書	-		
	平面設計	1:2500~1:5000	市販地図等	
縦断設計	縦断図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500		
	標準横断図	1:50または1:100		
横断設計	横断図	1:100または1:200		
	報告書	-		

表 6. 4. 2 歩道詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	
歩道詳細設計	平面・縦断設計	位置図	1:2500~1:5000		
		平面図	1:500		
	横断設計	縦断図	V=1:100 H=1:500		
		標準横断図	1:50または1:100		
	構造物設計	横断図	1:100または1:200		用地幅抗位置記入
		詳細図	適宜		
	用排水設計	用排水系統図	1:500		
		詳細図	適宜		特殊形状
	数量計算	数量計算書	-		用地幅抗表含む
		報告書	-		

表 6. 4. 3 平面交差点設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	
平面交差点予備設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500~1:5000	市販地図等	
		平面図	1:200~1:500		
	縦断設計	縦断図	V=1:100 H=1:200~1:500		平面図, 縦断図を同一図面に作成
		標準横断図	1:50または1:100		
	構造物設計	横断図	1:100または1:200		用地幅抗位置記入
		詳細図	適宜		
	用排水設計	用排水系統図	1:500		
		詳細図	適宜		特殊形状
	数量計算	数量計算書	-		用地幅抗表含む
		報告書	-		

表 6. 4. 3 平面交差点設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	
平面交差点予備設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500~1:5000	市販地図等	
		平面図	1:200~1:500		
	縦断設計	縦断図	V=1:100 H=1:200~1:500		平面図, 縦断図を同一図面に作成
		標準横断図	1:50または1:100		
	構造物設計	横断図	1:100または1:200		用地幅抗位置記入
		詳細図	適宜		
	用排水設計	用排水系統図	1:500		
		詳細図	適宜		特殊形状
	数量計算	数量計算書	-		用地幅抗表含む
		報告書	-		

表 6.4.4 立体交差点成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
ダイヤモンド型 I C 予備設計， トランベント・クロール型 I C 予備設計	平面設計・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:5000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	横断設計	縦断図	V=1:100 H=1:1000	
		標準横断面図	1:50または1:100	
		横断面図	1:100または1:200	
		交差点容量・路面表示	1:500	
	主要構造物計画	一般図	適宜	
		数量計算書	—	概略
	概算工事費	概算工事費	—	
		報告書	—	
ダイヤモンド型 I C 詳細設計，トランベント・クロール型 I C 詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:5000	市販地図等
		平面図	1:500	
	横断設計	縦断図	V=1:100 H=1:500	
		標準横断面図	1:50または1:100	
	用排水設計	横断面図	1:100または1:200	
		用排水系統図	1:500	

報告書	報告書	縮尺	摘要	
平面交差点詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	市販地図等	
		平面図	平面図，縦断図を同一画面に作成	
	横断設計	縦断図	V=1:100 H=1:200～1500	
		標準横断面図	1:50または1:100	
		横断面図	1:100または1:200	
		詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:200～1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
	数量計算書	数量計算書	—	
		報告書	—	
報告書	報告書	—		
	番号現示計算書	—		

表 6.4.5 道路休憩施設設計成果物一覧表

	交差点容 量・路面表 示	交差点平 面図	1:500	
	数量計算 報告書	数量計算 報告書	-	
	報告書	報告書	-	

設計 種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘 要	
道路休憩施設予備設計	平面・縦断設 計	計画位置図	1:2500~1:5000 0	市販地図等	
		平面図	V=1:1000		
		縦断図	V=1:200 H=1:1000		
		標準横断図	1:50または1:10 0		
		横断図	1:100または1:2 00		
	構造物設計	一般図	適宜		
		概算計算書	-		概略
		概算工事費 報告書	-		
		報告書	-		
		報告書	-		
道路休憩施設詳細設計	平面・縦断設 計	計画位置図	1:2500~1:5000 0	市販地図等	
		平面図	1:500		
		縦断図	V=1:100 H=1:500		
		標準横断図	1:50または1:10 0		
		横断図	1:100または1:2 00		
	構造物設計	詳細図	適宜		
		用排水系統図	1:500		
		詳細図	適宜		特殊形状
		流量計算書	-		
		数量計算 報告書	-		用地幅杭表 含む
報告書	報告書	-			

第5章 地下構造物設計

第1節 地下構造物設計の種類

表 6.4.4.6 一般構造物設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
一般構造物予備設計	概略設計図	計画位置図 構造全体概要図	1:2500~1:50000 適宜	市販地図等
	概略設計計算	設計計算書	-	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
	報告書	概算工事費報告書	-	
基礎構造物詳細設計・一般構造物防	設計図	計画位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		構造一般図	1:100~1:500	
		構造寸法図	1:100~1:500	
	設計計算報告書	配筋図	1:50~1:100	
		詳細図	適宜	
		設計計算書	-	
数量計算報告書	数量計算書	-		
	報告書	-		

第6501条 地下構造物設計の種類

地下構造物設計の種類は次のとおりとする。

- (1) 地下横断歩道等設計

第2節 地下横断歩道等設計

第6502条 地下横断歩道等設計の区分

地下横断歩道等設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 基本計画
- (2) 予備設計
- (3) 詳細設計

第6503条 地下横断歩道等基本計画

1. 業務目的

地下横断歩道等の基本計画は、道路設計及び各種調査検討など既存の関連資料をもとに、道路、交通状況、沿道状況、周辺の他の事業計画状況、更には地形、地層、地質、地下水状況に基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、探検等の観点から最適な横断施設の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等基本計画の業務内容は次のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の概略的な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目標にて確認し、道路交通および沿道歩行者の流れ、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を確認する。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

### 主な検討項目

- 1) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 2) 道路・交通・沿道状況の検討
- 3) 地形・地質条件の検討
- 4) 周辺環境の検討
- 5) 施工時の検討
- (4) 横断施設基本構造の検討  
受注者は、横断施設として実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、調査職員と協議のうえ比較案2案（地下式と地上式）を選定するものとする。なお比較案2案については次の項目を検討するものとする。
- 1) 平面線形、縦断線形
- 2) 内空断面の設定
- 3) 構造部材断面の概略形状
- 4) 必要な諸施設の配置設計（昇降施設、付属施設等）
- 5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。
- (5) 概算工事費  
受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。
- (6) 比較一覧表の作成  
受注者は比較2案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略図を記入するほか経済性、施工性、維持管理、環境等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適な案を明示するものとする。
- (7) 今後の検討課題の整理  
受注者は、次の設計段階において検討、調整等を行うべき重要事項について整理するものとする。
- (8) 照査  
照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。
  - 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地質条件及び道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。また、設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。
  - 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、線形、交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
  - 3) 最適な案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。
  - 4) 検討図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
  - (9) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について、解説し取りまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。
    - 1) 設計条件
    - 2) 横断施設基本構造の検討結果

- 3) 概略施工計画
- 4) 概略工事費
- 5) 予備・詳細設計での課題点

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (2) 当該地区交通量推計調査報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 道路現況平面図
- (5) 道路現況縦横断面図
- (6) 道路埋設物件台帳

### 第6504条 地下横断歩道等予備設計

#### 1. 業務目的

地下横断歩道等の予備設計は、道路設計及び地下横断歩道等基本計画のほか各種調査検討資料などに基づき、経済性、施工性、供用性、維持管理、安全性、環境等の観点から技術的検討を加え、最適な線形、構造形式、施工法の選定を行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

地下横断歩道等予備設計の業務内容は次のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の基礎的な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保について、現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

##### (3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

##### 主な検討項目

- 1) 内空計画
- 2) 線形計画、昇降形式
- 3) 施工・仮設計画
- 4) 道路・交通・沿道状況の検討
- 5) 地形・地質条件の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 附属施設計画



- 8) 出入口及び上屋計画
- 9) 本体及び仮設構造物の設計条件
- 10) 地下埋設物の位置の確認
- (4) 比較案の選定  
受注者は、貸与資料、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ、実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、調査職員と協議のうえ比較案3案を選定するものとする。なお比較案3案については次の項目を検討するものとする。
- 1) 平面線形、縦断線形、出入口等の配置及び上屋形式と昇降形式
- 2) 内空断面の設定
- 3) 構造部材断面の概略形状
- 4) 必要な諸施設配置設計（昇降施設、付属施設等）
- 5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び地下埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。
- (5) 景観検討  
受注者は、設計図書に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。
- (6) 概算工事費  
受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。
- (7) 比較一覧表の作成  
受注者は比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には一般図を記入するほか経済性、施工性、供用性、維持管理、乗降等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適案を明示するものとする。
- (8) 関係機関との協議資料作成  
受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (9) 照査  
照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の確認を行い、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握して地形、地質条件及び道路沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、設置位置、昇降形式等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。
- (10) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。
- 1) 設計条件

- 2) 比較形式案毎に地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由
- 3) 地下道の設置位置、昇降形式、出入口の設置位置及び上屋形式
- 4) 概略施工計画
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概略工事費
- 7) 構造基本計画図、仮設構造基本計画図、設備基本計画図、必要に応じ杭本数等応力計算の主要結果
- 8) 比較形式毎に将来の維持管理の難易、得失及び安全性、経済性、施工性、供用性等の長短及び問題点、各案の評価及び最適案の選定理由
- 9) 詳細設計での課題点

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 当該地区整備基本計画報告書
- (2) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 道路現況平面図
- (5) 道路現況縦横断面図
- (6) 道路埋設物件台帳

## 第6505条 地下横断歩道等詳細設計

### 1. 業務目的

地下横断歩道等の詳細設計は、予備設計で形式決定された地下横断歩道の構造形式に対して、予備設計で検討された方針及び設計図書に示す設計条件、既往の関連資料、地形・地質の状況等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

地下横断歩道等詳細設計の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 設計計画  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査  
受注者は、地下横断歩道等の計画地点の詳細な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。
- (3) 設計条件の整理・検討  
受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行なうものとする。

受注者は、出入口部それぞれの上屋について、「立体横断施設技術基準・同解説」による標準的な形式について各詳細寸法を決定し、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 施工計画

受注者は、次の内容について必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

1) 工事実施にあたっての、交通処理、地下埋設物の処理、安全対策、経済性、施工性などに応じて施工方法を決定する。

2) 施工に必要な、土留工、仮締切工、路面覆工における仮設構造物について安定計算及び断面計算を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。

3) 施工方法、仮設構造物設計に応じた工程計画を決定する。

(9) 設計図

受注者は、地下横断歩道の位置図、一般図、構造一般図、躯体構造詳細図、基礎構造の詳細設計図等を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(12) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件および道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に地下横断歩道等の規模、形式、設置位置、昇降形式等と設計基本条件および関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体、上屋および附属施設それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由

3) 地下道の設置位置、昇降形式の選定理由

4) 特に考慮した事項

5) 道路の交差条件、コントロールポイント

主な検討項目

1) 設置位置の確認

2) 内空及び構造形式

3) 線形計画、昇降形式

4) 地質及び地下水位の条件

5) 周辺の環境条件

6) 地下占用物件の位置確認

7) 道路交通条件

8) 連結部、出入口部、上屋形式及び防水・ジョイント形式

9) 本体及び仮設構造物の設計条件

10) 仮設・補助工法を含む施工計画

11) 液状化判定

12) 耐震計算手法の検討

13) 近接構造物及び地下埋設物への影響

14) 付属施設

(4) 本体設計

1) 平面・縦断線形設計

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基に基づき、当該構造物の必要箇所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を定めるものとする。

2) BOX部

受注者は、BOX部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、マイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

3) 出入口部

受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びマイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

4) 連結部

受注者は、出入口部との連結部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、マイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計をおこなうものとする。

5) 基礎

受注者は、基礎地盤の調査結果により、基礎の種類及び形状を決定するものとする。なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎の杭種、杭径比較も含めて実施するものとする。

(5) 景観検討

受注者は、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。

(6) 附属施設設計

受注者は、給排水設備、照明設備、防犯設備、案内誘導施設、電気等の附属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。

設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。

(7) 上屋設計

- 6) 本体及び必要に応じ杭基礎について主要断面及び応力度の総括  
 7) 主要材料, 工事数量の総括  
 8) 施工段階での注意事項, 検討事項の記載

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 地下横断歩道予備設計報告書  
 (2) 当該地区整備基本計画報告書  
 (3) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書  
 (4) 地質調査報告書  
 (5) 道路実測平面図  
 (6) 道路実測縦横断面図  
 (7) 道路埋設物件台帳

第3節 成果物

第6506条 成果物

受注者は, 表6.5.1～表6.5.3に示す成果物を作成し, 第1115条成果物の提出に従い, 2部納品するものとする。

表 6.5.2 地下横断歩道等予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
地下横断歩道等予備設計	設計	位置図	1:2500 1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		躯体構造一般図	1:30～1:200	概略図, 適宜
		基礎構造一般図	1:50～1:200	概略図, 適宜
		取付計画概略図	適宜	
	概算工事費報告書	仮設工一般図	1:30～1:20	概略図, 適宜
		比較一覧表	-	
		数量計算書	-	概略
	報告書	概算工事費	-	
		設計概要書	-	
	設計検討	構造計画書	-	
		設計検討書	-	設計図書による
	京観検討	概略京観検討書	-	設計図書による
パース等		-	設計図書による	

表 6.5.1 地下横断歩道等基本計画成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
地下横断歩道等基本計画	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
		位置図	1:2500 1:50000	市販地図等
	基本構造検討	一般図	1:50 1:500	
		横断施設基本構造図	適宜	全体姿図
		構造一般図	1:10 1:100	
		仮設要領図	1:10 1:200	
	施工計画	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
		設計検討書	-	特殊検討は設計図書による
		工法比較検討書	-	

第1節 トンネル設計の種類

第6701条 トンネル設計の種類  
 トンネル設計の種類は次のとおりとする。

- (1) 山岳トンネル設計
- (2) シールドトンネル設計
- (3) 開削トンネル設計
- (4) トンネル設備設計

第2節 トンネル設計

第6702条 山岳トンネル設計の区分

1. 山岳トンネル設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 山岳トンネル予備設計
- (2) 山岳トンネル詳細設計

第6703条 山岳トンネル予備設計

1. 業務目的

山岳トンネル予備設計は、道路トンネルを対象として、地質調査資料及び道路予備設計等既存の関連資料を基に、当該トンネルの基本的な断面、坑口位置、換気方式、施工法を決定するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

山岳トンネル予備設計の業務内容は次のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、設計図書に示された設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形状、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺状況等、現地の状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査(測岳、地質調査等)を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、建築限界、交通量等検討・設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

表 6.5.3 地下横断歩道等詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	
地下横断歩道等詳細設計	本体設計	位置図	1:2500 1:50000	市販地図等	
		一般図	1:200~1:500	設計条件、地質図、ボーリング位置記入平面、縦横座標	
		設計図	1:100~1:300		
		構造一般図	1:50~1:100		
		躯体構造詳細図	1:20~1:50	躯体本体部、連結部、出入口部、階段部斜路部	
		基礎構造詳細図	1:20~1:100	杭、連壁、ウエル等	
		施工計画図	適宜	施工計画一般図、施工計画部分詳細図、道路切廻し図等	
	設計検討	採掘検討	概略採掘検討書	-	設計図書による
			パース等	-	
		附属施設設計	設備計画図	1:20~1:100	設備配置計画図、配線系統図、仕上工概略図(設計図書による)
			上屋設計	1:20~1:100	上屋構造一般図、上屋躯体構造詳細
		施工計画	仮設工詳細図	1:50~1:100	支保工、締切、土留等、(設計図書による)
			数量計算	-	材料表、塗装面積、用地面積等
		報告書	設計概要書	-	
			設計計算書	-	
			施工計画書	-	施工方法、特記事項等
			その他参考資料等	-	
上屋設計計算書	-				
設計検討	附属施設設計計算書	-			
	仮設設計計算書	-			
	設計検討書	-	設計図書による		

(4) 本体工設計

1) 地山分類

受注者は、地質調査資料、現地踏査結果及び関連資料等を基に、指定された技術基準に示される地山分類に従って地山分類を行うものとする。

2) 断面設計

受注者は、指定された技術基準及び道路の幅員構成、建築限界、内装板、換気等諸設備の条件及び地山分類結果等を基に、内空断面、断面構造を検討・整理のうえ適用断面を選定するものとする。

3) 掘削方式及び掘削工法の検討

受注者は、トンネルの延長、地形、地質、地下水、地物、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、技術的検討、経済的な評価を行い、合理的な掘削方式及び掘削工法を選定するものとする。

(5) 換気検討

受注者は、トンネルの延長、縦断勾配、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、既存資料を基に所要換気量を算出し計画可能な3案程度の換気方式を対象に比較検討を行い、経済的かつ合理的な換気方式を選定するものとする。

(6) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、近接構造物への影響及び周辺環境への影響等、特殊事項の検討を行うものとする。

(7) 坑門工設計

受注者は、実測平面図を用い1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、構造特性、施工性、走行性、経済性、維持管理、周辺環境との調和について総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(8) 換気坑等設計

受注者は、設計図書に基づき、換気方式の決定に伴い生じる、立坑、斜坑、補助坑、換気所及び各種連絡坑等のうち必要な工種について、概略工法の検討、概略施工設備計画、標準断面の設計を行うものとする。

(9) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、選定された換気方式に適合した換気、照明、非常用施設等トンネル内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(10) 概略施工設備計画

受注者は、検討・設計したトンネル断面、延長等の工事規模及び施工方式を基に、次の事項の検討を行うものとする。

- 1) 概略工事工程表の算出
- 2) 概算工事用電力量の算出
- 3) 施工ヤード及び工事用道路の概略平面図作成

(11) 設計図

受注者は、関連道路設計で決定した平面・縦断線形及び当該設計の検討結果に基づき一般図(平面図、縦断図、標準断面図)ならびに地質平面・縦断図、坑門工一般図を作成するものとする。

(12) 景観検討

受注者は、設計図書に基づき、坑門工等について概略の景観検討を行うものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表(位置、平面線形、縦断線形、標準断面等)
- 3) 換気方式の選定経緯
- 4) 概略施工計画
- 5) 非常用施設計画
- 6) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 7) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図(平面図、縦断図、横断図)
- (4) 地上施設等調査資料
- (5) 坑門工周辺の実測地形平面図
- (6) 対象地域の環境基準値
- (7) 交通量関連資料

第6704条 山岳トンネル詳細設計

1. 業務目的

山岳トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設

設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

## 2. 業務内容

山岳トンネル詳細設計の業務内容は次のとおりとする。なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6703条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地踏査以降の記述については省略するものとする。

### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

### (4) 本体工設計

#### 1) 地山分類

受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。

#### 2) トンネル断面及び支保工の設計

受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算(FEM解析等)及び補助工法の設計を行うものとする。

#### 3) 掘削方式及び掘削工法の確認

受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。

### (5) 坑門工設計

受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。

### (6) 坑門工比較設計

受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度

の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

### (7) 防水工等設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

### (8) 排水工設計

受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。

### (9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理等を考慮し、トンネル内舗装の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

### (10) 非常用施設設計

#### 1) トンネル等級の検討

受注者は、トンネル等級及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。

#### 2) 非常用施設の箱抜き設計

受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。

### (11) 内装設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、調査職員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。

### (12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき仮設栈橋及び防音壁等について、設計計算を行い断面形状・寸法を決定し、調査職員と協議のうえ、細部構造の設計を行うものとする。

### (13) 設計図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、次に示す設計図を作成するものとする。

- 1) トンネル位置図
- 2) 平面図、縦断面図
- 3) 地質平面・縦断面図
- 4) トンネル標準断面図及び支保工詳細図
- 5) 本体工補強鉄筋図
- 6) 坑門工一般図及び坑門工構造詳細図
- 7) 排水系統図及び排水工詳細図
- 8) 防水工等詳細図
- 9) 舗装工詳細図
- 10) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図

### (14) 施工計画

受注者は、次に示す事項に関する検討を、取りまとめて記載した施工計画

書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) トンネルの施工法、施工順序及び施工機械
  - 2) 工事工程計画
  - 3) 施工ヤード計画
  - 4) 施工中の計測計画
  - 5) 施工にあたっての留意事項なお、受注者は、施工方法、施工ヤード計画・立案は設計図書に規定する条件で行うものとする。
  - (15) 仮設備計画
- 受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて次に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。
- 1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画）
  - 2) 工事中の仮排水計画（計画立案）
  - 3) 工事に用いる電力設備（容量算定及び設備計画）
  - 4) 給水設備（使用量、水槽容量の算定）
  - 5) 給気設備（容量の算定）
  - 6) 汚濁水処理設備（計画立案）
  - 7) ストックヤード（計画立案）
  - 8) 工事用道路計画（1/2,500程度の地形図による概略検討）
  - 9) 環境対策（工事中の騒音、振動対策の計画立案）
  - 10) 施工中の計測計画（計測計器配置図、計測工計器配置図）
  - 11) 安全対策（計画立案）
  - (16) 景観検討
- 受注者は、設計図書に基づき、坑門工等の景観検討を行うものとする。
- (17) 関係機関との協議資料作成
- 受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (18) ずり捨場の検討

受注者は、指定された位置を対象に、ずり捨場の概略検討を行い、その結果を調査職員に報告し、指示を受けるものとする。なお、受注者は、設計図書の指示に基づき、ずり捨場の設計を行うものとする。

(19) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(20) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切とされているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を

行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(21) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表(位置、平面線形、縦断線形、標準断面等)
- 3) 坑門工の位置、型式
- 4) 排水工、防水工、舗装工
- 5) 非常用施設計画
- 6) 施工計画及び仮設備計画
- 7) 施工中の計測計画
- 8) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 山岳トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (6) 地形測量図(平面図、縦断面、横断面)
- (7) 坑門工周辺の実測地形平面図(縮尺1/200～1/500)
- (8) 対象地域の環境基準値
- (9) 交通量関連資料

### 第3節 シールドトンネル設計

#### 第6705条 シールドトンネル設計の区分

1. シールドトンネル設計は、次の区分により行うものとする。
  - (1) シールドトンネル予備設計
  - (2) シールドトンネル詳細設計
  - (3) 立坑予備設計
  - (4) 立坑詳細設計

#### 第6706条 シールドトンネル予備設計

##### 1. 業務目的

シールドトンネル予備設計は、地質調査資料及び道路予備設計等、既存の関連資料を基にトンネルの基本的な断面、換気方式、施工法及び用地幅を決定するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

##### 2. 業務内容

シールドトンネル予備設計の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 設計計画  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。
- (3) 設計条件の確認  
受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。
- (4) 基本事項の検討  
受注者は、シールドトンネルの設計にあたり、交通運用面を考慮した上で、次に示す事項について技術的検討を加えるものとする。
- 1) 内空断面(幅員構成、建築限界、換気等諸設備条件)
  - 2) 地質条件
  - 3) 二次覆工の必要性
  - 4) 近接構造物との関連
  - 5) 概略施工法(施工の安全性、環境条件、経済性)
  - 6) 荷重条件と設計計算方法
  - 7) 排水工等トンネル内付帯設備
  - 8) 防災面からの構造検討(非常駐車帯、避難連絡坑等)
- (5) 換気検討  
受注者は、換気検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。
- (6) 特殊事項の検討  
受注者は、特殊事項の検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (7) 設計計算  
受注者は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネル覆工厚、セグメント種類セグメント幅の決定を行うものとする。受注者は、設計図書に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。
- (8) 諸設備検討  
受注者は、諸設備検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。
- (9) シールド機の検討  
受注者は、設計計算により決定された覆工厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種を決定を行うものとする。
- (10) 発進・到達方法の検討  
受注者は、決定したトンネル断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、3案程度を対象に検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、到達・発進方法を決定するものとする。
- (11) 概略施工設備計画  
受注者は、協議資料作成について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

- (12) 設計図  
受注者は、関連道路設計で決定した平面・縦断線形及び当該設計の検討結果に基づき一般図(平面図、縦断図、主要断面図)を作成し、地質縦断図、地質柱状図、平面・縦断線形の諸元、近接構造物・地下埋設物等の関連施設及びトンネルの主要寸法を記入するものとする。

- (13) 関係機関との協議資料作成  
第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

- (14) 概算工事費

- 受注者は、比較案それぞれの対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

- (15) 照査

- 照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

- (16) 報告書作成

- 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表(位置、平面線形、縦断線形、標準断面等)
- 3) 換気方式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) シールド機種選定の経緯
- 6) シールド機発進・到達方法選定の経緯
- 7) 概略施工計画
- 8) 非常用施設計画
- 9) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 10) 詳細設計にあたっての調査及び留意事項

3. 貸与資料

- 発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図(平面図、縦断図、横断図)
- (4) 地上施設等調査資料(道路、基礎含む建造物等)
- (5) 対象地域の環境基準値
- (6) 対象地域の都市計画図及び用途地域図



(7) 交通量関連資料  
(8) 地下埋設物関連資料

第6707条 シールドトンネル詳細設計

1. 業務目的

シールドトンネル詳細設計は予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

シールドトンネル詳細設計の業務内容は、次のとおりとする。  
なお、詳細設計は、シールドトンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6706条シールドトンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準じるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、詳細設計にあたり、予備設計の検討結果と、その後の調査及び検討の結果を加味し、基本事項の確認を行うものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、次に示す事項に技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地質・構造条件の変化部分等におけるトンネル縦断方向の構造検討
- 3) 地盤沈下の影響の検討
- 4) 将来の近接施工が当該トンネルに及ぼす影響の検討
- 5) 危険物機発時の影響検討
- 6) 当該トンネルの施工が既設構造物に与える影響と対策の検討
- 7) 小土盛り区間の補助工法の検討

(6) 覆工設計

受注者は、地山条件、トンネル断面、施工方法及び特殊事項の検討結果等を考慮のうえ、工事の安全性、施工性及び経済性の観点から覆工の種類形状について次の設計を行うものとする。

1) 一次覆工（セグメント）設計  
受注者は、予備設計で決定されたセグメントについて、その妥当性を確認するとともに、セグメント製作のためのシールド溝、コーキング溝、注入孔及びエレクタ一用孔、及び継ぎ手等の構造細目を検討し、一次覆工の設計を行うものとする。

2) 二次覆工設計

受注者は、防水、防錆等を考慮のうえ、設定荷重条件下で十分な安全性が確保できる二次覆工設計を行うものとする。また縦断方向の不同沈下に対する検討を行い、安全性が確保できる設計を行うものとする。

(7) 防水工設計

受注者は、防水工設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、予備設計で決定された排水工の形状・設置位置を基に、排水系統図を作成するとともに、排水施設の断面寸法等の設計を行うものとする。

(9) 床版工詳細設計

受注者は、交通荷重、設備荷重等を対象に、シールド内の床版工の設計を行うものとする。

(10) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(11) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(12) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(13) 発進・到達防護工設計

受注者は、予備設計において決定した発進・到達方法を基に、立坑接続部の防護工について設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、細部構造の設計を行うものとする。

(14) 仮設構造物設計

受注者は、予備設計で選定されたシールド機を基に、シールド機受台、反力壁及び作業床について、設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、調査職員と協議のうえ細部構造の設計を行うものとする。

(15) 設計図

受注者は、関連道路設計及び当核設計で決定した事項に基づき、次に示す設計図を作成するものとする。

- 1) トンネル位置図
- 2) 全体一般図（平面図、縦断面図、断面図） 平面、縦断線形諸元、近接構造物等との位置関係、地質縦断面図、地質柱状図、トンネルの主要寸法を記入
- 3) トンネル標準断面図、構造図
- 4) セグメント構造詳細図
- 5) 基礎め注入工図
- 6) 防水工設計図
- 7) 排水工関係設計図

4) 設計計算、設計図、数値の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(21) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するとともに、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表(位置、平面線形、縦断線形、標準断面等)
- 3) 設計計算方法及び計算結果
- 4) 排水工、防水工、舗装工等
- 5) 非常用施設計画
- 6) 施工法概要
- 7) 発進・到達方法
- 8) 施工計画及び仮設備計画
- 9) 施工中の計測計画
- 10) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) 立坑予備設計報告書及び設計図面
- (6) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (7) 地形測量図(平面図、縦断面、横断面)
- (8) 地上施設等調査資料(道路、基礎含む建造物)
- (9) 立坑周辺の実測地形平面図(縮尺1/200～1/500)
- (10) 対象地域の環境基準値
- (11) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (12) 地下埋設物関連資料

第6708条 立坑予備設計

1. 業務目的

立坑予備設計は、シールドトンネル予備設計及び地質調査等関連資料を基に、シールドトンネル立坑について、基本的な断面、換気方式及び施工法を決定するとともに詳細設計にあたり、必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

立坑予備設計の業務内容は次のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

- 8) 床版工構造図
- 9) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図
- 10) 発進・到達防護工詳細図

(16) 施工計画

受注者は、次に示す事項に関する検討結果を取りまとめ記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) トンネルの施工方法、施工順序及び施工機械
- 2) 掘削土砂搬出計画
- 3) 概略工事工程計画
- 4) 施工ヤード計画
- 5) 工事中の交通処理計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工にあたっての留意事項

(17) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて、次に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 換気設備(換気容量の算定及び設備計画)
- 2) 仮排水設備(計画立案)
- 3) 裏込め注入設備(計画立案)
- 4) 掘削土砂処理設備(計画立案)
- 5) 材料搬出入設備(計画立案)
- 6) 給水設備(容量算定)
- 7) 工事用電力設備(容量算定及び設備計画)
- 8) 汚濁水処理設備(容量算定)
- 9) ストックヤード(計画立案)
- 10) 工事用道路計画(概略検討)
- 11) 安全対策(計画立案)
- 12) 環境対策等(計画立案)

(18) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(19) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(20) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切に与えられているかの確認を行う。また、埋設物、支障物、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。

(2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認  
受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件シールドトンネルの規模等、検討・設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

(4) 基本事項の検討  
受注者は、立坑の設計にあたり次に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面(シールドトンネル断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等)
- 2) 立坑構造型式
- 3) 地質条件
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 昇降設備等立坑内付帯設備
- (5) 特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 設計計算  
受注者は、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、立坑の断面形状・寸法を決定するものとする。受注者は、設計図書に基づき、立坑の耐震検討を行うものとする。

(7) 諸設備検討  
受注者は、設計図書に基づき、昇降、換気、照明、非常用施設等、立坑内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(8) 仮設工及び施工法の検討  
受注者は、計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を整理のうえ、仮設工及び施工法の決定を行うものとする。  
なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事実績等既往の資料によるものとするが、用地の制約条件が厳しいところでは等では、設計図書に基づき、概略の計算を行い求めるものとする。

(9) 概略施工設備計画  
受注者は、立坑規模、施工法、地形及び環境条件を考慮した施工設備及び施工ヤードについて概略検討を行うものとする。

(10) 設計図  
受注者は、検討結果に基づき立坑の一般区(平面図、断面図)を作成しシールドトンネル本体との関係、地下埋設物、重要近接構造物、立坑主要寸法及び地質柱状図を記入するとともに、土留め壁等仮設構造物の概略設計図を作成するものとする。

(11) 立坑上部建屋の検討  
受注者は、設計図書に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について概略検討を行うものとする。

(12) 景観検討  
受注者は、設計図書に基づき、立坑上部の建屋の概略景観検討を行うものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6706条シールドトンネル予備設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑内空寸法諸元
- 3) 立坑構造型式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) 概略施工計画
- 6) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 7) 詳細設計にあたっての必要調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 地形測量図(平面図、縦断面、横断面)
- (5) 地上施設等調査資料(道路、基礎含む建造物等)
- (6) 対象地域の環境基準値
- (7) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (8) 地下埋設物関連資料

第6709条 立坑詳細設計

1. 業務目的

立坑詳細設計は、立坑予備設計で決定された立坑構造について、設計図書に示される条件、地質調査等既存の関連資料を基に、シールドトンネル用立坑の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

立坑詳細設計の業務内容は次のとおりとする。なお、詳細設計は、立坑予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施の立坑においては、設計図書に定める検討・設計について第6708条立坑予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を  
確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成  
し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)  
に準じるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するもの  
とする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6708条立坑予備設計第2項の(3)に  
準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、基本事項の確認について、第6707条シールドトンネル詳細設計  
第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、次に示す事項について技術的検討を加える  
ものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該立坑に及ぼす影響の検討
- 4) 当該立坑施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

(6) 立坑本体設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状を基に、細部構造の検討  
を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し次の段階を対象と  
して設計計算を行い立坑本体の設計を行うものとする。

- 1) 施工段階
- 2) 完成時

(7) 防水工設計

受注者は、立坑内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第6707条シールドトンネル詳細設計第2項  
の(8)に準ずるものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の  
(9)に準ずるものとする。

(10) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項  
の(10)に準ずるものとする。

(11) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の  
(11)に準ずるものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、次に示す仮設構造物の設計を行うものとする。

1) 土留め工設計

受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の  
建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行  
い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、調査職員と協議のうえ土留め壁  
を設計するものとする。

2) 路面等覆工設計

受注者は、立坑箇所の地表状況(交通状況、乗降状況等)を考慮のうえ、施  
工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討  
を行い、特許を整理し、調査職員と協議のうえ、覆工型式を決定すると  
もに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。

(13) 座標計算

受注者は、貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当  
該構造物及び仮設構造物の必要箇所について座標計算を行い、平面座標及  
び縦断計画高を求めるとする。

(14) 設計図

受注者は、当該設計の検討に基づき、次に示す設計図を作成するものとす  
る。

- 1) 立坑位置図
- 2) 立坑一般図 平面図、断面図、土質柱状図、近接構造物との位置関係、  
立坑主要寸法等
- 3) 立坑本体配筋図
- 4) 仮設構造物詳細図(山留め工、覆工等)

(15) 施工計画

受注者は、次に示す事項について検討し、取りまとめて記載した施工計画  
書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) 立坑の施工方法、施工順序及び施工機械
- 2) 掘削土砂搬出計画
- 3) 概略工事工程計画
- 4) 施工ヤード計画
- 5) 工事中の交通処理計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工にあつての留意事項

(16) 仮設備計画

受注者は、立坑施工に伴う仮設備について、必要に応じて、次に示す事項  
の検討及び計画を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 工事中の換気設備(換気容量の算定及び設備計画)
- 2) 工事中の仮排水設備(計画立案)
- 3) 工事中の電力設備(容量の算定及び設備計画)
- 4) 給水設備(容量算定)
- 5) 汚濁水処理設備(計画立案)
- 6) 掘削土砂処理設備(計画立案)
- 7) 資材搬出入設備
- 8) 型枠支保工(一般図)
- 9) ストックヤード(計画立案)
- 10) 工事中道路計画(概略検討)
- 11) 安全対策(計画立案)
- 12) 環境対策(計画立案)

(17) 立坑上部建屋の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について検討を行  
うものとする。

(18) 景観検討

受注者は、設計図書に基づき、立坑上部の建屋の景観検討を行うものとす

## (2) 開削トンネル詳細設計

### 第6711条 開削トンネル予備設計

#### 1. 業務目的

開削トンネル予備設計は、地質調査資料及び道路予備設計等、既存の関連資料を基に、トンネルの基本的な断面、坑口位置、換気方式、施工法及び用地幅を決定するとともに、詳細設計にあたり必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

#### 2. 業務内容

開削トンネル予備設計の業務内容は次のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

##### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

##### (4) 基本事項の検討

受注者は、開削トンネルの設計にあたり、交通運用面配慮した上で、次に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

1) 内空断面(幅員構成、建築限界、換気等諸設備条件)

2) 地質条件

3) 近接構造物との関連

4) 荷重条件及び設計計算方法

5) 排水工等トンネル内付帯設備

6) 現況道路状況、交通状況及び沿道状況

##### (5) 換気検討

受注者は、換気検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

##### (6) 特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

##### (7) 設計計算

受注者は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネルの断面形状・寸法の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、トンネルの断面検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

##### (8) 基礎工の検討

受注者は、設計図書に基づき、対象地盤の特性、安定性、施工性、経済性を考慮した基礎工3案を選定し、各案について概略構造計算を行い、比較検討のうえ基礎工の種類及び規模を決定するものとする。

る。  
(19)関係機関との協議資料作成  
受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

##### (20)数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

##### (21)照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6707条トンネル詳細設計第2項の(20)に準ずるものとする。

##### (22)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑寸法諸元表
- 3) 設計計算方法及び計算結果
- 4) 施工法概要
- 5) 仮設構造物諸元表
- 6) 仮設構造物設計計算方法及び計算結果
- 7) 施工計画及び仮設備計画
- 8) 工事実施にあたっての留意事項

#### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図書
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図書
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 立抗予備設計報告書及び設計計算
- (5) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (6) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (7) 地形測量図(平面図、縦断面図、横断面図)
- (8) 地上施設等調査資料(道路、基礎含む建築物)
- (9) 対象地域の環境基準値
- (10) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (11) 地下埋設物関連資料
- (12) 交通関連資料

## 第4節 開削トンネル設計

### 第6710条 開削トンネル設計の区分

1. 開削トンネル設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 開削トンネル予備設計

- (9) 諸設備検討  
受注者は、諸設備検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。
- (10) 仮設工及び施工法の検討  
受注者は、第6708条立坑予備設計第2項の(8)に示される検討に加え、次の検討を行うものとする。また、施工時に交通支障があると判断される場合、概略工事工程を立案し、基本的な交通処理計画を検討するとともに、施工計画書を作成するものとする。
- (11) 概略施工設備計画  
受注者は、概略施工設備計画について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。
- (12) 設計図  
受注者は、第6706条シールドトンネル予備設計第2項の(12)に示される設計図に加え、交通処理基本計画図、仮設標準断面図を作成するものとする。
- (13) 換気塔の検討  
受注者は、設計図書に基づき、換気塔の位置及び規模の概略検討を行うものとする。

- (14) 景観検討  
受注者は、景観検討について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。
- (15) 関係機関との協議資料作成  
受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (16) 概算工事費  
受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。
- (17) 照査  
照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行う。管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6706条シールドトンネル予備設計第2項の(15)に準ずるものとする。

- (18) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。
- 1) 設計条件
  - 2) トンネル諸元表(位置、平面線形、縦断線形、標準断面等)
  - 3) 換気方式選定の経緯
  - 4) 当該構造物型式選定の経緯
  - 5) 設計計算方法及び計算結果
  - 6) 概略施工計画
  - 7) 非常用施設計画
  - 8) 設計図書に基づき実施した検討・設計
  - 9) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図(平面図、縦断面図、横断面図)
- (4) 地上施設等調査資料(道路、基礎含む建造物等)
- (5) 交通量関連資料
- (6) 地下埋設物関連資料

## 第6712条 開削トンネル詳細設計

### 1. 業務目的

開削トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計、地質調査資料等既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することとする。

### 2. 業務内容

開削トンネル詳細設計の業務内容は次のとおりとする。なお、詳細設計は、開削トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6711条開削トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(2)に準ずるものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

#### (4) 基本事項の確認

受注者は、基本事項の確認について、第6707条シールドトンネル詳細設計第2項の(4)に準ずる他、予備設計報告書9)詳細設計にあたって調査及び留意事項によるものとする。

#### (5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、次に示す事項に技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地質・構造条件の変化部分等におけるトンネル縦断方向の構造検討
- 3) 地盤沈下の影響の検討
- 4) 将来の近接施工が当該トンネルに及ぼす影響の検討
- 5) 当該トンネルの施工が既設構造物に与える影響と対策の検討
- (6) 本體工設計

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面

- を行い、開削トンネル本体工を設計するものとする。
- (7) 基礎工設計  
受注者は、設計図書に基づき、予備設計で決定した基礎工に対し、設計計算を行い、基礎工の形状・寸法及び規模を決定し、基礎工の設計をするものとする。
- (8) 防水工設計  
受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。
- (9) 排水工設計  
受注者は、排水工設計について、第6707条シールドトンネル詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。
- (10) 舗装工設計  
受注者は、舗装工設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。
- (11) 非常用施設設計  
受注者は、非常用施設設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。
- (12) 内装設備設計  
受注者は、内装設備設計について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。
- (13) 仮設構造物設計  
受注者は、仮設構造物設計について、第6709条立坑詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。
- (14) 交通処理計画  
受注者は、設計図書に基づき、交通処理計画を行うとともに、施工段階毎の交通処理計画図を作成するものとする。
- (15) 座標計算  
受注者は、貸与された線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当該構造物及び仮設構造物の必要箇所について座標計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるとする。
- (16) 設計図  
受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を作成するものとする。
- 1) 位置図
  - 2) 一般図(平面図、縦断図、断面図) 平面・縦断線形諸元、近接構造物、土質縦断図、土質柱状図、トンネルの主要寸法
  - 3) トンネル標準断面図
  - 4) 構造一般図、配筋図
  - 5) 継手詳細図
  - 6) 防水工設計図
  - 7) 排水工設計図
  - 8) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図
  - 9) 仮設構造物一般図及び詳細図
- (17) 施工計画  
受注者は、次に示す事項に関する検討結果を取りまとめ記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。
- 1) トンネルの施工方法、施工順序及び施工機械

- 2) 掘削土砂搬出計画
  - 3) 概略工事工程計画
  - 4) 施工ヤード計画
  - 5) 工事中的交通処理計画
  - 6) 工事中的計測計画
  - 7) 施工にあたっての留意事項
- (18) 仮設備計画  
受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて次に示す事項の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。
- 1) 仮排水設備(計画立案)
  - 2) 掘削土砂処理設備(計画立案)
  - 3) 資材搬出入設備(計画立案)
  - 4) 工専用電力設備(容量の算定及び設備計画)
  - 5) 汚濁水処理設備(容量算定)
  - 6) ストックヤード(計画立案)
  - 7) 工専用道路計画(概略検討)
  - 8) 安全対策(計画立案)
  - 9) 環境対策(計画立案)
- (19) 景観検討  
受注者は、景観検討について、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(16)に準ずるものとする。
- (20) 関係機関との協議資料作成  
受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (21) 数量計算  
受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- (22) 照査  
照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第6707条シールドトンネル詳細設計第2項の(20)に準ずるものとする。
- (23) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。
- 1) 設計条件
  - 2) 道路・鉄道との交差、河川の横過条件等のコントロールポイント
  - 3) トンネル諸元表(位置、平面線形、縦断線形、内空断面、標準断面)
  - 4) 設計計算方法及び計算結果
  - 5) 排水工、防水工、舗装工等
  - 6) 非常用施設計画
  - 7) 施工法概要
  - 8) 仮設構造物諸元表
  - 9) 仮設構造物計算方法及び計算結果
  - 10) 施工計画及び仮設備計画
  - 11) 工事実施にあたっての留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地質調査報告書及び設計図面
- (4) 開削トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (6) 地形測量図(平面図, 縦断面図, 横断面図)
- (7) 地上施設等調査資料(道路, 基礎含む建築物)
- (8) 対象地域の環境基準値
- (9) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (10) 地下埋設物資料
- (11) 交通関連資料

### 第5節 トンネル設備設計

#### 第6713条 トンネル設備設計の区分

1. トンネル設備設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) トンネル設備予備設計
- (2) トンネル設備詳細設計

#### 第6714条 トンネル設備予備設計.

##### 1. 業務目的

トンネル設備予備設計は、関連道路設計、トンネル予備設計及び既存の関連資料を基に、換気設備、非常用設備、受配電設備の容量規模の算出とそれに基づく換気所、電気室、ポンプ室の位置・規模等の検討を行い、トンネルの基本的構造決定の資料を作成するとともに、設備詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。なお、設計図書に指示のある場合は、管理体制についても検討する。

##### 2. 業務内容

トンネル設備予備設計の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 設計計画  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。
- (3) 設計条件の確認  
受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

#### (4) トンネル換気設備設計

受注者は、トンネル予備設計で選定された換気方式を基に次に示す項目について検討するものとする。

##### 1) 換気風量計算

設計図書に指示のある場合は、発注者の提示する交通条件に基づき、換気基準により当該トンネルの風量計算を行うものとする。

##### 2) 換気機の仕様検討

受注者は、換気方式に適合した換気機の仕様について、型式、必要台数と風量、全風圧、口径及び所要動力の算定等を行い、結果を整理のうえ、換気機の仕様を決定するものとする。

##### 3) 補助機器の選定及び換気所等規模の検討

受注者は、換気機仕様を考慮した、ダンパー、電動機、設備納入・搬出装置等の選定を行い、換気所、電気室の概略規模の算定を行うものとする。また、設計図書に指示のある場合は、集じん処理装置、消音装置を含めるものとする。

##### 4) ダクト計画, その他

受注者は、決定した換気所、電気室の概略規模に基づき、換気機からトンネル内部に至る換気ダクトの計画を行うとともに、電源設備から換気機までの配電計画を行い、その内容をとりまとめ、基本的な計画案を作成するものとする。

#### (5) 環境関係設備設計

受注者は、次に示す項目について検討するものとする。

##### 1) 集じん処理装置設計

受注者は、設計図書に示される条件を基に、集じん機室内に設置する集じん処理装置について、集じん処理量、処理方式及び据付方法等の基本的事項に、技術的、経済的及び維持・管理の難易度の点での検討を加え、結果を整理のうえ、集じん処理装置の基本計画を作成するものとする。

##### 2) 消音装置設計

受注者は、設計図書に示される条件を基に、トンネル坑口または換気所に設置する消音装置について、装置の種類、仕様及び据付方法等の基本的事項に、技術的、経済的及び維持・管理の難易度の点での検討を加え、結果を整理のうえ、消音装置の基本計画を作成するものとする。

#### (6) トンネル非常用設備設計

受注者は、設計図書に示されたトンネル延長及び交通量を基に、トンネル等級を決定し、等級毎に指定される設備について、維持・管理、運用面を考慮した配置計画及び設備規模の検討を行い、設備規模の決定、配置計画を行うものとする。

#### (7) 排水設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネル内の排水について、排水量の算定を行い、排水管、排水槽容量、ポンプ設備の配置計画及び電気設備容量の検討を行い、結果を整理のうえ、排水設備の規模の決定を行うものとする。

#### (8) 受配電・自家発電設備設計

受注者は、トンネル周辺及びトンネル内に設置される諸設備に電源供給するための受配電・自家・発電設備について、諸設備の必要電力を考慮した受電容量と電圧及び自家発電機容量の基本方針をとりまとめ、受電室発電機室の規模を検討のうえ、設備方式、規模の決定を行うものとする。

#### (9) 設計図



受注者は、決定した設備仕様に関し、必要に応じて設備概要図、概略系統図、配置計画図、箱抜き図等を作成するものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成  
受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(11) 概算工事費  
受注者は、第12111条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(12) 照査  
照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握して地形的、環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に換気設備、非常用設備、排水設備、電力設備の整合が適切にとれているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計仕様、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設備方式等の選定経緯
- 3) 設備容量・規模及び機器概略仕様
- 4) 換気所、電気室、ポンプ室等配置計画
- 5) 概略システム系統、配線・配管系統
- 6) 機器配置計画
- 7) 先行土木工事で対応すべき事項
- 8) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料  
発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (3) 地形平面図(縮尺1/1,000)
- (4) 坑門工周辺の実測地形平面図(縮尺1/100~1/500)

第6715条 トンネル設備詳細設計

1. 業務目的  
トンネル設備詳細設計は、予備設計で決定された設備の計画について、設計図面に示される条件、トンネル詳細設計及び関連機関との協議結果等に基つき、トンネル設備の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計

し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

## 2. 業務内容

トンネル設備詳細設計の業務内容は、次のとおりとする。  
なお、詳細設計は、トンネル設備予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施の設備設計においては、設計図書に定める検討・設計項目について第6714条トンネル設備予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準じるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

### (4) トンネル換気設備設計

受注者は、設計図面に示された条件、トンネル予備設計で決定された条件、換気方式を基に、次に示す事項の検討・設計を行うものとする。

#### 1) ジェットファン設備設計

受注者は、ジェットファンのみによる縦流換気方式で所定の換気が可能なトンネルについて、算定された所要換気量に、渋滞時、火災時における検討及び歩行者への影響度を加味して、対象となるジェットファンの口径毎の必要台数、設備動力、制御方式及び維持管理面での経済性の比較検討を行い、結果を整理のうえ、ジェットファンの仕様決定と配置計画、機器の取付方法、段階建設の設計を行うものとする。

#### 2) 換気システム設計

受注者は、トンネル予備設計において選定された立抗集中排気、集じん機方式等換気方式を基に、渋滞時、火災時における検討及び歩行者への影響度を加味して、所定の圧力計算を行い、換気区分、換気機設置台数を検討し、換気システムを決定するものとする。

#### 3) 換気機・補助機器の設計

受注者は、予備設計の検討結果を基に、換気機・補助機器について、土木計画を加味した配置計画を行うとともに、使用材料を選定し、詳細な仕様を決定するものとする。

#### 4) 制御方式の検討

受注者は、換気機の運転方法及び制御方式について、制御段階、経済運転の方法、換気機の起動方法及び他設備との整合性を検討のうえ、制御方式を決定するものとする。

#### 5) 換気機据付の設計

受注者は、換気機、補助機器の仕様に基づき、機器配置及び配線、配管、ピット等、機器の基礎、搬出入装置の取付方法及びダクトとの取合わせに留意した据付図を作成するものとする。

6) その他

受注者は、火災時における排煙対策を検討するとともに、電源設備から換気機までの配管計画、線形材と電線ケーブルの選定、配線、配管図を作成するものとする。また、電線路の配管計画については電圧降下計算を行い、仕様を決定し、設計するものとする。

#### (5) 計測設備設計

受注者は、設計図書に示された設計条件の基で、次に示す装置路について、装置の選定及び仕様、道路埋設又は側設置機器の配置及び設置方法、換気設備等諸設備との受渡し及び取合わせ等を検討し、結果を整理のうえ、配管・配線図、機器設置図及び掘付図を作成するものとする。

- 1) 一酸化炭素検出装置
- 2) 煙霧透過率測定装置
- 3) 風向風速計
- 4) 車種選別計数装置

#### (6) 環境関係設備設計

受注者は、設計図書に示された設計条件に基づき、次に示す項目について設計を行うものとする。

##### 1) 集じん処理装置設計

受注者は、設備予備設計において決定された計画を基に、集じん機室内における処理装置、補助機器の設置位置及び掘付方法の検討を行い、各機器の合理的な配置計画を行うものとする。

##### 2) 消音装置設計

受注者は、設備予備設計で決定した基本計画を基に、消音機器の構造及び効果、構造・材料の選定及び仕様について、技術的、経済的検討を加え、合理的な配置計画を行うものとする。

#### (7) トンネル非常用設備設計

受注者は、設計図書に示された条件に基づいて、次に示す項目について設計するものとする。

##### 1) トンネル等級区分及び機器割付計画の確認

受注者は、設備予備設計の決定事項を基に、土木工事の進捗状況を加味し、配置計画の確認を行い、設備計画を決定するものとする。

##### 2) 通報・警報設備設計

受注者は、通報・警報設備について、機器の選定及び仕様、伝送方式電線・ケーブルの選定と仕様及び配置計画の検討を行い、合理的な通報・警報設備計画を行うとともに、割付図、取付詳細図及び配線図を作成するものとする。

##### 3) 消火・水噴霧設備設計

受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備計画を行うものとする。

##### 4) 取水・配水設備設計

受注者は、消火設備等に配水する配水管及びポンプ設備について、配管方式・配管径の計画と、それに基づく流量計算、使用ポンプ類の選定と仕様について技術的、経済的及び維持管理上の検討を加え、管材料の選定とポンプ室配置計画を行い、ポンプ類の取付図、配置図、配線図を作成するものとする。

のとする。

#### 5) 水槽及びポンプ掘付の検討及び設計

受注者は、トンネル内設備に給水する水源の貯水槽(主水槽)、加圧ポンプの取水用として使用する取水槽及びポンプ室について、容量と規模、ポンプ掘付方法に技術的、経済的検討を加え、水槽、ポンプの選定と仕様の決定及び掘付の設計をするものとする。

#### 6) 制御系統設計

受注者は、各非常用設備の制御系統に関して、自動及び手動通報設備水噴霧設備、ポンプの運転・停止等の制御、表示方法の検討並びに換気設備の遠制御装置等、その他の諸設備との受渡し及び取合わせ項目の検討を行い、合理的な制御系統の設計を行うものとする。

#### (8) 排水設備設計

受注者は、設計図書に基づき、設備予備設計で決定された排水設備について、配線、配管及び配電計画を行い、それに基づき排水設備設計を行うものとする。

#### (9) 受配電設備、自家発電設備設計

受注者は、設備予備設計で決定した受配電設備及び自家発電設備の方式、規模を基に、次に示す検討、設計を行うものとする。

##### 1) 受配電設備設計

受注者は、設備予備設計の決定事項に、その後の検討で生じた設備の必要電力量を加味し、受電容量・電圧を算定し、受電地点の選定、引込方法及び主回路結線方式を検討のうえ、使用主機器の選定を行うとともに、受電室規模についてとりまとめらるものとする。

##### 2) 自家発電設備設計

受注者は、トンネル周辺及びトンネル内諸設備の運転状態を考慮した自家発電方式及び容量の検討を行うとともに、必要に応じて、無停電電源装置の検討を行い、使用機器を選定し、自家発電設備の設計を行うものとする。

#### (10) 照明設備設計

受注者は、トンネル延長、道路線形、野外輝度、設計速度、交通量等を勘案のうえ、トンネル内一般部(基本照明)、増灯部(緩和照明)及び坑口付近の道路照明用灯具として3案を選定し、周辺への影響、経済性、輝度均斉度及び維持管理面での比較を行い、結果を整理のうえ、灯具及び機器の選定と仕様の決定を行うとともに、配線、取付方法及び配電図の作成、電線、ケーブルの選定と仕様の決定及び電路図の作成、時刻・天候による制御が可能なる自動点滅装置等のトンネル照明設備設計を行うものとする。また、停電時のトンネル内部の危険防止のための非常時照明についても設計するものとする。

#### (11) 遠方監視制御設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に点在する諸設備の運転状況及び状態変化を管理事務所等で監視、制御するための遠方監視制御設備として、トンネル及び道路の各設備を対象に、監視・制御テレメータ項目・方式の選定、伝送方式と伝送路、各種の機器使用、所内テレメータ及びデータ処理の方法について技術的検討を行い、機器の決定、機器配置及び所要室内面積の算定を行うものとする。

#### (12) ITV設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に、トンネル内の監視、道路交通流あるいは気象状況等の監視設備として、ITVカメラの配

置、制御機器・伝送機器の配置、各機器の仕様、制御装置、伝送方式、伝送路について、建築及びその他関連諸設計との取合わせを考慮のうえ、技術的、経済的、維持管理上の検討を行い、結果を整理のうえ、ITV設備の設計をするものとする。

(13)トンネル再放送設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に、トンネル内の通行車両に対する、ラジオ放送の再送信及び事故・渋滞時等緊急時の放送を行うための設備として、受信空中線位置、伝送路、各種機器の仕様及び機器配置、誘導線路についての検討を行い、トンネル再放送設備の設計を行うものとする。

(14)設計図

受注者は、当該設計の検討結果に基づき、設備系統図、配置図、割付図、付図、外形寸法図等を作成するものとする。

(15)関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(16)数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(17)工事設計図書作成

受注者は、設計図書に基づき、工事区分に応じた、工事設計図書を作成するものとする。

(18)照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握していかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気設備、非常用設備、排水設備、電力設備、照明設備等諸設備の整合が適切にとれているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計仕様、設計図、教本の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(19)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表
- 3) 各設備のシステム系統図、配線・配管系統図
- 4) 設備容量・規模及び機器仕様一覧表
- 5) 換気所、電気室、ポンプ室等の内部機器配置図及び機器取付図
- 6) 設備工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (2) トンネル詳細設計報告書及び設計図面
- (3) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (4) 地形平面図(縮尺1/1,000)
- (5) 坑門工周辺の実測地形平面図(縮尺1/100~1/500)

第6節 成果物

第6716条 成果物

受注者は、表6.7.1~表6.7.10に示す成果物を作成し、第1115条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表 6. 7. 1 山岳トンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
山岳トンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断面図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	
		地質平面・縦断面図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	着色
		トンネル標準断面図	1:50	
	概算工事費	坑門工一般図	1:50~1:500	
		その他参考図	適宜	
		概算計算書	—	概略
	報告書	概算概要書	—	
		概略施工設備計画書 その他参考資料等	—	

表 6. 7. 2 山岳トンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
山岳トンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断面図	V=1:200 H=1:1000 または V=1:100 H=1:500	
		地質平面・縦断面図	V=1:200 H=1:1000 または V=1:100 H=1:500	着色
		トンネル標準断面図	1:50	
		支保工詳細図	適宜	
		本体工補強鉄筋図	1:50~1:100	
		坑門工一般図	1:50~1:500	
		坑門工構造詳細図	適宜	
		排水系統図	1:500 または 1:1000	
	概算計算 報告書	排水工詳細図	適宜	
		防水工等図	適宜	
		備装工詳細図	適宜	
		非常用施設割付図	適宜	
		非常用施設配置詳細図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
		概算計算書	—	
設計概要書 検討書 設計計算書 施工設備計画書 工事中の計画計画書 その他参考資料等	設計概要書	—		
	検討書	—		
	設計計算書	—		
	施工設備計画書	—		
	工事中の計画計画書	—		
	その他参考資料等	—		
	概算計算書	—		

表 6. 7. 3 シールドトンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
シールドトンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:2500	
		標準断面図	適宜	
		切欠構造一般図	1:20	
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費 報告書	概算計算書	—	概略
		概算概要書	—	
		検討書	—	
		設計計算書	—	
		概略施工設備計画書 その他参考資料等	—	

表 6.7.4 シールドトンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	概要
シールドトンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:2500	
		道路線形図	1:2500	
		標準横断面図	1:100	
		地質・土質線断面図	N=1:200 H=1:1000 または N=1:100 H=1:500	着色
		標準断面図	適宜	
		排水系統図	1:500または1:1000	
		切欠配置図	適宜	
		切欠標準一般図	1:20	
		切欠配筋図	1:10	
		二次配筋配筋図	1:50	
		排水工詳細図	適宜	
		舗装工詳細図	適宜	
		構造物詳細図	適宜	
		仮設工詳細図	適宜	
数量計算	数量計算書	-		
報告書	設計概要書	設計概要書	-	
	検討書	検討書	-	
	設計計算書	設計計算書	-	
	施工計画書	施工計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.6 立坑詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	概要		
立坑詳細設計	設計図	位置図	1:25000	市販地図等		
		全体一般図	1:200~1:500			
		構造一般図	1:50~1:100			
		構造詳細図	適宜			
		仮設構造物一般図	適宜			
		仮設構造物詳細図	適宜			
		その他参考図等	適宜			
		数量計算	数量計算書	-		
		報告書	設計概要書	設計概要書	-	
			図録計算書	図録計算書	-	
検討書	検討書		-			
設計計算書	設計計算書		-			
		施工計画書	-			
		施工設備計画書	-			
		その他参考資料等	-			

表 6.7.7 閉削トンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	概要		
閉削トンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等		
		一般図	1:200~1:500			
		標準断面図	1:100			
		仮設計画図	1:200~1:500			
		交通処理基本計画図	適宜			
		その他参考図等	適宜			
		概算工事費	概算計算書	-		
		報告書	設計概要書	設計概要書	-	
			検討書	検討書	-	
			設計計算書	設計計算書	-	
	概略施工設備計画書		概略施工設備計画書	-		
	その他参考資料等		その他参考資料等	-		

表 6.7.5 立坑予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	概要		
立坑予備設計	設計図	位置図	1:25000	市販地図等		
		全体一般図	1:200~1:500			
		構造一般図	1:50~1:100			
		仮設構造物一般図	適宜			
		主鉄筋配筋図	1:50~1:100			
		その他参考図等	適宜			
		概算工事費	概算計算書	-		
		報告書	設計概要書	設計概要書	-	
			検討書	検討書	-	
			設計計算書	設計計算書	-	
	概略施工設備計画書		概略施工設備計画書	-		
	その他参考資料等		その他参考資料等	-		

表 6.7.8 開削トンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
開削トンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:200~1:500	
		線形図	1:2500	
		トンネル標準断面図	1:100	
		構造一般図	1:50~1:200	
		構造詳細図	1:20~1:100	
		仮設工一般図	1:50~1:500	
		仮設工詳細図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
		数量計算報告書	数量計算書	-
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		設計計算書	-	
		施設計算書	-	
		施工設備計画書	-	
		施工設備計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.9 トンネル設備予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
トンネル設備予備設計	設計図	トンネル位置図	1:25000 ~ 市販地図等	
		システム系統図	1:50000	
		機器配置図	適宜	
		換気所・ポンプ室集じん室	適宜	
		坑口廻り	適宜	
		機器配置配線図	適宜	非常用
		機器据付図	適宜	
		機器据付図	適宜	
		配線系統図	適宜	
		制御系統図	適宜	
	単線結線図	適宜	受配電	
	貯水槽計画図	適宜	非常用排水	
	その他参考図等	適宜		
	概算工事費報告書	概算計算書	-	
	報告書	概算工事費	概算計算書	-
設計概要書		設計概要書	-	
検討書		検討書	-	
設計計算書		設計計算書	-	
その他参考資料等		その他参考資料等	-	

表 6.7.10 トンネル設備詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
トンネル設備詳細設計	設計図	トンネル位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		システム系統図	適宜	
		機器配置図	適宜	
		換気所・ポンプ室集じん室	適宜	
		坑口廻り	適宜	
		機器配置配線図	適宜	非常用
		機器据付図	適宜	
		機器据付図	適宜	
		機器組立断面図	適宜	換気
		配線系統図	適宜	
		機器配置図	適宜	
		制御系統図	適宜	
		燃費参考図	適宜	
		単線結線図	適宜	受配電
		照明	適宜	
	水噴霧装置敷設図	適宜	非常用	
	排水本管敷設図	適宜	非常用	
	電線・ケーブル敷設図	適宜		
	貯水槽計画図	適宜	非常用排水	
	その他参考図等	適宜		
数量計算報告書	数量計算書	数量計算書	-	
	設計概要書	設計概要書	-	
	検討書	検討書	-	
	設計計算書	設計計算書	-	
	その他参考資料等	その他参考資料等	-	

## 第7章 橋梁設計

### 第1節 橋梁設計の種類

#### 第6801条 橋梁設計の種類

橋梁設計の種類は次のとおりとする。

- (1) 橋梁設計
- (2) 橋梁拡張設計
- (3) 橋梁補強設計

### 第2節 橋梁設計

橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えるに際して実施する橋梁の設計に適用する。

#### 第6802条 橋梁設計の区分

橋梁設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁予備設計
- (2) 橋梁詳細設計

#### 第6803条 橋梁予備設計

##### 1. 業務目的

橋梁予備設計は、設計図書、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。

##### 2. 業務内容

橋梁予備設計の業務内容は次のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

##### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

##### (4) 橋梁形式比較案の選定

受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい

橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。

##### (5) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、次に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（安定性、耐震性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性
- 4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

##### (6) 設計計算

受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

##### (7) 設計図

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

##### (8) 景観検討

受注者は、設計図書に基づき、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。

##### (9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

##### (10) 概算工事費

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

##### (11) 橋梁形式比較一覧表の作成

受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。

橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。

##### (12) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況その他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周

辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- (4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (13) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由
- 3) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 4) 主要部材の概略数量
- 5) 概算工事費
- 6) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果
- 7) 橋梁形式比較一覧表
- 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 道路概略設計報告書
- (2) 道路予備設計報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 実測平面図 (縮尺 1/200~1/500)
- (5) 実測縦横断面図 (縮尺 1/100~1/200)
- (6) 周辺施設 (既設、計画) に関する資料

### 第6804条 橋梁詳細設計

#### 1. 業務目的

橋梁詳細設計は、予備設計で決定された橋梁形式について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

#### 2. 業務内容

橋梁詳細設計の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 設計計画  
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査  
受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。
- (3) 設計条件の確認  
受注者は、設計条件の確認について、第6803条橋梁予備設計第2項の(3)

に準ずるものとする。

#### (4) 設計細部事項の検討

受注者は、使用材料、地盤定数、支保条件、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当たり必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたり、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行うものとする。

#### (5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、橋梁予備設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、次に示す事項について詳細設計を行うものとする。なお、鋼橋の設計を行う場合は、疲労の検討を行うものとする。

- 1) 上部工については、橋体、床版、支保、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、落橋防止、その他付属物等
- 2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、ワーキング、躯体及び基礎本体等

#### (6) 設計図

受注者は、橋梁位置図、一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支保、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

#### (7) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

#### (8) 点検検討

受注者は、設計図書に基づき、橋梁細部構造の決定に必要な点検を行うものとする。

#### (9) 動的照査

受注者は、設計図書に基づき、動的照査を行うものとする。

#### (10) 座標計算

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所(橋台、橋座、支保面、下部工、基礎工等)について、線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めめるものとする。

#### (11) 架設計画

受注者は、上部工の架設計画について、現地の立地条件及び輸送・搬入条件等に基づき、詳細な架設計画を行うものとする。

#### (12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、上部工施工時及び下部工施工時の仮設構造物の設計を行うものとする。

#### (13) 仮橋設計

受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。

#### (14) 橋梁付属物等の設計

受注者は、設計図書に基づき、道路標識、照明、添架物、遮音壁等の橋梁付属物の設計を行うものとする。

#### (15) 施工計画

受注者は、構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取



りまとめ、記載するものとする。  
(16) 関係機関との協議資料作成  
受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(17) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。

(18) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく橋梁形式決定の経緯
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 5) 上部工主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 6) 主要材料、工事数量の総括
- 7) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 橋梁予備設計成果
- (2) 道路線形計算書
- (3) 実測平面図 (縮尺 1/200~1/500)
- (4) 実測縦横断面図 (縮尺 1/100~1/200)
- (5) 道路等詳細設計成果関連部分
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設 (既設、計画) に関する資料
- (8) 幅杭設計成果

第3節 橋梁拡幅設計

橋梁拡幅設計は、橋梁の車線増設、橋詰め改良、歩道増設及び路肩改良等既設橋梁の拡幅設計に適用する。

第6805条 橋梁拡幅設計の区分

橋梁拡幅設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁拡幅予備設計
- (2) 橋梁拡幅詳細設計

第6806条 橋梁拡幅予備設計

1. 業務目的

橋梁拡幅予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等に基づき、拡幅の目的に沿った上部工、下部工及び基礎工について拡幅方法・拡幅形式 (以下「拡幅工法」と称する。) の比較検討を行い、最適な拡幅工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁拡幅予備設計の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計対象地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査 (測量・地質調査等) を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6803条橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 拡幅工法比較案の選定

受注者は、拡幅構造としてふさわしい橋梁拡幅案数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合及び現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する拡幅工法比較案に対して、次に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性 (拡幅構造の安定性、走行性)
- 2) 施工性 (施工の安全性、難易性、現実性、工事用道路及び作業ヤード)
- 3) 経済性
- 4) 維持管理 (耐久性、管理の難易性)

5) 環境との整合（修景，騒音，振動，近接施工）

(6) 復元設計

受注者は，既設橋梁の竣工図書がない場合，設計図書に基づき，竣工時点の基準に基づいた復元設計を行い，拡幅設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(7) 設計計算

受注者は，拡幅工法比較案のそれぞれに対し，既設部・拡幅部の主要構造部材の概算応力計算及び概略断面検討を行い，拡幅部材の決定を行うものとする。

(8) 設計図

受注者は，拡幅工法比較案のそれぞれに対し，拡幅部材の主要断面形状，拡幅工法の判一般図及び拡幅部材の基本構造図を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は，拡幅工法比較案のそれぞれに対し，第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 拡幅工法比較一覧表の作成

受注者は，拡幅工法比較案に関する検討結果をまとめ，拡幅工法一覧表を作成するものとする。拡幅工法一覧表には，拡幅に関する部材の主要断面形状を記入するほか，(5)で実施した技術的特徴，課題を列記し，各比較案の評価を行い，最適拡幅工法案を明示するものとする。

(11) 照査

照査技術者は，第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき，次に示す事項を標準として照査を行い，管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し，現地状況の他，基礎情報を収集，把握しているかの確認を行い，その内容が適切であるかについて照査を行う。特に，地形，地質条件については，設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に新旧部の結合方法，桁配置，及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切に行われているかの照査を行う。また，埋設物，支障物件，周辺施設との近接等，施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算，設計図，概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は，業務の成果として，第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお，次の項目について解説し，取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 工法比較案毎に拡幅工法及びその工法の選定理由

3) 復元設計を実施した場合，復元設計により推定した各部の断面

4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果

5) 主要材料の概略数量

6) 概算工事費

7) 拡幅工法比較一覧表

8) 詳細設計に向けての必要な調査，検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

(1) 既設橋梁位置図

(2) 既設橋梁の設計成果

(3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）

(4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）

(5) 道路拡幅設計報告書

(6) 地質調査報告書

(7) 周辺施設（既設，計画）に関する資料

第6807条 橋梁拡幅詳細設計

1. 業務目的

橋梁拡幅詳細設計は，予備設計で決定された拡幅工法について，設計図書，既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき，工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し，工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁拡幅詳細設計の業務内容は，次のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は，業務の目的・主旨を把握したうえで，設計図書に示す業務内容を確認し，第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し，調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は，現地踏査について，第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。なお，現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は，設計条件の確認について，第6803条橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受注者は，設計細部事項の検討について，第6804条橋梁詳細設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 設計計算

受注者は，詳細設計計算に当たり，拡幅予備設計で決定された工法の主要構造寸法に基づき，現地への搬入条件及び架設条件を考慮し，次に示す事項について詳細設計を行うとともに既設部の照査並びに補強設計を行うものとする。

1) 上部工については，橋体，床版，支承，高欄，伸縮装置，橋面排水装置

等

2) 下部工及び基礎工については，梁，柱，フーチング，躯体及び杭本体

等

(6) 設計図

受注者は，既設部・新設部を明示した橋梁位置図，一般図，線形図，構造詳細図，構造一般図，支承，高欄，伸縮装置，排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は，第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し，数量計

- 算書を作成するものとする。
- (8) 景観検討  
受注者は、景観検討について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。
- (9) 座標計算  
受注者は、座標計算について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。
- (10) 架設計画  
受注者は、架設計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。
- (11) 仮設構造物設計  
受注者は、仮設構造物設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。
- (12) 仮橋設計  
受注者は、仮橋設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。
- (13) 橋梁附属物等の設計  
受注者は、橋梁附属物等の設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(14)に準ずるものとする。
- (14) 施工計画  
受注者は、施工計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。
- (15) 照査  
照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握していかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に既設橋については、健全度を把握するための情報が得られているかの確認を行う。
  - 2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
  - 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。
  - 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。結合部等構造細目についても照査を行い、基準との整合性を照査に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。
- (16) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく拡幅工法決定の経緯
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項
- 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント

- 5) 上部工主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 6) 主要材料、工事数量の総括
- 7) 施工段階での注意事項・検討事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁拡幅予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図 (縮尺 1/200~1/500)
- (6) 実測縦横断面図 (縮尺 1/100~1/200)
- (7) 道路拡幅設計報告書
- (8) 地質調査報告書
- (9) 周辺施設(既設、計画)に関する資料
- (10) 橋梁拡幅予備設計等設計協議資料
- (11) 幅杭設計成果

### 第4節 橋梁補強設計

橋梁補強設計は、耐荷力あるいは地震時安全性の復元または向上を図る補強設計に適用する。なお、修復によって耐荷力あるいは地震時安全性の復元を図れる場合は、ここには含まないものとする。

#### 第6808条 橋梁補強設計の区分

橋梁補強設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁補強予備設計
- (2) 橋梁補強詳細設計

#### 第6809条 橋梁補強予備設計

##### 1. 業務目的

橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工あるいは基礎工について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目指す。

##### 2. 業務内容

橋梁補強予備設計の業務内容は、次のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

(3) 設計条件の確認  
受注者は、設計図書に示された橋梁構造、補強条件等設計施工上の基本的な条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 既設橋の照査  
受注者は、設計図書に基づき、概略断面検討あるいは概略安定検討により既設橋の照査を行い、補強の目的に照らし合わせて着目する部材に補強が必要かどうかを判断するものとする。

(5) 補強工法比較案の選定  
受注者は、補強構造としてふさわしい橋梁補強案数案について、構造特性、施工性、維持管理、環境との整合および現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

(6) 基本事項の検討  
受注者は、設計を実施する補強工法比較案に対して、第6803条橋梁予備設計第2項の(5)に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

(7) 復元設計  
受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、施工時点の基準に基づいた復元設計を行い、補強設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(8) 設計計算  
受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強部材の概算応力計算あるいは概略断面検討を行い、補強規模の決定を行うものとする。

(9) 設計図  
受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強断面形状・補強工法の判別一般図ならびに基本構造図を作成するものとする。

(10) 概算工事費  
受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 補強工法比較一覧表の作成  
受注者は、補強工法比較案に関する検討結果をまとめ、補強工法一覧表を作成するものとする。補強工法一覧表には補強部材の主要部材断面形状を記入するほか、(6)で実施した技術的特徴・課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適補強工法案を明示するものとする。

(12) 照査  
照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に補強工法が適切であるかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の項目について解説し、取りまとめ記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎の補強工法ならびにその工法の選定理由
- 3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面
- 4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概算工事費
- 7) 補強工法比較一覧表
- 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

## 第6810条 橋梁補強詳細設計

1. 業務目的

橋梁補強詳細設計は、予備設計で決定された補強工法について、設計図書、既存の関連資料及び比較設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補強詳細設計の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1110条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6803条橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受注者は、設計細部事項の検討について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、補強予備設計で選定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件を考慮し、既設部材の応力照査もしくは安定照査ならびに次に示す事項について詳細設計を行うものとする。

- 1) 補強部材
- 2) 補強に伴い取替えが生じる附属物
- (6) 設計図  
受注者は、橋梁位置図、既設部・補強部を明示した一般図、線形図、構造一般図および補強詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算  
受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 座標計算  
受注者は、座標計算について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(9) 架設計画  
受注者は、架設計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(10) 仮設構造物設計  
受注者は、仮設構造物設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(11) 仮橋設計  
受注者は、仮橋設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(12) 橋梁附属物等の設計  
受注者は、橋梁付属物等の設計について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(13) 施工計画  
受注者は、施工計画について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照査  
照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に既設部と補強部の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合性を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。
- (15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、次の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 補強工法選定理由（構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境の要件の解説）
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 5) 主要材料、工事数量の総括
- 6) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は次を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁補強予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 橋梁補強予備設計等設計協議書

第5節 成果物

第6811条 成果物

受注者は、表6.8.8.1～表6.8.8.3に示す成果物を作成し、第1115条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表 6.8.1 橋梁設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	
橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等	
		一般図	1:50~1:500		
	概算工事費	比較一覧表	-	概略	
		数量計算書	-		
	報告書	概算工事費	-		
		設計概要書	-	比較検討書等	
		概略設計計算書	-	応力及び安定計算	
		その他参考資料等	-		
	橋梁詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
			一般図	1:50~1:500	橋種・設計条件・地質図 ボーンツ位置等を記入
線形図		線形図	適宜	平面・縦断・照標	
		構造一般図	1:50~1:500		
上部工構造詳細図		構造一般図	1:20~1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護構・遮音壁・検査路等・製作ヤバハ-図・PC鋼材張設順序等施工要領	
		下部工構造詳細図	1:20~1:100	橋台・橋脚等	
		基礎工構造詳細図	1:20~1:100	杭・ウエリ・ケツン等	
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等	
数量計算		数量計算書	-	材料表・發装面積 接接延長等	
		設計概要書	-		
報告書	設計計算書	-			
	線形計算書	-			
	施工計画書	-	施工方法・特記事項等		
	その他参考資料等	-	換訂書		

表 6.8.2 橋梁拡張設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	
橋梁拡張設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等	
		一般図	1:50~1:500		
	概算工事費	比較一覧表	-	概略	
		数量計算書	-		
	報告書	概算工事費	-		
		設計概要書	-	比較検討書等	
		概略設計計算書	-	応力及び安定計算	
		その他参考資料等	-		
	橋梁拡張詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
			一般図	1:50~1:500	橋種・設計条件・地質図 ボーンツ位置等を記入
線形図		線形図	適宜	平面・縦断・照標	
		構造一般図	1:50~1:500		
上部工構造詳細図		構造一般図	1:20~1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護構・遮音壁・検査路等・製作ヤバハ-図・PC鋼材張設順序等施工要領	
		下部工構造詳細図	1:20~1:100	橋台・橋脚等	
		基礎工構造詳細図	1:20~1:100	杭・ウエリ・ケツン等	
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等	
数量計算		数量計算書	-	材料表・發装面積 接接延長等	
		設計概要書	-		
報告書	設計計算書	-			
	線形計算書	-			
	施工計画書	-	施工方法・特記事項等		
	その他参考資料等	-	換訂書		

表 6. 8. 3 橋梁補強設計成果物一覽表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	
橋梁補強予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等	
		一般図	1:50~1:500		
	概算工事費	比較一覧表	-		
		数量計算書	-	概略	
	報告書	設計概要書	-	比較検討書等	
		概略設計計算書	-	応力及び安定計算	
	橋梁補強詳細設計	設計図	その他参考資料等	-	
			橋梁位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	橋脚・梁斗条件・地質図 ボンプ位置等を記入	
		線形図	適宜	平面・縦断・断面 適宜	
構造一般図		1:50~1:500			
上部工構造詳細図		1:20~1:100	主桁・横桁・増桁対傾構・主構・ 床組・床版補強・桁吊結・PC鋼 材緊張順序等施工要領		
下部工構造詳細図		1:20~1:100	杏野拉筋・橋脚委立		
基礎工構造詳細図		1:20~1:100	橋台・橋脚基礎補強		
仮設工詳細図		適宜	仮締切・土留・仮橋等		
数量計算		数量計算書	-	材料表・塗装面積 架後延長等	
報告書	設計概要書	-			
	概算計算書	-			
	線形計算書	-	適宜		
	施工計画書	-	施工方法・特記事項等		
	その他参考資料等	-	概算書		





測量業務共通仕様書（案）

第1章 総則  
第101条 適用

1. 測量業務共通仕様書（案）（以下「共通仕様書」という。）は、広島高速道路公社の発注する測量作業（以下「測量作業」という。）に係る測量業務の契約書（広島高速道路公社 調査・設計業務等委託契約書、広島高速道路公社 調査・設計業務等委託契約書（以下「契約約款」という。）及び契約特記事項（特約事項）をいう。以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
  2. 設計図書は、相互に補充し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
  3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
  4. 現場技術業務、設計業務及び地質、土質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。
- 第102条 用語の定義
- 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。
1. 「発注者」とは、広島高速道路公社理事長をいう。
  2. 「受注者」とは、測量作業の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
  3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行うもので、契約約款第9条第1項に規定する者であり、総括調査職員、主任調査職員及び一般調査職員を総称していう。
  4. 「検査員」とは、測量作業の完了の検査にあたって、契約約款第31条第2項の規定に基づき検査を行うものをいう。
  5. 「管理技術者」とは、測量作業の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第10条1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
  6. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量作業に関する技術上の知識を有するもので、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
  7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
  8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。
  9. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき語彙を含む。）及び業務委託費内訳表を総称していう。
  10. 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。

（目次）

第1章 総則	
第101条 適用	1-2-1
第102条 用語の定義	1-2-1
第103条 業務の着手	1-2-3
第104条 測量の基準	1-2-3
第105条 作業の実施	1-2-3
第106条 設計図書の支給及び点検	1-2-3
第107条 調査職員	1-2-3
第108条 管理技術者	1-2-4
第109条 担当技術者	1-2-4
第110条 提出書類	1-2-4
第111条 打合せ等	1-2-4
第112条 業務計画書	1-2-5
第113条 資料等の貸与及び返却	1-2-5
第114条 関係官公庁への手続き等	1-2-5
第115条 地元関係者との交渉等	1-2-6
第116条 土地への立入り等	1-2-6
第117条 成果の提出	1-2-6
第118条 関係法令及び条例の遵守	1-2-7
第119条 検査	1-2-7
第120条 修補	1-2-7
第121条 条件変更等	1-2-7
第122条 契約変更	1-2-8
第123条 履行期間の変更	1-2-8
第124条 一時中止	1-2-8
第125条 発注者の賠償責任	1-2-9
第126条 受注者の賠償責任	1-2-9
第127条 部分使用	1-2-9
第128条 再委託	1-2-9
第129条 成果物の使用等	1-2-9
第130条 守秘義務	1-2-10
第131条 安全等の確保	1-2-10
第132条 陸機の措置	1-2-11
第133条 履行報告	1-2-11
第134条 屋外作業を行う時期及び時間の変更	1-2-11

11. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量作業の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
12. 「業務に関する説明書」とは、測量作業の入札に参加するものに対して、発注者が当該測量作業の契約条件を説明するための書類をいう。
13. 「質問回答書」とは、業務に関する説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
14. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のものとなる計算書等をいう。
15. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、測量作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
16. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関する相手方から書面をもって知らせることをいう。
17. 「通知」とは、発注者もしくは調査職員が受注者に対し、または受注者が発注者もしくは調査職員に対し、測量作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、測量作業の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出した測量作業の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
20. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
21. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、測量作業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
22. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
23. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出した測量作業の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により作業上の行為に同意することをいう。
24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
26. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
27. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、測量作業に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、フアクシミリまたはエメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量作業の完了を確認することをいう。
  30. 「打合せ」とは、測量作業を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
  31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
  32. 「協力者」とは、受注者が測量作業の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。
  33. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が監錫し、内容を確認することをいう。
- 第103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量作業の実施のため調査職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

#### 第104条 測量の基準

測量の基準は広島高速道路公社の定める公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準(以下「規程」という。)第2条の規定によるほかは調査職員の指示によるものとする。

#### 第105条 作業の実施

測量作業は、「規程」により実施するものとする。なお、規程第8条2項及び3項の主任技術者は第108条に定める管理技術者とする。

#### 第106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
  2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
  3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。
- 第107条 調査職員
1. 発注者は、測量作業における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
  2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
  3. 契約約款の規定に基づく調査職員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項

である。

4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

#### 第108条 管理技術者

1. 受注者は、測量作業における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
3. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならぬ。
4. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある測量作業等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

#### 第109条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に作業を実施しなければならない。

#### 第110条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際、指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類の様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時又は完了時において、請負代金額が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたいうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### 第111条 打合せ等

1. 測量作業を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 測量作業着手時、及び設計図書で定める測量作業の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互確認しなければならない。
3. 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を調査職員に提出しなければならない。
4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

#### 第111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 作業概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 作業工程
  - (4) 作業組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果物の内容、部数
  - (7) 使用する主な図書及び基準
  - (8) 連絡体制（緊急時含む）
  - (9) 使用する主な機器
  - (10) その他
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

#### 第113条 資料等の貸与及び返却

1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他の関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合にただちに調査職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他の関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第114条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量作業を実施するため、関係官公庁

等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

#### 第115条 地元関係者との交渉等

1. 契約第12条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならぬ。
2. 受注者は、測量作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の内容、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、随時調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量作業等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。  
なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第116条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協議を保ち測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが必要となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量作業実施のため植樹伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入に際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第117条 成果物の提出

1. 受注者は測量作業が完了したときは、設計図書に示す成果物を委託業務完了通知書

とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物を部分引渡しするものとする。

3. 受注者は成果物において使用する計算単位系は国際単位系（SI）とする。

#### 第118条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、測量作業の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第119条 検査

1. 受注者は、契約第31条第1項の規定に基づき、委託業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していただかなければならない。
2. 発注者は、測量作業の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機械を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 測量作業成果物の検査
  - (2) 測量作業管理状況の検査測量作業の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

#### 第120条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認められた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第121条 条件変更等

1. 調査職員が、受注者に対して測量作業内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量作業の変更」という。）の指示を行う書面は、業務打合せ簿によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。
  - (1) 第116条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
  - (2) 天災その他の不可抗力による損害。

(3) その他、発注者又は調査職員と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

#### 第122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量作業等の契約の変更を行うものとする。
  - (1) 測量作業内容の変更により委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 調査職員と請負者が協議し、測量作業履行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約約款第30条の規定に基づき業務委託料の変更に代える契約図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
  - (2) 測量作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

#### 第123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量作業等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるかを合わせて事前に通知するものとする。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量作業の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約約款第24条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約約款第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに作業工程表を修正し提出しなければならない。

#### 第124条 一時中止

1. 契約約款第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができるものとする。  
なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務の中断については、第132条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。
  - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の作業の進捗が遅れたため、測量作業等の統括を不相当と認められた場合
  - (3) 環境問題等の発生により測量作業の統括が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認められた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査

職員が必要と認められた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるとする。

3. 前2項の場合において、受注者は測量作業の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

#### 第125条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約約款第27条に規定する一般的損害、契約約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

#### 第126条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約約款第27条に規定する一般的損害、契約約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約約款40条に規定するかし責任にかかる損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第127条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約約款第33条の規定に基づき、受注者に対して成果物の全部または一部の使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途測量作業等の用に供する必要がある場合
- (2) その他他に必要と認められた場合

2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第128条 再委託

1. 契約約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 測量作業における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量作業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量作業を実施しなければならない。  
なお、協力者は、広島高速道路公社の測量・建設コンサルタンツ等業務入札参加資格である場合は、広島高速道路公社の指名除名期間中であってはならない。

#### 第129条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約約款第6条4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。

2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となつてゐる測量方法等の使用に關し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならぬ。

### 第130条 守秘義務

1. 受注者は、契約約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2. 受注者は、成果物の発表に際しては、第129条第1項の承諾を受けた場合はこの限りでない。

### 第131条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に際しては、測量作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）を参考に、常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。

(2) 受注者は、測量作業現場に別途測量作業又は工事等が行われる場合は、相互確認して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、測量作業実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあつては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づき措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあたり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
- (2) 屋外で行う測量作業に伴い伐採した立木等を軒突きしてはならない。なお処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従ひ必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (5) 受注者は、測量作業現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従ひ、爆発物等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあつては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にいく止めるための防災体制を確立しておくなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う測量作業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従ふなければならない。

### 第132条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとつた場合には、その内容を調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に關して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対し臨機の措置を取ることを請求することができるものとする。

### 第133条 履行報告

受注者は、契約約款第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

### 第134条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間に定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。

2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によつて調査職員に提出しなければならない。

# 地質・土質調査共通仕様書（案）

## 目次

### 第1章 総則

第101条	適用	1-3-1	91
第102条	用語の定義	1-3-1	91
第103条	受注者の義務	1-3-3	92
第104条	業務の着手	1-3-3	92
第105条	調査地点の確認	1-3-3	92
第106条	設計図書を支給および点検	1-3-3	92
第107条	調査職員	1-3-3	92
第108条	管理技術者	1-3-4	92
第109条	担当技術者	1-3-4	92
第110条	提出書類	1-3-4	92
第111条	打合せ等	1-3-4	92
第112条	業務計画書	1-3-5	93
第113条	資料の貸与および返却	1-3-5	93
第114条	関係官公庁への手続き等	1-3-5	93
第115条	地元関係者との交渉等	1-3-6	93
第116条	土地への立入り等	1-3-6	93
第117条	成果物の提出	1-3-6	93
第118条	関係法令および条例の遵守	1-3-7	94
第119条	検査	1-3-7	94
第120条	修補	1-3-7	94
第121条	条件変更等	1-3-7	94
第122条	契約変更	1-3-8	94
第123条	履行期間の変更	1-3-8	94
第124条	一時中止	1-3-8	94
第125条	発注者の賠償責任	1-3-9	95
第126条	受注者の賠償責任	1-3-9	95
第127条	部分使用	1-3-9	95
第128条	再委託	1-3-9	95
第129条	成果物の使用等	1-3-10	95
第130条	守秘義務	1-3-10	95
第131条	安全等の確保	1-3-10	95

第132条	臨機の措置	1-3-11	96
第133条	履行報告	1-3-11	96
第134条	屋外で作業を行う時期および時間の変更	1-3-11	96
第2章 機械ボーリング			
第201条	目的	1-3-12	96
第202条	土質の分類	1-3-12	96
第203条	調査等	1-3-12	96
第204条	成果物	1-3-14	97
第3章 サウンディング			
第301条	目的	1-3-15	98
第302条	採取方法	1-3-15	98
第303条	試料の取り扱い	1-3-15	98
第304条	成果物	1-3-15	98
第4章 サウンディング			
第1節 標準貫入試験			
第401条	目的	1-3-16	98
第402条	試験等	1-3-16	98
第403条	成果物	1-3-16	98
第2節 スウェーデン式サウンディング試験			
第404条	目的	1-3-16	98
第405条	試験等	1-3-16	98
第406条	成果物	1-3-17	99
第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験			
第407条	目的	1-3-17	99
第408条	試験等	1-3-17	99
第409条	成果物	1-3-17	99
第4節 ポータブルコーン貫入試験			
第410条	目的	1-3-17	99
第411条	試験等	1-3-17	99
第412条	成果物	1-3-18	99
第5章 原位試験			
第1節 孔内水平載荷試験			
第501条	目的	1-3-19	100
第502条	試験等	1-3-19	100

第503条	成果物	1-3-19	100
第2節	地盤の平板載荷試験		
第504条	目的	1-3-20	100
第505条	試験等	1-3-20	100
第506条	成果物	1-3-20	100
第3節	現場密度測定(砂置換法)		
第507条	目的	1-3-20	100
第508条	試験等	1-3-20	100
第509条	成果物	1-3-20	100
第4節	現場密度測定(R1法)		
第510条	目的	1-3-20	100
第511条	試験等	1-3-21	101
第512条	成果物	1-3-21	101
第5節	現場透水試験		
第513条	目的	1-3-21	101
第514条	試験等	1-3-21	101
第515条	成果物	1-3-21	101
第6節	ルジオン試験		
第516条	目的	1-3-21	101
第517条	試験等	1-3-21	101
第518条	成果物	1-3-21	101
第7節	速度検層		
第519条	目的	1-3-22	101
第520条	試験等	1-3-22	101
第521条	成果物	1-3-22	101
第8節	電気検層		
第522条	目的	1-3-22	101
第523条	試験等	1-3-22	101
第524条	成果物	1-3-22	101
第4章	解析等調査業務		
第601条	目的	1-3-23	102
第602条	業務内容	1-3-23	102
第603条	成果物	1-3-23	102
第5章	軟弱地盤技術解析		
第701条	目的	1-3-24	102
第702条	試験等	1-3-24	102
第703条	成果物	1-3-25	103
第4章	物理探査		
第1節	弾性波探査		
第801条	目的	1-3-26	103
第802条	業務内容	1-3-26	103
第2節	電気探査(比抵抗二次元探査)		
第803条	目的	1-3-26	103
第804条	業務内容	1-3-26	103
第5章	地すべり調査		
第901条	目的	1-3-28	104
第902条	計画準備	1-3-28	104
第903条	地下水調査	1-3-28	104
第904条	移動変形調査	1-3-29	105
第905条	解析	1-3-29	105
第906条	対策工法選定	1-3-30	105
第907条	報告書作成	1-3-30	105
第6章	地形・地表地質踏査		
第1001条	目的	1-3-31	106
第1002条	業務内容	1-3-31	106
第1003条	成果物	1-3-32	106



## 第1章 総則

### 第101条 適用

1. 地質・土質調査共通仕様書(案)(以下「共通仕様書」という。)は、広島高速道路公社の発注する地質・土質調査、試験、解析に類する業務(以下「地質・土質調査」という。)に係る地質・土質調査の契約書(広島高速道路公社 設計業務等委託契約書、広島高速道路公社 調査・設計業務等委託契約約款(以下「契約約款」という。))および契約特記事項(特約事項)をいう。以下「契約書」という。)および設計図書の内容について、統一した解釈および運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面または共通仕様書の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 現場技術業務、測量作業および設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

### 第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、広島高速道路公社理事長をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協賛等の職務を行う者で、契約約款第9条1項に規定する者であり、総括調査職員、主任調査職員および、一般調査職員を総称していう。
4. 「検査員」とは、地質・土質調査の完了の検査にあたって、契約約款第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理および統括等を行う者で契約約款第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
7. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査に関する技術上の知識を有するもので、特記仕様書で規定するものまたは発注者が承諾したものをいう。
8. 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
9. 「設計図書」とは、仕様書、図面、業務に関する説明書およびこれに対する質問回答書をいう。
10. 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)および業務委託費内訳表を総称していう。

11. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
12. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該地質・土質調査等の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
13. 「業務に関する説明書」とは、地質・土質調査の入札に参加するものに対して発注者が当該地質・土質調査の契約条件を説明するための書類をいう。
14. 「質問回答書」とは、業務に関する説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
15. 「図面」とは、入札等において発注者が交付した図面および発注者から変更または追加された図面および図面のもとになる計算書等をいう。
16. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、地質・土質調査の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
17. 「請求」とは、発注者または受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるときをいう。
18. 「通知」とは、発注者または調査職員が請負者に対し、または受注者が発注者若しくは調査職員に対し、地質・土質調査等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めるときをいう。
21. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た地質・土質調査の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
22. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
23. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
24. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
25. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
26. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または捺印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
27. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査の完了を確認することをいう。
28. 「打合せ」とは、地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、調査の方針および条件等の疑義を正すことをいう。
29. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。

30. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査の遂行にあたって、再委託する者をいう。
31. 「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人若しくはその他これに準ずるものをいう。
32. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し、内容を確認することをいう。

#### 第103条 受注者の義務

受注者は、契約の履行にあたって調査等の意図および目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

#### 第104条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査の実施のため調査職員との打合せまたは現地踏査を開始することをいう。

#### 第105条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について調査職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、調査職員に報告し、関係機関と協議の上現地立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

#### 第106条 設計図書の支給および点検

1. 受注者からの要求があった場合で調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、請負者に対し、図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第107条 調査職員

1. 発注者は、地質・土質調査における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約約款の規定に基づく調査職員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者

はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

#### 第108条 管理技術者

1. 受注者は、地質・土質調査における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査に関する管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、特記仕様書に定める資格・業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある地質・土質調査の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

#### 第109条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。
- なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

#### 第110条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類およびその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式で定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時または完了時において、業務委託料が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたりえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。
- また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### 第111条 打合せ等

1. 地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接

- な連絡をとり、調査の実施方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならぬ。
2. 地質・土質調査者手時、および設計図書で定める調査の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならぬ。
  3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

#### 第11.2条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
  - (1) 調査概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 調査工程
  - (4) 調査組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果物の内容、部数
  - (7) 使用する主な図書および基準
  - (8) 連絡体制（緊急時含む。）
  - (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
  - (10) 仮設備計画
  - (11) その他
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、都度調査職員に必要業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

#### 第11.3条 資料等の貸与および返却

1. 調査職員は、設計図書に定める図書およびその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書および関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書およびその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第11.4条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は地質・土質調査等を実施するたため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

#### 第11.5条 地元関係者との交渉等

1. 契約約款第12条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者または調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならぬ。
2. 受注者は、地質・土質調査の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を吾面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は地質・土質調査の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として調査を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会るとともに、説明資料および記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に必要な費用は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第11.6条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約約款第13条の定めに従って、調査職員および関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
  2. 受注者は、地質・土質調査実施のため植物伐採、かき、さく等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者および占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示のある場合には受注者はこれに協力しなければならない。
  3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは調査職員と協議により定めるものとする。
  4. 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
- なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第11.7条 成果物の提出

1. 受注者は地質・土質調査等が完了したときは、設計図書に示す成果物を調査完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、または調査職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物を部分引渡しするものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は国際単位系（SI）を使用するものとする。

#### 第118条 関連法令および条例の遵守

受注者は、地質・土質調査等の実施にあたっては、関連する関連諸法令および条例等を遵守しなければならない。

#### 第119条 検査

1. 受注者は、契約第31条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していただかなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を知照するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類および資料等を整備するとともに、屋外で行う業務等においては、必要な人員および機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、調査職員および管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査業務等成果物の検査
- (2) 地質・土質調査業務等管理状況の検査

地質・土質調査業務等の状況について、書類、記録および写真等により検査を行う。

#### 第120条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認められた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は、異議申し立てができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約第31条第2項に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第121条 条件変更等

1. 調査職員が、受注者に対して地質・土質調査内容の変更または設計図書の訂正（以下「地質・土質調査の変更」という。）の指示を行う場合は指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、次のものをいう。

- (1) 第116条第1項に定める現地への立ち入りが必要となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

#### 第122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査の契約の変更を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 調査職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務履行上必要があると認められる場合
- (4) 契約第30条の規定に基づき業務委託料の変更によって設計図書の変更を行う場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 第121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
- (2) 地質・土質調査等の一時中止に伴う増加費用および履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者または調査職員と受注者との協議で決定された事項

#### 第123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるかを合わせて事前に通知するものとする。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項および地質・土質調査等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間および残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。
3. 受注者は、契約第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに調査工程表を修正し提出しなければならない。

#### 第124条 一時中止

1. 契約第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査等の全部または一部を一時中止させることができるものとする。  
なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然または人為的な事象（以下「天災等という」）によつて地質・土質調査の中断については、第132条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の地質・土質調査等の進捗が遅れたため、地質・土質調査等の統行を不適当と認めた場合
- (3) 探検問題等の発生により地質・土質調査業務等の統行が不適当または不可能となった場合
- (4) 天災等により地質・土質調査等の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者およびその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

#### 第125条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
  - (1) 契約約款第27条に規定する一般的損害、契約約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
  - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

#### 第126条 受注者の賠償責任

1. 受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
  - (1) 契約約款第27条に規定する一般的損害、契約約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
  - (2) 契約約款第40条に規定する瑕疵責任にかかる損害
  - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第127条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第33条の規定に基づき受注者に対して成果物の全部または一部の使用を請求することのできるものとする。
  - (1) 別途地質・土質調査業務等の用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第128条 再委託

1. 契約約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 調査業務（機械ボーリングも含む）における総合的企画、業務遂行管理および技術的判断
  - (2) 解析業務における手法の決定および技術的判断
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な作業の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3. 受注者は、第1項および第2項に規定する作業以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
  4. 受注者は、地質・土質調査等を再委託に付する場合、再面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査を実施しなければならない。
- なお、協力者は、広島高速道路公社の測量・建設コンサルタント等業務入札競争参加資格である場合は、広島高速道路公社の指名除名期間中であってはならない。

#### 第129条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約約款第6条4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独または他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に關し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約約款8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 第130条 守秘義務

1. 受注者は、契約約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、成果物の発表に際して、第129条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### 第131条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査等の実施に際しては、地質・土質調査関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術審議官通達昭和61年3月2日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
  - (3) 受注者は、調査現場に別途調査または工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (4) 受注者は、調査実施中施設等の管理者の許可なくして流水および水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者および関係機関と緊密な連絡を取り、地質・土質調査等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査等の実施にあたり、事故等が発生しないよう

使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
- (2) 屋外で行う地質・土質調査等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
- (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者および使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
9. 受注者は、調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは調査職員の承諾を受けなければならない。

#### 第132条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を調査職員に報告しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に因して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対し臨機の措置を取することを請求することができるものとする。

#### 第133条 履行報告

受注者は、契約約款第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

#### 第134条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間に定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

## 第2章 機械ボーリング

### 第201条 目的

機械ボーリングは、主として土質および岩盤を調査し地質構造や、地下水位を確認するとともに試料を採取し、あわせて原位試験を実施するために行うことを目的とする。

### 第202条 土質の分類

土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

### 第203条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならぬ。

2. ボーリング位置、深度および数量

- (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径および数量については設計図書によるものとする。
- (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として調査職員が立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。

### 3. 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位試験等に要する作業空間を良好に確保するように設置しなければならない。

### 4. 掘進

- (1) 掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。
- (2) 孔口はケーシングパイプまたはドライブパイプで保護するものとする。
- (3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
- (4) 原位試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
- (5) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
- (6) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質および締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
- (7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
- (8) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。

(9) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。

(10) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破砕帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。

### 5. 検尺

(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、または予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、調査職員と協議するものとする。

(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。

### 第204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質または地質断面図(着色を含む。)
- (2) 作業時の記録およびコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果要領(案)に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。

第301条 目的

乱さない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

第302条 採取方法

1. シンウォールサンプルングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法および器具については、JGS1221に準拠して行うものとする。
2. デノンサンプルングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法および器具については、JGS1222に準拠して行うものとする。
3. トリプサルサンプルングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法および器具については、JGS1223に準拠して行うものとする。

第303条 試料の取扱い

1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃および極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃および振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第304条 成果物

1. 成果物は、次のものを提出するものとする。
  - (1) 採取位置、採取深さ、採取長
  - (2) 採取方法

第1節 標準貫入試験

第401条 目的

1. 標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知るとともに、試料採取することを目的とする。

第402条 試験等

1. 試験方法および器具は、JIS A 1219に準拠して行うものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプルングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプルラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプルラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第403条 成果物

試験結果および保存用試料は、JIS A 1219および「地質・土質調査成果品要領(案)」に従って整理し提出するものとする。

第2節 スウェーデン式サウンディング試験

第404条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合または土層の構成を判定することを目的とする。

第405条 試験等

1. 試験方法および器具は、JIS A 1221に準拠して行うものとする。
2. 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。



#### 第406条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質または地質断面図（着色を含む。）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221に準拠して整理し提出するものとする。

#### 第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

##### 第407条 目的

オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、縮まり具合、またはその地盤構成を判定することを目的とする。

##### 第408条 試験等

1. 試験方法および器具は、JIS A 1220に準拠して行うものとする。
2. 先端抵抗測定中および外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
3. 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。

##### 第409条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220に準拠して整理するものとする。

#### 第4節 ポータブルコーン貫入試験

##### 第410条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、縮まり具合を判定することを目的とする。

##### 第411条 試験等

1. 試験方法および器具は、JGS1431に準拠して行うものとする。
2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトrometerの計測深さは、原則として3mまでとする。

#### 第412条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1431に準拠して整理し提出するものとする。

## 第5章 原位試験

### 第504条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形強さなどの支持力特性や、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。

### 第1節 孔内水平載荷試験

#### 第501条 目的

孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性および強度特性を求めることを目的とする。

#### 第502条 試験等

1. 試験方法および器具は、JGS1421に準拠して行うものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。

- (1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

- (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

- (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

- (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

- (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

- (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m<sup>2</sup>ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

#### 第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度～変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1421に準拠して整理し提出するものとする。

### 第2節 地盤の平板載荷試験

#### 第505条 試験等

試験方法および試験装置・器具は次のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521に準拠して行うものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215に準拠して行うものとする。

#### 第506条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1521に準拠して整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1215に準拠して整理し提出するものとする。

### 第3節 現場密度測定（砂置換法）

#### 第507条 目的

現場密度測定（砂置換法）は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

#### 第508条 試験等

試験方法および器具は、JIS A 1214に準拠して行うものとする。

#### 第509条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214に準拠して整理し提出するものとする。

### 第4節 現場密度測定（R I法）

#### 第510条 目的

現場密度測定（R I法）は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

#### 第511条 試験等

1. 本試験は、地表面型R I計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法および器具は、JGS1614に準拠して行うものとする。

#### 第512条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 含水比、湿潤密度、乾燥密度

#### 第5節 現場透水試験

##### 第513条 目的

現場透水試験は、揚水または注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数および平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

##### 第514条 試験等

試験方法および器具は、JGS1314に準拠して行うものとする。

#### 第515条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1614に準拠して行うものとする。

#### 第5節 ルジオン試験

##### 第516条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

##### 第517条 試験等

1. 試験方法および装置は、JGS1323に準拠して行うものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

#### 第518条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録

(4) 有効注水圧力と単位長さあたりの注水量の関係 (p-q曲線)

(5) 最大注水圧力

(6) ルジオン値 (Lu) または換算ルジオン値 (Lu')

#### 第7節 速度検層

##### 第519条 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播するP波（縦波、疎密波）およびS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

##### 第520条 試験等

試験方法および装置は、JGS1122に準拠して行うものとする。

##### 第521条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法
- (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

#### 第8節 電気検層

##### 第522条 目的

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗（比抵抗）を測定することを目的とする。

##### 第523条 試験等

1. 試験方法および装置は、JGS1121に準拠して行うものとする。
2. マイクロ検層（電極間隔2.5cm±5mmおよび5cm±5mmが標準）、自然電位検層（SP検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

##### 第524条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ
- (2) 掘削孔径、電気検層の種類および電極間隔
- (3) 検層装置の仕様
- (4) 比抵抗曲線

## 第6章 解析等調査業務

## 第7章 軟弱地盤技術解析

### 第601条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集および現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査を除くものとする。

### 第602条 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. 既存資料の収集・現地調査は次による。
  - (1) 関係文献の収集と検討
  - (2) 調査地周辺の現地調査
3. 資料整理とりまとめ
  - (1) 各種計測結果の評価および考察
  - (2) 異常データのチェック
  - (3) 試料の観察
  - (4) ボーリング柱状図の作成
4. 断面図等の作成
  - (1) 地層および土性の工学的判定
  - (2) 土質または地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
5. 総合解析とりまとめ
  - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
  - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
  - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
  - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
  - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
  - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

### 第603条 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質または土質断面図および業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

### 第701条 目的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構造物（地下構造物、直接基礎含む。）を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最良工法の決定を行うことを目的とする。

### 第702条 業務内容

1. 解析計画  
業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む。）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。
2. 現地調査
  - (1) 周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する変差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。
  - (2) 現況地盤解析
    - (1) 地盤破壊  
設定された土質定数、荷重（地震時を含む。）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む。）等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。
    - (2) 地盤変形  
設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等および既設構造物への影響検討を含む。）を算定するものとする。
    - (3) 地盤圧密設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。
    - (4) 地盤液状化広範囲の砂質地盤を対象に土質定数および地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を求め、液状化の判定を行うものとする。
4. 検討対策工法の選定  
当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つまたは複数選定するものとする。
5. 対策後地盤解析  
現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計

## 第8章 物理探査

面の提案を含む。)を行うものとする。

### 6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

### 7. 照査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析および評価結果について照査するものとする。

### 第703条 成果物

成果物は、現地踏査結果内容の検討結果および照査結果を提出するものとする。

### 第1節 弾性波探査

#### 第801条 目的

弾性波探査は人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理特性を把握すると同時に断層破砕帯や基盤深度等の地下構造を調査するのとする。

#### 第802条 業務内容

##### 1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

##### 2. 現地踏査

測線計画および起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

##### 3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画および起振計画を作成するものとする。

##### 4. 測線設定

測線計画によって決定された測線長、方向および測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点および測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。

##### 5. 観測

起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。

##### 6. 解析

観測の結果に基づき、走時曲線図および速度屈断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質および地層の力学的性質の判定を行うものとする。

##### 7. 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめめるものとする。

### 第2節 電気探査(比抵抗二次元探査)

#### 第803条 目的

電気探査(比抵抗二次元探査)は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

#### 第804条 業務内容

##### 1. 計画準備

第802条第1項に準じるものとする。

##### 2. 現地踏査

## 第9章 地すべり調査

### 第901条 目的

地すべり調査は、地下水位や水みちなどについて調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。

### 第902条 計画準備

1. 第802条第1項に準じるものとする。
2. 予備調査として次の項目を実施するものとする。

#### (1) 既存資料調査

対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、滑動履歴など既存資料を収集するものとする。

#### (2) 地形判読作業

地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。

#### (3) 現地調査

地形、地質、水文、滑動現況および履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにし、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画上必要な基準線となる測線を定めるものとする。

### 第903条 地下水調査

#### 1. 地下水位観測

地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS1312に準拠して行うものとする。

#### 2. 地下水検層

ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所を希釈される、若しくは温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317に準拠して行うものとする。

#### 3. 間隙水圧測定

電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313に準拠するものとする。

#### 4. 湧水圧による岩盤の透水試験 (J.F.T)

岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭および換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321に準拠して行うものとする。

測線計画および電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

### 3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選定、最小電極間隔および最大電極間隔を決定する。

### 4. 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数および電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点および測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。

### 5. 観測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

### 6. 解析

(1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗擬似断面図を作成するものとする。

(2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。

(3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質および地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

### 7. 報告書作成

第802条第7項に準じるものとする。

## 5. 地下水流動調査

トレーサーや塩位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする。

## 第904条 移動変形調査

### 1. 変位杭による調査

基準杭、変位杭を設置し測量を実施して、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。

### 2. 伸縮計による調査

(1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。

(2) 調査方法については、JGS1725に準拠して行うものとする。

### 3. 傾斜計による調査

(1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。

(2) 木管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721に準拠して行うものとする。

### 4. パイプ式歪計による調査

パイプ式歪計は、外径48～60mmの塩ビ管外周軸方向で、直交する2方向、または、1方向にペーパースケルトレーンゲージを1.0m間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定し、すべり面の位置、すべり方向を確認するものとする。

### 5. 挿入式孔内傾斜計による調査

挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーンシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、ブロープに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。

## 第905条 解析

### 1. 地盤特性検討

基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。

2. 機構解析  
地形、地質、地盤構造から推定される要因、さらに移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。

### 3. 安定解析

地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。

## 第906条 対策工法選定

機構解析、安定解析およびその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする。

## 第907条 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

## 第10章 地形・地表地質調査

### 第1001条 目的

1. 地形・地表地質調査は、地表で見られる自然地形・変形地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、さらに地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

### 第1002条 業務内容

1. 計画準備  
業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。
2. 既存資料調査  
対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。
3. 空中写真判読

隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層、地すべり等の分布域を推定するものとする。

### 4. 現地踏査

- (1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図および空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層地形、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
  - (2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・変形地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石・地層の分布、地質構造、断層破砕帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
  - (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。
5. 地質解析
  - (1) 地質工学的検討  
対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。

- (2) 報告書作成  
業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。

イ 空中写真判読

隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層破砕帯、地すべり等の分布域を推定するものとする。

### ウ 現地調査

- (i) 調査地域内を踏査して、空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層破砕帯、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
- (ii) 現地調査の際には、人工構造物・変形地形の状況も把握しておくとともに、岩石・地層の分布、相互関係、地質構造、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
- (iii) 観察結果を踏査経路、観察地点、資料採取地点等を地形図に記入して作業図を作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。

### 第1003条 成果物

成果物は、次の物を提出する。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図
- (3) 地質断面図



目次

第1章 総則	
第1条 適用	1-4-1 ..... 107
第2条 用語の定義	1-4-1 ..... 107
第3条 業務の実施	1-4-3 ..... 108
第4条 調査員	1-4-3 ..... 108
第5条 管理技術者	1-4-3 ..... 108
第6条 提出書類	1-4-3 ..... 108
第7条 打合せ簿	1-4-3 ..... 108
第8条 業務実施計画書	1-4-4 ..... 109
第9条 業務実施報告書	1-4-4 ..... 109
第10条 資料の貸与及び返却	1-4-4 ..... 109
第11条 土地への立入り等	1-4-4 ..... 109
第12条 成果物の提出	1-4-5 ..... 109
第13条 関係法令及び条例の遵守	1-4-5 ..... 109
第14条 検査	1-4-5 ..... 109
第15条 修補	1-4-5 ..... 109
第16条 条件変更等	1-4-5 ..... 109
第17条 受託者の賠償責任	1-4-5 ..... 109
第18条 再委託	1-4-6 ..... 110
第19条 成果物の使用等	1-4-6 ..... 110
第20条 守秘義務	1-4-6 ..... 110
第21条 安全等の確保	1-4-6 ..... 110
第22条 一時的留意事項	1-4-6 ..... 110
第2章 監督補助業務	
第23条 業務内容	1-4-6 ..... 110
第24条 工事検査の立会い	1-4-6 ..... 110
第25条 書面での報告	1-4-6 ..... 110

第1条 適用

1. 現場技術業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、広島高速道路公社の発注する現場技術業務委託に係る現場技術業務委託の契約書（広島高速道路公社現場技術業務委託契約書、広島高速道路公社 現場技術業務委託契約約款（以下「契約約款」という。）および契約特記事項（特約事項）をいう。以下「契約書」という。）および設計図書の内容について、統一的な解釈および運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補充し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面または共通仕様書の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は調査員に確認して指示を受けなければならぬ。
4. 測量作業、地質・土質調査および設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

- 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。
1. 「委託者」とは、広島高速道路公社理事長をいう。
  2. 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
  3. 「調査員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約約款第6条1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員および、一般調査員を総称していう。
  4. 「検査員」とは、業務の検査にあたって、契約約款第14条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
  5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理および統括等を行う者で契約約款第7条第1項の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
  6. 「監督補助員」とは、受託者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。
  7. 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
  8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、業務に関する説明書およびこれに対する質問回答書をいう。
  10. 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）および業務委託費内訳表を総称していう。
  11. 「共通仕様書」とは、各業務に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
  12. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細または特

### 第3条 業務の実施

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、総括調査員又は主任調査員の指示に基づき業務を履行するものとする。

### 第4条 調査員

1. 委託者は、現場技術業務における調査員を定め、受託者に通知するものとする。
2. 調査員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく調査員の権限は、契約約款第6条第2項に規定した事項である。

4. 調査員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。調査員はその指示等を行った後7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

### 第5条 管理技術者

1. 受託者は、現場技術業務における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者に委任できる権限は契約約款第7条第2項に規定した事項とする。ただし、受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は委託者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（契約約款第7条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ委託者及び調査員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

### 第6条 提出書類

1. 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受託者が委託者に提出する書類の様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

### 第7条 打合せ等

1. 打合せは、管理技術者等と調査員で常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 第3条の業務指示により、管理技術者等と調査員は打合せを行うものとする。
3. 受託者は、前号に掲げる打合せに監督補助員を臨場させるものとする。
4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに調査

別な事項を定める図書をいう。

13. 「業務委託費内訳表」とは、各業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

13. 「業務に関する説明書」とは、各業務の入札に参加するものに対して委託者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。

14. 「質問回答書」とは、業務に関する説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。

15. 「図面」とは、入札等の際に委託者が交付した図面および委託者から変更または追加された図面および図面のもとになる計算書等をいう。

16. 「指示」とは、調査員が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもつて示し、実施させることをいう。

17. 「請求」とは、委託者または受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもつて行為、あるいは同意を求めることをいう。

18. 「通知」とは、委託者または調査員が受託者に対し、または受託者が委託者もしくは調査員に対し、業務に関する事項について、書面をもつて知らせることをいう。

19. 「報告」とは、受託者が調査員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもつて知らせることをいう。

20. 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関し、委託者に対して書面をもつて同意を求めることをいう。

21. 「承諾」とは、受託者が調査員に対し、書面で申し出した業務の遂行上必要な事項について、調査員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

22. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもつて問うことをいう。

23. 「回答」とは、質問に対して書面をもつて答えることをいう。

24. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

25. 「提出」とは、受託者が調査員に対し、業務に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

26. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途調査員と協議するものとする。

27. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。

28. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査員が面談により、調査の方針および条件等の疑義を正すことをいう。

29. 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。

30. 「照査」とは、成果物が設計図書に定められている基準に従い、適正に作成されているか確認することをいう。

員と協議するものとする。

#### 第 8 条 業務実施計画書

1. 受託者は、業務実施計画書を作成し、調査員に提出しなければならない。
2. 業務実施計画書は、第 3 条の業務指示について作成するものとし、業務体制及び連絡体制（緊急時を含む）を記載するものとする。
3. 受託者は、業務実施計画書の内容を変更する場合は、その都度調査員に変更業務実施計画書を提出しなければならない。

#### 第 9 条 業務実施報告書

受託者は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、調査員に月毎にとりまとめ提出するものとする。

- 一、実施した業務の内容
- 二、その他必要事項

#### 第 10 条 資料の貸与及び返却

1. 調査員は、設計図書に定める図書とその関係資料及びソフトウェアを受託者に貸与するものとする。
2. 受託者は、貸与された資料等の必要がなくなった場合は、ただちに調査員に返却するものとする。
3. 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受託者は、貸与された資料については、成果物作成の目的以外で使用、複写等してはならない。
5. 受託者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

#### 第 11 条 土地への立入り等

1. 受託者は、現地調査等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、調査員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受託者は、現地調査を実施するため植物伐採、かさ、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査員に報告するものとし、報告を受けた調査員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。  
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、調査員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。
3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査員と協議により定めるものとする。
4. 受託者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を

委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を受託者に返却しなければならない。

#### 第 12 条 成果物の提出

1. 受託者は、第 3 条の業務指示により指定する納期までに成果物を提出するよう求められた場合には十分な照査を行うものとし、完了したときは業務内容に伴い特記仕様書に示す成果物及び業務実施報告書等を提出し、業務打合せ簿により確認を受けるものとする。

#### 第 13 条 関係法令の及び条例の遵守

受託者は、現場技術業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第 14 条 検査

1. 受託者は、契約約款第 14 条第 1 項の規定に基づき、業務完了届を受託者に行う際には、契約図書により義務づけられた資料の整備がすべて完了し、調査員に提出しているなければならない。
2. 委託者は、現場技術業務の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。
3. 検査員は、管理技術者の立会の上、検査を行うものとする。

#### 第 15 条 修補

1. 受託者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合は、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は、契約第 12 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。

#### 第 16 条 条件変更等

調査員が、受託者に対して設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。

#### 第 17 条 受託者の賠償責任

受託者は、第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合は、損害の賠償を行わなければならない。

## 第18条 再委託

受託者は、印刷・製本を除き、本業務を再委託することはできない。

## 第19条 成果物の使用等

受託者は、成果物を発表することができない。

## 第20条 守秘義務

受託者は、契約締結第5条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 第21条 安全等の確保

1. 受託者は、使用人の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受託者は、現地調査等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
3. 受託者は、現地調査等実施中に事故が発生した場合は、ただちに調査員に報告するとともに、調査員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査員に提出し、調査員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

## 第22条 一時的留意事項

1. 管理技術者は、第23～25条で示された業務の適正な履行を確保するため監督補助員が行う業務に係る次の諸事項が適切に行われるように、監督補助員を指揮監督しなければならない。
  - (1) 監督に関する業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事監督技術基準(案)」等を十分理解し、厳正に実施すること。
  - (2) 監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から通知若しくは報告を受けた場合は、速やかに調査員にその内容を正確に伝えること。
  - (3) 監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
  - (4) 監督に関する業務の実施にあたって、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
  - (5) 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
2. 監督補助員は、管理技術者のもとに第23条及び第24条のうち調査員から示された業務を適正に実施するものとし、工事請負者に対する指示(調査員から監督補助員を通じて行う場合は除く。)、承諾を行ってはならない。

## 第2章 監督補助業務

### 第23条 業務内容

受託者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、下記に掲げる業務を行うものとする。

#### 1. 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成。

- (1) 受託者は、調査員の指示により工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、調査員に提出するものとする。
- (2) 受託者は、調査員の指示により工事請負者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、その結果を調査員に報告するものとする。
- (3) 受託者は、次の各号に掲げる項目について調査員の指示により現地の確認、調査、又は検討に必要な資料の作成を行い、調査員に報告又は提出するものとする。
  - 一. 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
  - 二. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三. 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
  - 六. 工事の一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

#### 2. 請負工事の施工状況の照合等。

- (1) 受託者は、調査員の指示により使用材料(支給材料等を含む。)について設計図書との照合を行い、その結果を調査員に報告するものとする。
- (2) 受託者は、調査員の指示により施工状況(段階確認)について設計図書との照合を行い、その結果を調査員に報告するものとする。
- (3) 受託者は、調査員の指示により上記以外の施工状況を把握し、その結果を調査員に報告するものとする。
- (4) 受託者は、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を調査員に報告するものとする。
3. 受託者は、調査員の指示により地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な測量、調査、資料の作成及び立会いを行い、その結果を調査員に報告するものとする。

#### 第24条 工事検査の立会い

受託者は、調査員の指示により請負工事に係わる工事検査に立会いものとする。

#### 第25条 書面での報告

第2章(監督補助業務)の各条にいう書面で調査員に報告するとは、業務実施報告書によるものとする。

用地調査等共通仕様書

第 1 章 総 則	1-5-1	115
第 1 条 趣旨等	1-5-1	115
第 2 条 用語の定義	1-5-1	115
第 3 条 基本的処理方針	1-5-1	115
第 4 条 用地調査等の区分	1-5-2	115
第 5 条 業務従事者の資格	1-5-4	116
第 2 章 用地調査等の基本的処理方針	1-5-5	117
第 1 節 用地調査等の実施手続	1-5-5	117
第 6 条 施行上の義務及び心得	1-5-5	117
第 7 条 現地踏査	1-5-5	117
第 8 条 作業計画の策定	1-5-5	117
第 9 条 調査職員の手指示等	1-5-5	117
第 10 条 支給材料等	1-5-5	117
第 11 条 立入り及び立会い	1-5-5	117
第 12 条 障害物の伐除	1-5-6	117
第 13 条 身分証明書の携帯	1-5-6	117
第 14 条 算定資料	1-5-6	117
第 15 条 調査職員への進捗状況の報告	1-5-6	117
第 16 条 成果物の一部提出等	1-5-6	117
第 17 条 成果物	1-5-6	117
第 18 条 検査	1-5-6	117
第 19 条 精度監理対象業務の対応	1-5-7	118
第 2 節 数値等の処理	1-5-7	118
第 20 条 建物等の計測	1-5-7	118
第 21 条 図面等に表示する数値及び面積計算	1-5-7	118
第 22 条 計算数値の取扱い	1-5-7	118
第 23 条 補償算定調査に計上する数値	1-5-8	118
第 24 条 補償額等の端数処理	1-5-8	118
第 3 章 権利調査	1-5-9	119
第 1 節 権利調査	1-5-9	119
第 25 条 権利調査	1-5-9	119
第 26 条 地図の転写	1-5-9	119
第 27 条 土地の登記記録の調査	1-5-9	119
第 28 条 建物の登記記録の調査	1-5-9	119
第 29 条 権利者の権限調査	1-5-9	119
第 30 条 基地管理者等の調査	1-5-10	119
第 2 節 調査書等の作成	1-5-10	119
第 31 条 転写連続地図の作成	1-5-10	119
第 32 条 調査書の作成	1-5-11	120
第 4 章 用地測量	1-5-12	120
第 1 節 境界確認	1-5-12	120
第 33 条 公共用地境界の打合せ	1-5-12	120
第 34 条 資料の作成及び立会い	1-5-12	120
第 35 条 境界確定後の図書の作成	1-5-12	120
第 36 条 立会い準備	1-5-12	120
境界立会いの画地及び範囲	1-5-12	120
境界立会い	1-5-12	120
境界測量	1-5-13	121
境界測量の基準点	1-5-13	121
境界測量	1-5-13	121
補助基準点の設置	1-5-13	121
用地境界仮杭の設置	1-5-14	121
境界点間観測	1-5-14	121
面積計算の範囲	1-5-14	121
面積計算の範囲	1-5-14	121
用地実測図等の作成	1-5-14	121
用地実測図等の作成	1-5-14	121
第 5 章 土地評価	1-5-16	122
土地評価	1-5-16	122
土地評価の基準	1-5-16	122
現地調査及び資料作成	1-5-16	122
標準値の選定及び標準値調査書の作成	1-5-17	123
標準値の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書の作成	1-5-17	123
残地等に関する損失の補償額の算定	1-5-17	123
建物等の調査	1-5-18	123
調査	1-5-18	123
建物等の調査	1-5-18	123
建物等の配置等	1-5-18	123
法令適合性の調査	1-5-18	123
木造建物	1-5-18	123
木造特殊建物	1-5-18	123
非木造建物	1-5-18	123
機械設備	1-5-18	123
生産設備	1-5-19	124
附帯工作物	1-5-19	124
庭園	1-5-19	124
墳墓	1-5-19	124
立竹木	1-5-19	124
調査書等の作成	1-5-21	125
建物等の配性図の作成	1-5-21	125
法令に基づく施設改善	1-5-21	125
木造建物	1-5-21	125
木造特殊建物	1-5-22	125
非木造建物	1-5-22	125
機械設備	1-5-22	125
生産設備	1-5-22	125
附帯工作物	1-5-22	125
庭園	1-5-22	125
墳墓	1-5-22	125
立竹木	1-5-23	126
算 定	1-5-23	126
移転先の検討	1-5-23	126
法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	1-5-23	126

第 1 章 総 則	1-5-1	115
第 1 条 趣旨等	1-5-1	115
第 2 条 用語の定義	1-5-1	115
第 3 条 基本的処理方針	1-5-1	115
第 4 条 用地調査等の区分	1-5-2	115
第 5 条 業務従事者の資格	1-5-4	116
第 2 章 用地調査等の基本的処理方針	1-5-5	117
第 1 節 用地調査等の実施手続	1-5-5	117
第 6 条 施行上の義務及び心得	1-5-5	117
第 7 条 現地踏査	1-5-5	117
第 8 条 作業計画の策定	1-5-5	117
第 9 条 調査職員の手指示等	1-5-5	117
第 10 条 支給材料等	1-5-5	117
第 11 条 立入り及び立会い	1-5-5	117
第 12 条 障害物の伐除	1-5-6	117
第 13 条 身分証明書の携帯	1-5-6	117
第 14 条 算定資料	1-5-6	117
第 15 条 調査職員への進捗状況の報告	1-5-6	117
第 16 条 成果物の一部提出等	1-5-6	117
第 17 条 成果物	1-5-6	117
第 18 条 検査	1-5-6	117
第 19 条 精度監理対象業務の対応	1-5-7	118
第 2 節 数値等の処理	1-5-7	118
第 20 条 建物等の計測	1-5-7	118
第 21 条 図面等に表示する数値及び面積計算	1-5-7	118
第 22 条 計算数値の取扱い	1-5-7	118
第 23 条 補償算定調査に計上する数値	1-5-8	118
第 24 条 補償額等の端数処理	1-5-8	118
第 3 章 権利調査	1-5-9	119
第 1 節 権利調査	1-5-9	119
第 25 条 権利調査	1-5-9	119
第 26 条 地図の転写	1-5-9	119
第 27 条 土地の登記記録の調査	1-5-9	119
第 28 条 建物の登記記録の調査	1-5-9	119
第 29 条 権利者の権限調査	1-5-9	119
第 30 条 基地管理者等の調査	1-5-10	119
第 2 節 調査書等の作成	1-5-10	119
第 31 条 転写連続地図の作成	1-5-10	119
第 32 条 調査書の作成	1-5-11	120
第 4 章 用地測量	1-5-12	120
第 1 節 境界確認	1-5-12	120
第 33 条 公共用地境界の打合せ	1-5-12	120
第 34 条 資料の作成及び立会い	1-5-12	120
第 35 条 境界確定後の図書の作成	1-5-12	120
第 36 条 立会い準備	1-5-12	120

第 111 条	補償額の比較	1-5-31	130
第 1 1 章	再算定業務	1-5-32	130
第 112 条	再算定業務	1-5-32	130
第 113 条	再算定の方法	1-5-32	130
第 1 2 章	補償説明	1-5-33	131
第 114 条	補償説明	1-5-33	131
第 115 条	概況ヒアリング	1-5-33	131
第 116 条	現地踏査等	1-5-33	131
第 117 条	説明資料の作成等	1-5-33	131
第 118 条	権利者に対する説明	1-5-33	131
第 119 条	記録簿の作成	1-5-33	131
第 120 条	説明後の措置	1-5-33	131
第 1 3 章	事業認定申請図書等の作成	1-5-34	131
第 121 条	事業認定申請図書の作成	1-5-34	131
第 122 条	事業認定申請図書の作成	1-5-34	131
第 123 条	事業計画の説明	1-5-34	131
第 124 条	現地踏査	1-5-34	131
第 125 条	起業地の範囲の検討	1-5-34	131
第 126 条	事業認定申請図書の作成方法	1-5-34	131
第 127 条	申請相談用資料の作成方法	1-5-34	131
第 128 条	申請相談用資料の提出	1-5-34	131
第 129 条	本申請図書の作成	1-5-34	131
第 130 条	裁決申請図書の作成	1-5-34	131
第 131 条	現地踏査	1-5-34	131
第 132 条	裁決申請図書の作成方法	1-5-34	131
第 133 条	明渡裁決申立図書の作成	1-5-34	131
第 134 条	現地踏査	1-5-34	131
第 135 条	明渡裁決申立図書の作成方法	1-5-35	132
第 136 条	裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出	1-5-35	132
第 1 4 章	写真台帳の作成	1-5-36	132
第 137 条	写真台帳の作成	1-5-36	132
第 1 5 章	土地調査及び物件調査の作成等	1-5-37	133
第 138 条	土地調査等の作成	1-5-37	133
第 139 条	地籍測量図等	1-5-37	133
第 140 条	フロアビデオディスク等	1-5-37	133
第 1 6 章	検証	1-5-38	133
第 141 条	検証	1-5-38	133
別記 (第 6 条関係)	個人情報取扱特記事項	1-5-39	134

第 7 7 条	木造建物	1-5-23	126
第 7 8 条	木造特殊建物	1-5-23	126
第 7 9 条	非木造建物	1-5-23	126
第 8 0 条	照応建物の詳細設計	1-5-23	126
第 8 1 条	機械設備	1-5-24	126
第 8 2 条	生産設備	1-5-24	126
第 8 3 条	附帯工作物	1-5-24	126
第 8 4 条	庭園	1-5-24	126
第 8 5 条	墳墓	1-5-24	126
第 8 6 条	立竹木	1-5-24	126
第 7 章	営業その他の調査	1-5-25	127
第 1 節	調査	1-5-25	127
第 8 7 条	営業その他の調査	1-5-25	127
第 8 8 条	営業に関する調査	1-5-25	127
第 8 9 条	居住者等に関する調査	1-5-26	127
第 9 0 条	動産に関する調査	1-5-26	127
第 2 節	調査書の作成	1-5-26	127
第 9 1 条	調査書の作成	1-5-26	127
第 3 節	算定	1-5-26	127
第 9 2 条	補償額の算定	1-5-26	127
第 8 章	消費税等調査	1-5-27	128
第 9 3 条	消費税等に関する調査等	1-5-27	128
第 9 4 条	調査	1-5-27	128
第 9 5 条	補償の要否の算定等	1-5-27	128
第 9 章	予備調査	1-5-28	128
第 1 節	調査	1-5-28	128
第 9 6 条	予備調査	1-5-28	128
第 9 7 条	企業内容等の調査	1-5-28	128
第 9 8 条	敷地使用実態の調査	1-5-28	128
第 9 9 条	建物調査	1-5-28	128
第 10 0 条	機械設備等調査	1-5-28	128
第 2 節	調査書の作成	1-5-29	129
第 10 1 条	企業概要書	1-5-29	129
第 10 2 条	配置図	1-5-29	129
第 10 3 条	建物、機械設備等の図面作成	1-5-29	129
第 10 4 条	移転計画案の作成	1-5-29	129
第 3 節	算定	1-5-29	129
第 10 5 条	補償概算額の算定	1-5-29	129
第 1 0 章	移転工法案の検討	1-5-30	129
第 1 節	調査	1-5-30	129
第 10 6 条	移転工法案の検討	1-5-30	129
第 10 7 条	企業内容等の調査	1-5-30	129
第 10 8 条	敷地使用実態の調査	1-5-30	129
第 2 節	調査書等の作成	1-5-30	129
第 10 9 条	企業概要書	1-5-30	129
第 11 0 条	移転工法案の作成	1-5-30	129

(様式)

様式第 1	支給材料引渡通知書	1-5-41
様式第 2	支給材料受領書	1-5-42
様式第 3	支給材料精算書	1-5-43
様式第 4	支給材料返料書	1-5-44
様式第 5	障害物伏除報告書	1-5-45
様式第 6 の 1	身分証明書交付申請書	1-5-46
様式第 6 の 2	従事者名簿	1-5-47
様式第 7	身分証明書	1-5-48
様式第 8 の 1	用地調査等業務日報	1-5-49
様式第 8 の 2	土地の登記記録調査表 (一覽)	1-5-50
様式第 9 の 1	土地の登記記録調査表	1-5-51
様式第 9 の 2	建物の登記記録調査表 (一覽)	1-5-52
様式第 10 の 1	建物の登記記録調査表	1-5-53
様式第 10 の 2	権利者調査表 (土地)	1-5-54
様式第 11 の 1	権利者調査表 (建物)	1-5-55
様式第 11 の 2	墓地管理者調査表	1-5-56
様式第 12	墓地使用 (祭祀) 者調査表	1-5-57
様式第 13	土地境界立会権證書	1-5-58
様式第 14	工作物調査表	1-5-59
様式第 15	墳墓調査表	1-5-60
様式第 16 の 1	立竹木等調査表	1-5-61
様式第 16 の 2	計画概要表 (検討資料)	1-5-62
様式第 16 の 3	計画概要表	1-5-63
様式第 16 の 4	面積比較表	1-5-64
様式第 17 の 1	面積比較表	1-5-65
様式第 17 の 2	営業調査総括表 (1)	1-5-66
様式第 17 の 3	営業調査総括表 (2)	1-5-67
様式第 17 の 4	従業員調査表	1-5-68
様式第 18 の 1	仕入先調査表	1-5-69
様式第 18 の 2	居住者調査表	1-5-70
様式第 19	居住者調査表	1-5-71
様式第 20	動産調査表	1-5-72
様式第 20 表-1	消費税等調査表	1-5-73
様式第 20 表-2	消費税等調査表	1-5-74
様式第 21 の 1	企業概要書	1-5-75
様式第 21 の 2	移転工法 (計画) 案検討概要書	1-5-76
様式第 21 の 3	移転工法 (計画) 各案の比較表	1-5-77
様式第 22	補償説明記録簿	1-5-78
様式第 23	土地調査書	1-5-79
様式第 24	物件調査書	1-5-80
		1-5-81
		175





# 用地調査等業務委託共通仕様書 (H18.11.1改正版)

## 第1章 総 則

### (趣旨等)

第1条 この共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあって必要となる建物その他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査及び補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を優先するものとする。  
（用語の定義）

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「調査区域」とは、用地調査等を行う区域として別に図面等で指示する範囲をいう。
- (2) 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- (3) 「調査職員」とは、受注者への指示、受注者との協議又は報告を受けける等の事務を行う者で、発注者が受注者に通知した者をいい、調査職員は、総括調査職員、主任調査職員及び調査職員とする。
- (4) 「検査職員」とは、検査を実施する者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、この用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会）の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づき補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認められた者で、発注者が発注者に通知した者をいう。
- (6) 「指示」とは、発注者の発議により調査職員が受注者に対し、用地調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- (7) 「協議」とは、調査職員と受注者又は管理技術者とが相互の立場で用地調査等の内容又は取り扱い等について合議することを含む。
- (8) 「報告」とは、受注者が用地調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、調査職員に報告することを含む。
- (9) 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方自治体（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- (10) 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- (11) 「基準」とは、広島高速道路公社の施行する公共事業に伴う一般損失補償基準をいう。
- (12) 「運用方針」とは、広島高速道路公社の施行する公共事業に伴う損失補償基準運用方針をいう。
- (13) 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び運用方針への適合性、補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。  
（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。  
（用地調査等の区分）

第4条 この仕様書によって履行する用地調査等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。  
(1) 用地測量は、建設省公共測量作業規程（平成13年3月30日国土地院第940号）により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

(2) 建物は、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分し、表1により判断するものとする。

表1 建物区分の判断基準

区分	判断基準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋根等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在米）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される350㎡以下の平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋根等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在米）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋根等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在米）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋根等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在米）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

（注）建築設備及び建物附属工作物（ガラス、ペラダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているものでおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- ア 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備等）
- イ 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- ウ ガス設備
- エ 給・排水、衛生設備
- オ 空調（冷暖房・換気）設備
- カ 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- キ 排煙設備
- ク 汚物処理設備
- ケ 煙突
- コ 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- サ 避雷針

(3) 工作物は、機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分し、表2により判断するもの

とする。

表2 工作物区分の判断基準

区分	判断基準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、建築設備以外の動力設備(発電設備を含む。)、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、畜生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(鰻)ポンプ配水設備を含む)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(土家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、畜生、養殖等又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池、沈澱池を含む。)、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示する設備以外の設備で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物(注に掲げる設備、工作物を含む。 )及び表2の他の区分に属する工作物以外のすべての工作物をいい、主として次に例示するものをいう。 門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあつては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

(4) 立竹木は、庭木類、用材林立木、薪炭林立木、收穫樹、竹林、苗木(植木畑)及びその他の立木に区分し、表3により判断するものとする。

表3 立竹木区分の判断基準

区分	判断基準
庭木類	まつ、かや、まき、つばき等の立木で觀賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。)をいい、次により区分する。 A 觀賞樹

住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、觀賞上の価値を有すると認められる立木であつて、高木(針葉樹、広葉樹)、株木類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びびほていちく等の觀賞用竹をいう。	
B 効用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。	
C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために敷地内に植栽されている立木をいう。	
D その他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。	
用材林立木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有しているものと認められるものをいう。
薪炭林立木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有しているものと認められるものをいう。
收穫樹	りんご、みかん等の立木で果実等の收穫を目的としているものをいう。
竹林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は薪の收穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	營業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者の資格)

第5条 受注者は、管理技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

## 第2章 用地調査等の基本的処理方法

### 第1節 用地調査等の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならないこと。
- (2) 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならないこと。
- (3) 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせざる言動を慎まなければならないこと。
- (4) 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けなければならないこと。
- (5) 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に係る情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。以下同じ）を取り扱うに当たっては、別記に定める個人情報取扱特記事項の規定を守らなければならないこと。

(現地踏査)

第7条 受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第8条 受注者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(調査職員の指示等)

第9条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、監理技術者を立ち会わせたりえ調査職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は調査職員の指示について疑義が生じたときは、調査職員と協議するものとする。

(支給材料等) 「本条は広島高速道路公社 契約約款第16条(貨と品等)を適用する。」

第10条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合は、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途調査職員と協議するものとする。

3 支給材料の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給材料の引渡しは、支給材料引渡通知書(様式第11)により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書(様式第2)を調査職員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に支給材料を返納するとともに支給材料精算書(様式第3)及び支給材料返納書(様式第4)を調査職員に提出するものとする。

(立入り及び立会い)

第11条 受注者は、用地調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入りうるとときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、調査職員に報告し、指示を受けるとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解

得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第12条 受注者は、用地調査等を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

2 調査職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第5)を調査職員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第13条 受注者は、発注者に身分証明交付申請書(様式第6の1)を提出し、用地調査等に従事する者の身分証明書(様式第6の2)の交付を受け、用地調査等に従事する者に常時携帯させなければならない。

2 用地調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、用地調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(算定資料)

第14条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定にあたっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(調査職員への進捗状況の報告)

第15条 受注者は、用地調査等業務日報(様式第7)を作成して調査職員に提出しなければならない。ただし、調査職員が認めたときは、週報又は旬報とすることができ。

2 受注者は、調査職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち会わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第16条 受注者は、用地調査等の実施期間中であつても、調査職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果物について調査職員が審査を行うときは、管理技術者を立ち会わせるものとする。

3 受注者は、用地調査のうち精度監理を実施するものとされたものについては、調査職員の指示により第17条に定める成果物の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

(成果物)

第17条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- (1) 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集すること。
- (2) 表紙には、契約件名、箇所(地区)名、年度(又は履行期限の年月日)、発注者及び受注者の名称を記載すること。
- (3) 目次及び頁を付すこと。
- (4) 容易に取り扱えずることが可能な方法により編綴すること。

2 本仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示によるものとする。

3 提出する成果物は、特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。

4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約約款第40条に定めるかし担保の期間内保管し、調査職員が提出を求めたときは、これを提出するものとする。

5 成果物はすべて発注者の所有とし、監督職員の承認を得ず他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

(検査)

第18条 受注者は、検査職員が用地調査等の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち会わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。  
 (精度監理対象業務の対応)  
 第19条 受注者は、第16条第3項で仮提出した成果物の内容等について、調査職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに回答するものとする。  
 2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、調査職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。  
 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

## 第2節 数量等の処理

(建物等の計測)  
 第20条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。  
 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。  
 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。  
 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。  
 (1) 胸高幹周(地上1.2メートル部分の幹周)、胸高直径(地上1.2メートル部分の直径)は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。  
 (2) 葉張(樹幅)、樹高は、メートルとし、小数点以下第2位四捨五入)とすること。  
 5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。  
 (図面等に表示する数値及び面積計算)  
 第21条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。  
 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるとする。  
 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。  
 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。  
 (計算数値の取扱い)  
 第22条 建物等の補償額算定に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるとする。  
 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。  
 (1) 数量計算の集計は、第6章第2節に掲げる調査書に計上する項目ごとに行うこと。  
 (2) 前項の使用単位で直接算出できるものは、その揮目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求めること。  
 (3) 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算すること。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出すること。  
 (補償額算定調査に計上する数値)

第23条 補償額算定調査に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第20条による計測値を基に算出した数値とする。  
 (1) 建物の延べ床面積は、第21条第3項で算出した数値とすること。  
 (2) 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上すること。

## (補償額等の端数処理)

第24条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1) 補償額算定に必要な資材単価等は、次によること。
- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| 1 0 0 円未満のとき               | 1 円未満切り捨て     |
| 1 0 0 円以上1 0, 0 0 0 円未満のとき | 1 0 円未満切り捨て   |
| 1 0, 0 0 0 円以上のとき          | 1 0 0 円未満切り捨て |
- (2) 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、1 円未満切り捨てとすること。  
 (3) 建物の1 平方メートル当たりで算出する単価(現在価格等)は、1 円未満切り捨てとすること。  
 (4) 工作物等の補償単価(一位代価)は、次によること。
- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| 1 0 0 円未満のとき               | 1 円未満切り捨て     |
| 1 0 0 円以上1 0, 0 0 0 円未満のとき | 1 0 円未満切り捨て   |
| 1 0, 0 0 0 円以上のとき          | 1 0 0 円未満切り捨て |

### 第3章 権利調査

#### 第1節 調査

##### (権利調査)

第25条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの働き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

##### (地図の転写)

第26条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備え付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 転写した地図には、地図の着色に従って着色すること。
- (2) 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番（隣接地番を含む。）を記載すること。
- (3) 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入すること。

##### (土地の登記記録の調査)

第27条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から調査職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- (2) 地目及び地積
- (3) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (4) 共有土地については、共有者の持分
- (5) 土地に関する所有権以外の権利の登記が存在するときは、当該権利に関する登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容（地役権にあっては、地役権図面を転写する）並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記等があるときは、その内容
- (7) その他必要と認める事項

##### (建物の登記記録の調査)

第28条 建物の登記記録の調査は、第26条で作成した地図から調査職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- (2) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (3) 共有建物については、共有者の持分
- (4) 建物に関する所有権以外の権利の登記が存在するときは、当該権利に係る登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) 仮登記等があるときは、その内容
- (6) その他必要と認める事項

##### (権利者の確認調査)

第29条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- (1) 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- (2) 商業登記簿、法人登記簿等

2 権利者が法人以外の場合の調査事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 権利者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続関係説明図を作成する。

(3) 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所

(4) 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 法人を代表する者の氏名及び住所

(3) 法人が破産法（大正11年法律第71号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所

4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合においてはその建物の登記記録の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次に掲げる場所等に関するものとする。

##### (墓地管理者等の調査)

第30条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次に掲げる場所等に関するものとする。

(1) 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村吏員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの働き取りによるものとする。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査するものとする。

##### A 名称

##### イ 事務所所在地

ウ 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別

エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

オ 財産処分等に関する規則がある場合にあっては、その事項

カ 永代使用料（入道志納金）に関する事項

キ その他必要と認める事項

##### (2) 墓地使用（祭祀）者の調査

A 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀者をいう。以下同じ）者の氏名、住所等について聴取するものとする。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるときは又は墓地使用名義人と現実の使用（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査するものとする。

イ それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認するものとする。

##### (3) 墓地使用（祭祀）者単位の謄名簿（過去帳）の調査

前2号の調査により確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する謄名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取するものとする。

A 氏名、性別及び享年

イ 死亡年月日

ウ 火葬、土葬の区分

エ 墓地使用者単位の墓数

オ その他必要と認める事項

#### 第2節 調査書等の作成

##### (転写連続地図の作成)

第31条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

(1) 工半計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線

(2) 第27条第3号で調査した登記名義人の氏名等

(3) 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名  
(調査書の作成)

第32条 第27条から第30条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第8の1)、土地の登記記録等調査表(様式第8の2)、建物の登記記録調査表(様式第9の1、第9の2)、権利者調査表(様式第10の1、第10の2)、墓地管理者調査表(様式第11の1)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第11の2)に所定の事項を記載するものとする。

2 各調査表の編纂は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

(公共用地境界の打合せ)

第33条 測量区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第34条 受注者は、前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。

2 受注者は、公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 前条の打合せの結果、第31条により作成した転写連続図その他の資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第38条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第35条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行わなければならない。

(立会い準備)

第36条 受注者は、測量区域内の私有地等で、所有権、借地権、地上権等で第37条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第27条、第28条、第29条及び第30条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、調査職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。  
(境界立会いの画地及び範囲)

第37条 受注者は、測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

(1) 1筆を範囲とする画地

(2) 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地

(3) 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地  
この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。

(4) 一面地であって、土地に付属するあぜ、みぞ、その他にこれらに類するものが存するときは、一面地を含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

(境界立会い)

第38条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。

(1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得ること。

(2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うこと。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うこと。

(3) 前号の作業によって表示した境界点に関係する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属釘(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置すること。

(4) 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色すること。ただし、境界標識等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでないこと。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会い確認書(様式第12)に確認のための署名押印を求めなければならない。

3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

- (1) 関係する権利者全員の同意が得られないとき
- (2) 関係する権利者の一部が立会いを拒否したとき
- (3) 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

## 第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第39条 用地測量に使用する基準点については当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果(基準点縮図、測点座標値等)を基に検測して使用しなければならない。

2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位相転移、毀損等が生じているときには調査職員と協議しなければならない。

3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。  
(境界測量)

第40条 各境界点の測量を行うときは、4級以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。なお、境界点の観測は、次表により行うものとする。

区分	方法	較差の許容範囲
水平角観測	0.5対回	—
鉛直角観測	0.5対回	—
距離測定	2回測定	5mm

2 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。

3 座標値等の計算における結果の表示単位等は、原則として、次の表のとおりとする。

なお、計算は計算機が備える全桁数を用いて行い、座標値及び方向角は規定する表示桁数の次の桁において四捨五入とし、距離及び面積は、表示桁数の次の桁以下を切り捨てするものとする。

区分	方向角	距離	座標値	面積
単位	秒	m	m	m <sup>2</sup>
位	1	0.001	0.001	0.000001

4 第1項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測を行わなければならない。

5 各境界点等は、連番を付するものとする。

(補助基準点の設置)

第41条 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置する。なお、観測は次の表により行うものとする。

区分	方法	較差の許容範囲	
		倍角差	観測差
水平角観測	2対回(0°, 90°)	60"	4.0"

鉛直角観測	1対回	60"
距離測定	2回測定	5mm

(用地境界仮杭の設置)

第42条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトランシットを使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。

(1) 原則として、関係する権利者の立合いのうえ行うこと。  
(2) 用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属錐(頭部径15mm)等のものとする。

(3) 用地境界仮杭には、原則として、黄色のペイントで着色すること。

2 前項の用地境界仮杭設置にあたり建物等で支障となり設置が困難なときは、その事由等を整理し調査職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関係する権利者に充分理解させたり用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。  
(境界点間測量)

第43条 受注者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認しなければならない。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点(用地境界杭を設置した点)との距離を全辺について現地で測定し、境界測点及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。  
なお、較差の許容範囲は、次表のとおりとする。

区分	距離		摘要
	20m未満	20m以上	
平地	10mm	S/2,000	Sは点間距離の計算値
山地	20mm	S/1,000	

## 第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲)

第44条 面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号により行うものとする。

- (1) 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線(以下「用地取得線」という。)の内に存するときは、その画地面積
- (2) 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地面積
- (3) 前各号の他用地取得の対象となる土地以外の土地(林地等)は、調査職員の指示による。

## 第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図等の作成)

第45条 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行わなければならない。

- (1) 用地実測図原因は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から調査職員が指し示す事項を記入すること。
  - ア 基準点及び境界点(官民、所有権、借地、地上権等境界点)及び境界線
  - イ 面積計算表

ウ 各筆の地番・地目、土地所有者及び借地人等氏名  
 エ 境界辺長  
 オ 隣接地の地番  
 カ 用地の座標及び数値  
 キ 借地境界並びに借地の座標及び数値  
 ク 用地取得線  
 ケ 図面の名称、方位、縮尺、測量完成年月日、測量計画、作業機関名称及び精度区分  
 コ 区市町村名及び大字・字名並びに境界線  
 サ 中心杭及び幅杭点の位置  
 シ 現況地目  
 ス 道路名、水路名  
 セ 建物及び工作物  
 ソ 面地及び残地の面積  
 タ その他の必要な事項

(2) 用地平面図は、用地実測図原図から調査職員が指示する事項を墨トレースをする。

第5章 土地評価

(土地評価)

第46条 土地評価とは、取得等する土地(残地等)に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。)の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第47条 土地評価は、調査職員から特に指示された場合を除き広島高速道路公社の施行する公共事業に伴う土地評価事務処理要領に基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第48条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要な次の各号の各号に掲げる資料を作成するものとする。

(1) 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- ア 起業地の範囲、同一状況地域の範囲及び用途的区分
- イ 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- ウ 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- エ 幹線道路の種類、幅員
- オ 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- カ 行政区域、大字及び字の境界
- キ 取引事例地
- ク 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)  
又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された標準地(以下「基準地」という。)

(2) 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- ア 土地の所在、地番及び住居表示
- イ 土地の登記記録に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- ウ 周辺地域の状況
- エ 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- オ 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情(取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。)

- カ 取引年月日、取引価格等
- キ 取引事例地の画地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)及び図面(100分の1～500分の1程度)

(3) 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については築地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

(4) 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

(5) 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比率表を適用するに当たり、土地価格比率表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

(6) 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規程すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項に



(標準地の選定及び標準地調査書の作成)  
 第49条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに調査職員と協議のうえ標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書の作成)

第50条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第47条に定める土地評価の基準を適用し、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価格差は、調査職員が指示する図面に記載するものとする。

第51条 残地又は残借地に因する損失の補償額は、基準第53条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償金算定表を作成するものとする。

ついて調査書を作成する。

(建築物等の調査)

第52条 建築物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建築物等の配置等)

第53条 次条以降の建築物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建築物等の配置に関する調査を行うものとする。

- (1) 建物、工作物及び立竹木の位置
- (2) 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- (3) 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- (4) その他配置図作成に必要な事項

2 建築物の全部又は一部が残地に存する場合には、調査職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第54条 建築物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づき補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については調査職員と協議するものとする。

(1) 調査時

(2) 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第55条 木造建物〔I〕の調査は、別に定める木造建物〔I〕調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)により行うものとする。

2 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるように行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、運用方針別表第9(各項目別補正率表)の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無の調査が必要と認められる場合は、調査職員と協議のうえ実施するものとする。

(木造特殊建物)

第56条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第57条 非木造建物〔I〕の調査は、別に定める非木造建物〔I〕調査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により行うものとする。

2 非木造建物〔II〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第58条 機械設備の調査は、次の各号について行うものとする。

(1) 機械設備の配置状況。屋内の機械設備については、第6条、第67条及び第68条で作成した建物平面図を基に、屋外の機械設備については、第59条に準じて、それぞれ配置状況の調査を行う。

(2) 機械名、規格(能力、型式、型式、概略寸法、重量等)、数量、メーカー名、基礎の形状、寸法、電動機の容量及び各機械設備間の関連性(加工工程)等

(3) 機械設備の装置類については、機器類及びこれらを接続する配管類の種類、寸法、数量等

(4) 電気(動力)設備の配管、配線、機器(配電盤、制御盤、開閉器、コンデンサ等)の規格、容量、数量等。なお、配管については、種別、用途、経路等

(5) 前3号の設備にあつては、当該設備の取得年月日及び耐用年数

(6) その他補償額の算定に必要なと認められる事項

(7) 機械設備の概要が把握できる写真の撮影をおこなうこと。ただし、写真撮影が困難なものについ

ては要図を作成すること。

(生産設備)

第59条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行うものとする。
- (2) 種類（使用目的）
- (3) 規模（形状、寸法）、材質及び数量
- (4) 固芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等については、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- (5) ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等については、打席数又は収容台数等
- (6) 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- (7) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (8) 当該設備の概要が把握できる写真の撮影を行うこと。

(附帯工作物)

第60条 附帯工作物の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 附帯工作物の配置状況
- (2) 附帯工作物の種類、規模、形状、寸法、数量等
- (3) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (4) 主たる附帯工作物の概要が把握できる写真の撮影を行うこと。

(庭園)

第61条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものについては、他の方法により行うことができるものとする。
- (2) 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- (3) 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- (4) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (5) 庭園の概要が把握できる写真の撮影を行うこと。

(墳墓)

第62条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものについては、他の方法により行うことができるものとする。
- (2) 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- (3) 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- (4) 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取するものとする。
- (5) 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- (6) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (7) 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影をおこなうこと。

(立竹木)

第63条 立竹木の調査は、第4条表3の区分ごとに次の各号により行うものとする。

- (1) 庭木類（觀賞樹（高木・株物・玉物・生垣・特殊樹）、効用樹・風致木・その他）の調査
- ア 権利者の画地ごとに立木の位置を調査し、当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（奇数及び逆数であって同樹種、同寸法のものは、同番号とする。）を付すものとする。

イ 立木については、樹種名、幹周（地上1.2メートル部分の幹周）、胸高直径（地上1.2メ

ートル部分の直径）、葉張（樹幅）、樹高、管理の状況（表4の判断基準による区分）等を調査するものとする。

表4 管理状況の判断基準

判断基準	区分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普通

ウ 観賞用竹（ほていちちく、きんめいちちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置をアの図面に表示するとともに番号を付すものとする。

エ 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査するものとする。

(2) 用材林立木の調査

ア 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径（地上1.2メートル部分の直径）、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査するものとする。

イ 調査職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行うものとする。

(7) 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査するものとする。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次等が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分するものとする。

(4) (7)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径（地上1.2メートル部分の直径）、本数及び樹令（又は植林年次）を調査するものとする。なお、(7)で定めた区域が5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行うものとする。

(3) 薪炭林立木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行うものとする。

(4) 取種樹の調査

樹種、胸高直径（地上1.2メートル部分の直径）、樹齢（又は植付年次）、管理の状況等を調査するものとする。

柿園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第60条の例により調査するものとする。

(5) 竹林の調査

ア 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、竹の収穫を目的としているものその他のものとは区分するものとする。

イ アで定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径（地上1.2メートル部分の直径、節を目的とするものを除く。）並びに節の収穫を目的とするものについては、その管理の状況等を調査するものとする。

(6) 苗木（植木畑）の調査

権利者ごとに苗木（植木畑）として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、幹周（地上1.2メートル部分の幹周）、胸高直径（地上1.2メートル部分の直径）、葉張（樹高）、樹高、本数、樹齢（育生年数）及び管理の状況等を調査するものとする。この場合において、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている場合には、第2号イの標準地調査の例により行うことができるものとする。

(7) その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行うものとする。  
(8) 権利者の画地ごとの代表的な立竹木(標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの)の写真の撮影を行うこと。

## 第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第64条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

(1) 建物等の所有者(同族法人及び親子を含む。)を単位として作成すること。

(2) 縮尺は、原則として、次の区分によること。

ア 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100分の1又は200分の1

イ 庭園、墳墓及び庭木等

50分の1又は100分の1

(3) 用紙は、日本工業規格A3判を用いること。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A2判によることができる(以下この節において同じ。)

(4) 敷地境界線及び方位を明確に記入すること。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入すること。

(5) 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入すること。

(6) 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付すこと。ただし、工作物及び立竹木が多数存在する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

(7) 図面中に次の事項を記入すること。

ア 敷地面積

イ 用途地域

ウ 建ぺい率

エ 容積率

オ 建築年月日

カ 構造概要

キ 建築面積(一階の床面積をいう。以下同じ。)

ク 建物延べ床面積

(法令に基づき施設改善)

第65条 第54条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない(このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。)と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

(1) 既存不適格物件と認定する根拠となる法令名及び条項

(2) 法令不適格の内容及び必要とする法令改善の内容

(木造建物)

第66条 木造建物の図面及び調査書は、第55条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔I〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。

3 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

(1) 基礎伏図(縮尺100分の1)

(2) 床伏図(縮尺100分の1)

(3) 軸組図(縮尺100分の1)

(4) 小屋伏図(縮尺100分の1)

(木造特殊建物)

第67条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第56条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

(1) 基礎伏図(縮尺100分の1)

(2) 床伏図(縮尺100分の1)

(3) 軸組図(縮尺100分の1)

(4) 小屋伏図(縮尺100分の1)

(5) 断面図(矩計図)(縮尺50分の1)

(6) 必要に応じて上記各図面の詳細図(縮尺は適宜のものとする。)

3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。

(1) 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出すること。

(2) 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第68条 非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、第57条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、第57条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第69条 機械設備の図面及び調査書は、第58条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

(1) 屋内に設置されている機械設備については第64条で作成した建物の配置図を基に機械の配置を明示し設置されている機械設備については第64条で作成した建物の配置図を基に機械の配置を明示した図面を作成するものとし、電気(動力)設備等の配管及び配線図の図示記号は、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格の図記号を使用する。なお、規模の大きな機械設備については、基礎図等を作成すること。

(2) 機械の配置図には、生産工程に従って機械ごとに番号を付し、図面右側に機械一覧表を作成すること。この場合の一覧表には、機械名、規格(型式、重量)、メーカー名、基礎の寸法等を記入すること。

(3) 前各号の図面作成に当たって、機械設備が多数存在する場合には、各図面を別葉にすること。3 調査書は、機械設備ごとに移設の可否の判断を可能とする内容を記載するものとし、移設を行うことによって従前の機能を回復することが著しく困難であると判断したものについては、その理由を付すものとする。

(生産設備)

第70条 生産設備の図面及び調査書は、第59条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要な平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条第3項に準じて作成するものとする。

(附帯工作物)

第71条 附帯工作物の調査書は、第60条の調査結果を基に工作物調査表(様式第13)を用いて、補償額の算定に必要なと認められる事項を記載することにより作成するものとする。

(庭園)

第72条 庭園の調査書は、第61条の調査結果を基に工作物調査表(様式第13)及び立竹木等調査表(様式第15)を用いて、積算に必要なと認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第73条 墳墓の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

(1) 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にすること。

(2) 墓地使用者の画地ごとに番号を付すこと。

(3) 土地の取得等の予定線を記入すること。

3 調査書は、墳墓調査表(様式第14)、工作物調査表(様式第13)及び立竹木等調査表(様式

第15)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。  
(立竹木)  
第74条 立竹木の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。  
第63条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

- (1) 標準地の位置、面積
- (2) 標準地を基準として樹木数等や決定した範囲、面積
- 3 調査書は、立竹木等調査表(様式第15)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

### 第3節 算定

(移転先の検討)

第75条 建物等を移転する必要があるか、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合(第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。)には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからエまでの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討にあたり、当該委託契約の対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

4 前3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第64条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第76条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最小限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第65条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認められる場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第77条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第66条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法により行うものとする。

(木造特殊建物)

第78条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第67条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法により行うものとする。

(非木造建物)

第79条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領により、非木造建物〔II〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第80条 第75条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表(様式第16の1、第16の2)
- (2) 面積比較表(様式第16の4)

(機械設備)

第81条 機械設備の補償額の算定は、第69条で作成した資料を基に当該機械の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 機械設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、次の各号によりメーカー等から当該機械設備と同種のものの新設備格等の見積書を徴するものとする。なお、当該機械設備が現在製造されていないときは、その機能が最も近いものの機械設備によるものとする。

(1) 見積書を徴する機械設備の範囲を明確にすること(特に基礎、配管関係等)。

(2) 見積書は、原則として、機種単位とすること。

(3) 見積書は、原則として、2者から徴すること。

(4) 見積書は、原則として、次の項目について記載を得ること。

ア 機械本体価格(工場又は製造所売り渡し価格)又は移設費

イ 梱包運搬及び据付費

ウ 試運転その他の費用

エ 撤去費(発生材価格、廃材処分費を含む。)

オ 雑費

カ 諸経費

(生産設備)

第82条 生産設備の補償額の算定は、第70条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討のうえ、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条第2項に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第83条 附帯工作物の補償額の算定は、第71条で作成した資料を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討のうえ、行うものとする。

(庭園)

第84条 庭園の補償額の算定は、第72条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法を検討のうえ、行うものとする。

(墳墓)

第85条 墳墓の補償額の算定は、第73条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討のうえ、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木)

第86条 立竹木の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に当該立竹木の移設の可否及び適否について検討のうえ、行うものとする。

第1節 調査

(営業その他の調査)

第87条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。  
(営業に関する調査)

第88条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 営業主体に関するもの
  - ア 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
  - イ 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
  - ウ 資本金の種類
  - エ 法人の組織（支店等及び子会社）
  - オ 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
  - カ 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

(2) 業務内容に関するもの

- ア 業種
- イ 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- ウ 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- エ 品目等別の売上構成
- オ 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書を収集する。

(3) 収益及び経費に関するもの  
営業調査表（様式第17の1から第17の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- ア 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）の写し。税務署受付印のあるものとする。
- イ 直近3か年の半業年度の損益計算書の写し、貸借対照表の写し
- ウ 直近1か年の事業年度の総勘定元帳の写し、固定資産台帳の写し。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- エ 直近1年の事業年度の次の帳簿の写し。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
  - (7) 正規の簿記の場合
    - 売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳
  - (4) 簡易簿記の場合
    - 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

(4) その他補償額の算定に必要となるもの

2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。

3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を調査職員に報告するものとする。

- (1) 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- (2) 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- (3) 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料  
(居住者等に関する調査)

第89条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 氏名、住所（建物番号、室番号）
- (2) 居住者の家族構成（氏名、生年月日）
- (3) 住居の占有面積及び使用の状況
- (4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するもの

とする。

(動産に関する調査)

第90条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）
- (2) 動産の所在地
- (3) 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。
- (4) 品目、形状、寸法、容量、重量等。この場合数量は原則として体積とし、ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
- (5) その他必要と認められる事項

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第91条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- (1) 営業調査表（様式第17の1から第17の4）
- (2) 居住者調査表（様式第18の1、第18の2）
- (3) 動産調査表（様式第19）

第3節 算定

(補償額の算定)

第92条 営業に関する補償額の算定は、調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について調査職員の指示を受けるものとする。

3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

(消費税等に関する調査等)

第93条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第94条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときは、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- (4) 消費税簡易課税制度選択届出書
- (5) 消費税簡易課税制度不適用届出書
- (6) 消費税課税事業者選択届出書
- (7) 消費税課税事業者届出書
- (8) 消費税課税事業者届出書
- (9) 消費税の納税義務者がなくなった旨の届出書
- (10) 法人設立届出書

(11) 個人事業の開業等届出書

(12) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

(13) その他必要と認められる資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができなときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第95条 消費税等に関する調査書は、第94条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成9年4月1日中央対第8号中央用地対策連絡協議会事務局長通知））により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第20）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第1節 調査

(予備調査)

第96条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第97条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織
- (4) 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- (5) 財務状況
- (6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- (8) その他移転計画案の検討に必要なと認められる事項  
(敷地使用実態の調査)

第98条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等

ア 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等

イ 駐車場等の位置及び収容可能台数

ウ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量

エ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

(5) 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係

(6) その他移転計画案の検討に必要なと認められる事項

(7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影  
(建物調査)

(建物調査)

第99条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第55条から第57条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、調査職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

第100条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

(企業概要書)

第101条 企業内容等の調査書は、第97条の調査結果を基に企業概要書(様式第21の1)を用いて作成するものとする。

(配置図)

第102条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第98条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- (1) 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)等を図示すること。
- (2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程を図示すること。
- (3) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度で作成すること。

(建物、機械設備等の図面作成)

第103条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第104条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第97条から第100条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画案を示すこと。
- (2) 建物、機械設備等の移転計画案を示すこと。
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要を示すこと。
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表を作成すること。
- (5) 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)を作成すること。
- (6) 移転工法(計画)案検討概要書(様式第21の2)を作成すること。
- (7) 移転工法(計画)各案の比較表(様式第21の3)を作成すること。

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は第103条に定める図面にのほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表(様式第16の1、第16の2)
- (2) 面積比較表(様式第16の4)
- (3) 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第16の3)

第3節 算定

(補償概算額の算定)

第105条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第101条、第102条、第103条及び第104条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第1節 調査

(移転工法案の検討)

第106条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転工法案の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第107条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第101条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- (3) 所有者又は占有者の組織
- (4) 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- (5) 財務状況
- (6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)
- (7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程(図式化したもの)
- (8) その他移転工法案の検討に必要な事項

(敷地使用実態の調査)

第108条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第98条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態)
- (4) 敷地内の使用状況等
  - ア 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - イ 駐車場の位置及び収容可能台数
  - ウ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
  - エ 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- (6) その他移転工法案の検討に必要な事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第109条 企業内容等の調査書は、第107条の調査結果を基に企業概要書(様式第21の1)を用いて作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第110条 工場等の移転工法案は、第53条から第61条まで、第63条、第107条及び第108条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画案を示すこと。
- (2) 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画案を示すこと。
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要を示すこと。

(再算定業務)

第112条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

第113条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

- (1) 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合は、改正後の基準等により算定すること。
- (2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定すること。この場合における移転工法は、調査職員の指示によること。

- (4) 建物、機械設備等の移転工程表を作成すること。
- (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）を作成すること。
- (6) 移転工法（計画）案検討概要書（様式第21の2）を作成すること。
- (7) 移転工法（計画）各案の比較表（様式第21の3）を作成すること。

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表（様式第16の1、第16の2）
  - (2) 面積比較表（様式第16の4）
  - (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第16の3）
- （補償額の比較）

第111条 前条の移転工法案を作成したときは、運用方針第15第1(4)エに定める補償額の比較を行うものとする。

2 第1項の検討にあたり、当該委託契約の対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から指示を得るものとする。



(補償説明)

第1114条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況とアライング)

第1115条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

第1116条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第1117条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1) 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討

(2) 権利者ごとの補償内容等の整理

(3) 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第1118条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

(1) 2名以上の者を一組として権利者と面接すること

(2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第1119条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったときは、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第22)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第120条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(事業認定申請図書の作成)

第121条 事業認定申請図書の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

(1) 事業認定申請図書の作成

(2) 裁決申請図書の作成

(3) 明渡裁決申立書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第122条 事業認定図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第116条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規程による事業認定申請書及び添付書類等の作成をいう。

(事業計画の説明)

第123条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区域等について調査職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第124条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第125条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区域に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第126条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下「規則」という。)第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第127条 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認められる参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第128条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第129条 事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前相談用資料を修正し、又は補正資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第130条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第131条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第132条 裁決申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第133条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第134条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を

行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第135条 明渡裁決申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)

第136条 裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに調査職員に当該成果物を提出するものとする。

## 第14章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第137条 受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- (1) 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるように行うこと。
  - (2) 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるように行うこと。
  - (3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第90条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるように行うこと。
  - (4) 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原料及び生産品等が容易にわかるように行うこと。
  - (5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査職員の指示により前各号に準じて行うこと。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
  - 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印を行うものとする。

(土地調査等の作成)

第138条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調査書(様式第23)及び物件調査書(様式第24)を作成するものとする。

(地積測量図等)

第139条 受注者は取得し又は使用する土地が1筆の土地の一部であるため分筆又は地積の更正を必要とする場合は、地積測量図及び土地所在図並びに実地調査書を作成するものとする。

(フロップビデーディスク等)

第140条 受注者は、調査職員の指示に基づき、成果物としてワードプロセッサにより成果物の内容を登録したフロップビデーディスク等を納入する場合は、調査職員の指定する機種のプロセッサにより使用できる規格で3.5インチフロップビデーディスク等に記録したものを納入するものとする。

2 受注者は、フロップビデーディスク等に登録されたデータ等の目的外的使用、複製及び第三者への譲渡をしてはならない。

(校 証)

第141条 受注者は、委託にかかる業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が、受注に係る業務の成果物のかしを防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかどうかを点検及び修補すること)をいう。以下同じ。)を行わなければならない。この場合において、成果物の検証を行った者は、第17条に定める成果物のうち地図の転写図及び土地の表測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、管理技術者が行うものとする。

## 別記(第6条関係)

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、用地調査等を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報適正に取扱いなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、用地調査等に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この用地調査等が完了した後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 受注者は、用地調査等を実施するために個人情報収集するときは、用地調査等の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、用地調査等に関して知り得た個人情報を用地調査等の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 受注者は、用地調査等に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、用地調査等を行うために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還等)

第7 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等を用地調査等の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

#### (事故発生時における報告等)

第8 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合において、受注者は、発注者から立入調査実施を求められたときは、これに応じるものとする。

(様式第1)

## 支給材料引渡通知書

年 月 日

受注者 住所  
氏名

様

(調査職員氏名)

下記のとおり支給材料を引渡します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 支給材料の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。



(様式第3)

## 支給材料精算書

年 月 日

(調査職員氏名) 様

受注者 住所

氏名

管理技術者

印

印

下記のとおり支給材料を精算します。

業務名			契約年月日			年 月 日
			数 量			備 考
品 目	規 格	単 位	支給数量	使用数量	残数量	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(様式第4)

## 支給材料返納書

年 月 日

(調査職員氏名) 様

受注者 住所

氏名

印

管理技術者

印

下記のとおり支給材料を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 支給材料の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。



(様式第5)

年 月 日

(調査職員氏名) 様

受注者 住所  
氏名

印

## 障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したので、用地  
調査等共通仕様書第12号第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

注1 別紙調査表は、様式第15の立竹木等調査表等に準じて作成するものとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

年 月 日

## 身分証明書交付申請書

広島高速道路公社  
理事長 様

受注者 住所  
氏名

印

貴公社施行の測量調査等の委託に際し、他人の土地に立入る必要がありますので、下記事項を厳守致しますから、身分証明書を交付くださいますよう従事者名簿を添えて申請致します。

### 記

- 1 身分証明書は、貴公社が委託した調査等の目的以外に使用しないこと。
- 2 立入り区域は、必要最小限度に止めること。
- 3 立入りに際しては、あらかじめ関係者の了解を求めておくこと。
- 4 関係者より身分証明書の提示を求められたときは直ちに示すこと。
- 5 日の出前及び日没後の立入りは避けるようにすること。
- 6 身分証明書の紛失破損は厳重に注意し、万一紛失の際は直ちに届け出ること。
- 7 有効期限経過後は、すみやかに返却すること。

## 従 業 者 名 簿

職 名(資格)	氏 名	性 別	生 年 月 日	住 所
		男・女	. .	
		男・女	. .	
		男・女	. .	
		男・女	. .	
		男・女	. .	
		男・女	. .	
		男・女	. .	
		男・女	. .	
		男・女	. .	
		男・女	. .	

上記の者は、貴公社の測量調査等に際し、他人の土地に立入ることを要する者であり、  
業務に従事する者であることを証明します。

受注者 住所  
氏名

印

(様式第6の2)

(表)

第 号	
<b>身 分 証 明 書</b>	
写 真	所属 職名 氏名
男・女 年 月 日生	
上記の者は、広島高速道路公社の委託に基づいて、 業務 に従事する者であることを証明する。	
広島高速道路公社 理事長 印	
年 月 日発行      年 月 日まで有効	

9cm

7cm

(裏)

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 本業務に従事する者は、常時この証明書を携帯しなければならない。</li><li>2. この証明書は、土地等の所有者、その他関係者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。</li><li>3. この証明書は、他人に譲渡及び貸与してはならない。</li><li>4. この証明書は、本業務が完了したときは、直ちに返納しなければならない。</li></ol>
--

(様式第7)

## 用地調査等業務日報

期 日	年 月 日		
施 行 期 間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
業 務 の 名 称			
調 査 等 の 箇 所			
受 注 者 名			
業務及びその内容			
その他必要事項			
管理技術者	照査技術者	調査職員	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。









(様式第9の2)

### 建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号		
表題部 (主たる建物の表示、附属建物の表示)						
所在				家屋番号		
種類		構造		床面積		
登記原因及びその日付						
所有者						
権利部 甲区欄 (所有権)						
登記名義人	氏名、名称				共有持分	
	住所、所在地					
	氏名、名称				共有持分	
	住所、所在地					
権利部 乙区欄 (所有権以外の権利)						
登記名義人	氏名、名称					
	住所、所在地					
	権利の種類		権利の内容			
	権利の始期		存続期間			
	氏名、名称					
	住所、所在地					
	権利の種類		権利の内容			
	権利の始期		存続期間			
仮登記等の内容						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(様式第10の1)

権利者調査表 (土地)

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外の場合	登記名義人の氏名				生年月日 死亡年月日
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続関係 説明図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所	
法定代理人等	氏名				
	住所				
財産管理人	氏名				
	住所				
権利者が法人の場合	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
	破産管財人等	氏名			
住所					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

権利者調査表 (建物)

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外の場合	登記名義人の氏名				生年月日 死亡年月日
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続関係 説明図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所	
法定代理人等	氏名				
	住所				
財産管理人	氏名				
	住所				
権利者が法人の場合	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
	破産管財人等	氏名			
住所					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(様式第11の1)

### 墓地管理者調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
墓地所在地					
所有者	墓地所有者の氏名又は名称	墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
管理者	墓地管理者の氏名又は名称	墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
包括団体の名称及び宗教 法人・非宗教法人の別					
財産処分等に関する規則					
永代使用料(入檀家志納 金)に関する事項					
墓地使用(祭祀)者の氏名			墓地使用(祭祀)者の氏名		
【備考】					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(様式第11号の2)

### 墓地使用(祭祀)者調査表

調査年月日		年 月 日		調査者	整理番号	
墓地の所在地						
墓地使用(祭祀)者の氏名	墓地使用(祭祀)者の氏名					
受任者又は承継人の氏名	受任者又は承継人の氏名		原因			
墓地使用(祭祀)者単位の霊数						
番号	法 名 (戒 名)	俗 名	性 別	享 年	死亡年月日	火葬、土葬の区分

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

(様式第12)

年 月 日

様

土地所有者

住所

氏名

㊟

関係人

住所

氏名

㊟

住所

氏名

㊟

”

”

### 土地境界立会確認書

広島高速道路公社が施行する の用地の測量のため、  
下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

地内

対 象 地					対象地に対する隣接地					備考
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(様式第13)

## 工 作 物 調 査 表

		調査者		調査 年月日		整理 番号	
工作物の 所在地							
工作物の 所有者	住所		氏名又 は名称		法人を代表する者 の住所及び氏名		
土地 所有者	住所		氏名又 は名称		法人を代表する者 の住所及び氏名		
建物 所有者	住所		氏名又 は名称		法人を代表する者 の住所及び氏名		
摘 要							
字	地 番	番 号	種 類	規 模 (形状・寸法)	単 位	数 量	摘 要

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

(様式第14)

## 墳 墓 調 査 表

				調査者		調 査 年月日		整 理 番 号		
墳墓の 所在地										
墳墓の 所有者	住所		氏名又 は名称			法人を代表する者 の住所及び氏名				
墳墓の 管理者	住所		氏名又 は名称			法人を代表する者 の住所及び氏名				
土 地 所有者	住所		氏名又 は名称			法人を代表する者 の住所及び氏名				
摘 要										
字	地 番	番 号	構 造 (種 類)	規 模 (形 状 寸 法 使用材料)	埋 葬 年 月 日	遺体又は 遺骨の数	火葬 土葬 の別	単 位	数 量	摘 要

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。





(様式第16の1)

### 計画概要表 (検討資料)

整理番号		検討月日		検討者		
所在地				用途地域	建ぺい率	
土地所有者				容積率	その他	
建物所有者				家族人員	占有率	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)		,	,	,	,	
(2)		,	,	,	,	
(3)		,	,	,	,	
(4)		,	,	,	,	
計		,	,	,	,	
敷地面積(A)	,	事業用地率 (B)/(A)			特記事項	
事業用地 面積(B)	,	残地建築 可能面積				
残地又は建築 可能面積(C)	,	建築可能 延べ面積				
営 業 の 実 態						
業 種		基 本 額	収 益	円		
従業員数			給 料	円		
一か月の 売 上			固定経費	円		
			計	円		
検討結果						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

計 画 概 要 表

所在地			特記事項	
建物所有者			用途に係るもの	
土地所有者				
道路関係	計画道路等	敷地面積等の確認		
	敷地に接面する道路	郡・区・私	1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 [ ]	
		42条2項		年 月 日
		道路 (第 号)		道 路 (第 号)
	道路後退距離	m		
都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域		構造に係るもの	
区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業			
	工業専用・特別用途地区( )無指定			
	高度地区( )種・美観地区・風致地区第( )種			
防火指定	防火・準防火・無指定		設備に係るもの	
22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲			
建ぺい率	( )%	敷地に二以上の地域・地区のある場合( )%		
角地適用	有・無 (条件)			
容積率	( )%	敷地に二以上の地域・地区のある場合( )%		
絶対高	有・無 ( )m			
建築協定	有・無 ( )			
壁面後退	有・無 ( )			
斜 線				
北側斜線				
隣地斜線				
道路斜線 (図示)			その他	

注1 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

計 画 概 要 比 較 表

項 目	A 案	B 案	C 案
敷地面積 m <sup>2</sup> ( . )	建ぺい率( % )	. %	. %
	容積率( % )	. %	. %
	建物(計画)延べ面積 m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>
	面 積 増 減 率	. m <sup>2</sup> ( . %)	. m <sup>2</sup> ( . %)
建築基準法その他法令上の問題点			
平面計画上の メリット及びデメリット メリット=(M) デメリット=(D)	(M)		
	(D)		
総 合 判 断			
判 定			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。



(様式第17の1)

### 営業調査総括表(1)

調査番号	調査期間			調査担当者名							
名称	法人・個人 (青・白)	代表者名		住所							
営業種目	開業年月日			資本金							
所 属 (組合・団体)名	従業員数			売場面積等							
移転対象地	営業所名			所在地							
	営業種目			製品の 許認可等		従業員数					
本店の関連度 (組織図)											
所得申告額	課税 年別 出 所 先	年	年	年	主は な製 造	主な販売 製造品目	主 な 仕入れ先	主 な 販売先	売 上 構 成		
	税務署	円	円	円	販造				品目	構成比 (%)	
	税務事務所				売品						
	市町村				又目		( 軒)	( 軒)			
所得額の計算	年別 項目	年	年	年	摘 要						
	総 売 上 高	円	円	円							
	期 末 棚 卸 高										
	当 期 製 造 原 価										
	当 期 仕 入 額										
	期 首 棚 卸 高										
	売 買 差 益										
	営 業 費										
差 引 所 得 額											
売上高の概略調査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)				平均在庫高 ( 円) 年平均回転率 ( %)						
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)				1人1か月 (又は1日) 平均売上高 ( 円)						
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)				1か月平均 ( m <sup>2</sup> ) 当たり売上高 ( 円)						
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)				1 か月 (又は 1 日) 平均客数 ( 人) 料金等 ( 円)						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

1-5-66

## 営 業 調 査 総 括 表 (2)

販 売 方 法 等	販 売 方 法	店 舗	%	代 金 決 裁 方 法	現 金	%	販 売 先	県 内	%
		外 交			売 掛			地 方	
		通 信			月 賦			輸 出	
		そ の 他			そ の 他			そ の 他	
得 意 先 の 状 況		売上における地元固定客の割合( %)			営業の季 節的変動	売上の多い時期 ( 月～ 月) 売上の少ない時期( 月～ 月)			
一 般 管 理 費 ・ 販 売 費 等	営 業 費 明 細				営 業 用 固 定 経 費 明 細				
	科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要			
	給料・手当	円		公租公課	円				
	荷造・運賃			基本料金					
	消耗品費			減価償却費					
	水道光熱費			維持管理費					
	宣伝広告費			法定福利費					
	通信・交通費			宣伝広告費					
	接待交際費			諸組合費					
	福利厚生費								
	修繕費								
	公租公課								
	そ の 他			そ の 他					
	計			計					
営 業 用 資 産	固 定 資 産				流 動 資 産				
	現在価格の総額	売却・取り壊し処分・ スクラップ価格の総額		現在価格の総額	売却価格の総額				
	円	円		円	円				
主な取引金融総額									
労 働 協 約 等 の 内 容	労働協約 あり・なし								
	就業規則 あり・なし								
	雇用契約 あり・なし								
	そ の 他								
立 地 条 件 等	立 地 条 件								
	地 域 的 特 性								
	そ の 他								
そ の 他									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。







(様式第18号の1)

## 居 住 者 調 査 表

(自家・家主)		調査者		調査 年月日		整理 番号	
住 所							
氏名又は名称	法人を代表する者 の氏名及び住所			電話 番号			
土地の所有者 住所・氏名							
取得年月日 (不明の時 は推定)	年	月	日	居住年月日 (不明の時 は推定)	年	月	日
続 柄	氏 名	生年月日		勤 務 先 所 在 地	職 業		
世 帯 主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
貸家・貸間を有する場合							
貸家・貸家 の 別	貸家・貸間 所在地	借家人・借 間人 氏名	家 賃	貸家・貸間 面 積	権利金 敷 金	契 約 年月日	契約書 の有無
			円	m <sup>2</sup>	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使 用 状 況				住居面積			
摘 要							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(様式第18号の2)

## 居 住 者 調 査 表

(借家・借間)				調査者	調査年月日	整理番号
住 所						
氏 名 又は名称					電話 番号	
続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	勤務先所在地		
世帯主又は法人 を代表する者		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
家主氏名		家 賃	月 円	権 利 金 敷 金	円	
借家面積		借間面積	m <sup>2</sup>	住居面積	m <sup>2</sup>	
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契 約 期 間	年	契 約 書 の 有 無	有 ・ 無	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(様式第19号)

## 動 産 調 査 表

		調査者	調 査 年月日	整 理 番 号			
動産所有者の住所			法 人 を 代表する				
及び氏名 又は名称			者の住所 及び氏名				
建物所有者の住所			法 人 を 代表する				
及び氏名 又は名称			者の住所 及び氏名				
建物番号	建物の種類・構造	建物延面積 (㎡)	常時居住 面積 (㎡)	家族人員	摘 要		
所在地							
字	地番	動産の 品 名	種 類	形状寸法	重量、数量 又は体積	単 位	摘 要

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

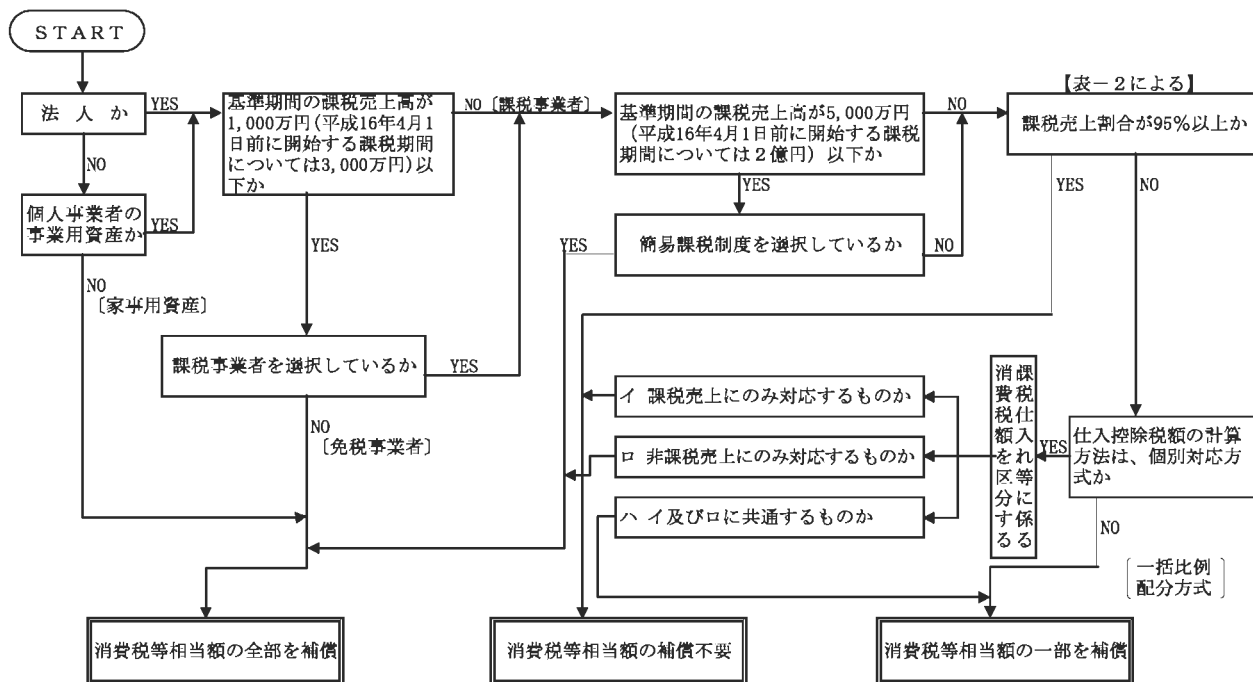
(様式第20)

## 消 費 税 等 調 査 表

		調査者	印	調 査 年月日	
調査対象者	住 所				
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

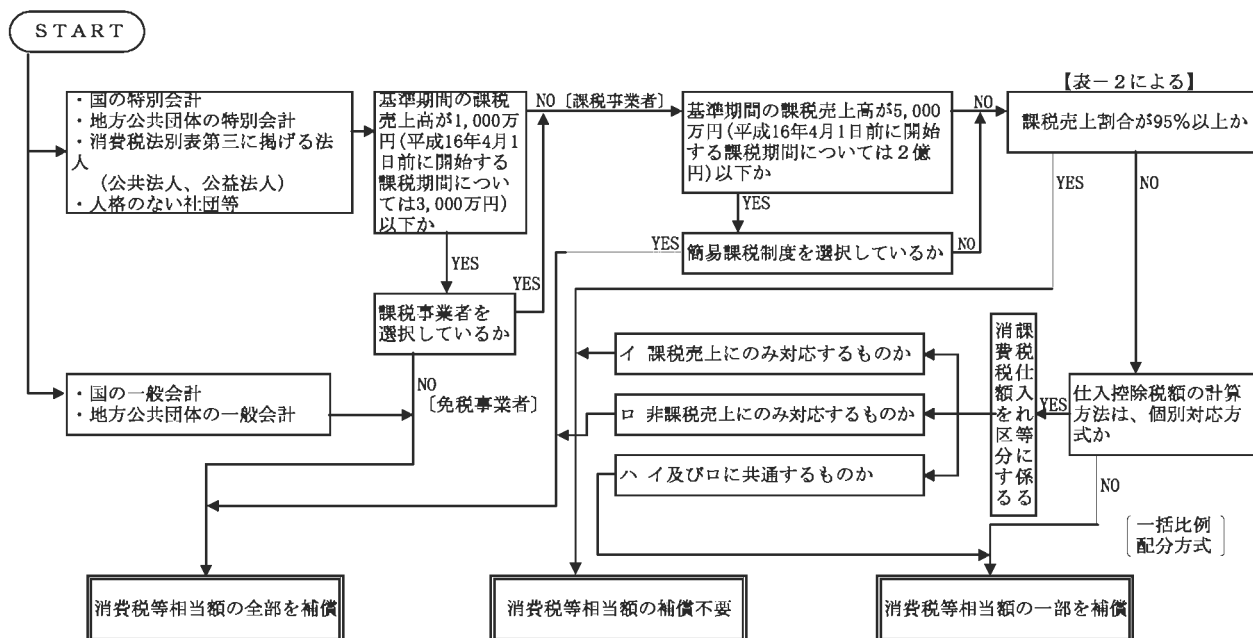
- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。  
2 本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。

消費税等相当額補償の要否認定フロー（標準）



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。  
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。  
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

消費税等相当額補償の要否認定フロー  
 (国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。  
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。  
 ③ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額が必要となる。

表-2

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年(個人)又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 有(下記へ) <input type="checkbox"/> 無	
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 類」の有無及び承認割合について	<input type="checkbox"/> 有(個別対応法式の 共用資産へ)	
		※ 本資料は補償対象物件が共用(課税・非課税) 資産である場合にのみ収集する。	<input type="checkbox"/> 無(下記へ)	
	補償用 課税売上割合	① 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	_____ 円	
		② 資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	_____ 円	
		③ 土地買収金額等(区分地上権、地役権設定対価代金を含む)	_____ 円	
	補償用課税売 上割合の算出	① _____ 円	$\frac{\text{①}}{\text{②} + \text{③}} \times 100 = \text{_____} \%$	
	補償用課税売 上割合の率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である(下記へ)	
	採用方式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税 確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している (一括比例配分方式へ) <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している (個別対応方式へ)	
	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ハ イ及びロに共通するもの(下記へ)	
	個別対応方式 の共用資産	一部 補償	消費税相当額 _____ 円	$\times (1 - \text{補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合})$ $\times (1 - 0. \text{_____}) =$
	一括比例配分 方式		消費税相当額 _____ 円	$\times (1 - \text{補償用課税売上割合})$ $\times (1 - 0. \text{_____}) =$

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

(様式第21の1)

企業概要書

所在地					
名称及び代表者名					
業種					
製造、加工販売等品目					
原材料、製品及び商品の種類					
主な仕入先 販売先					
移転工法検討上留意すべき事項					
敷地面積 (A)	㎡	事業用地面積 (B)	㎡	(B)/(A)	%
	用途地域	建ぺい率	容積率	その他	
用途地域等の公法上の規制					
特記事項					
	組織図				
	製品等の製造工程流れ図				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。



(様式第21の2)

移転工法(計画)案検討概要書

項目	A	B	C	案
移転計画の概要 (建物、機械設備 等の移転方法及 び移転期間)				
移転計画の特長 (メリット)				
移転計画の問題点 (デメリット)				
移転費用概算額				
総合判断				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

(様式第21の3)

移転工法（計画）各案の比較表

項目	A	B	C	案
移転対象建物の範囲及び移転の方法（補償建物の棟数・面積、概算額、その他）				
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機種名、概算額その他）				
敷地内の動線（駐車場、緑地、原材料、製品等の置場面積の確保状況）				
営業補償等に係るもの（休業する部門補償概算額、その他）				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

(様式第22)

### 補償説明記録簿

説明場所							
説明年月日		年	月	日	時間	自	至
出席者	説明者						
	相手方						
説明内容及び質疑							
特記事項							
管理技術者		照査技術者		調査職員			
Ⓜ		Ⓜ		Ⓜ			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(様式第23)

# 土地調書

広島高速道路公社が施行する  
調書を作成する。

のため必要な土地について下記のとおり

平成 年 月 日

広島高速道路公社  
理事長

印

調査責任者氏名

印

この調書の記載事項に誤りがないことを確認する。

平成 年 月 日

土地所有者住所  
氏名又は名称

印

関係人住所  
氏名又は名称

印

## 記

地内

丁目・ 大字・字	地番	公 簿		取得し、又は使用 しようとする土地		所有権以外の権利		摘 要
		地 目	地 積	現 況 地 目	地 積	種 類	権利者の 氏 名	

(様式第24)

## 物 件 調 書

取得  
のため、移転の対象となる物件について、  
使用  
広島高速道路公社が施行する  
て、下記のとおり調書を作成する。

平成 年 月 日

広 島 高 速 道 路 公 社  
理事長 印

調査責任者氏名 印

この調書の記載事項に誤りがないことを確認する。

平成 年 月 日

物件所有者住所  
氏名又は名称 印

関係人住所  
氏名又は名称 印

記

地内

丁目 大字・字	地番	物件 種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権利の種類	所有権以外の 権利者の氏名	土地所有 者の氏名	摘要



# 調査・設計・測量業務等共通仕様書（別添）

## 目次

1. 設計図面作成要領	177
2. 設計報告書作成要領	181
3. 成果品作成要領	182
3-1 数量の計算方法	182
3-2 数量の単位、位どり	182
3-3 数量計算の単位及び数値	182
4. 設計図書記載事項	182
5. 指示事項	183
6. 協議事項	183
7. 承諾事項	184
8. 提出・報告・通知事項	184
9. 設計・測量照査要領	185

## 1. 設計図面の作成要領

1-1 設計図の作成、取扱いについては各事業で特に定めのない限り本要領によるほか、JIS A 0101「土木製図通則」、土木学会制定「土木製図基準」によること。

1-2 設計図面は陽面焼付紙を使用する。

1-3 図面の種類

図面の種類（縮小図面を含む。）は次のとおりとする。

- (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図
- (4) 標準横断面図 (5) 横断面図 (6) 一般構造図
- (7) 構造図（詳細図を含む。） (8) その他

1-4 図面の大きさ

(1) 図面の大きさの標準は次表を標準とする。なお、縮小図面はA3判程度とする。

番号	寸法 (mm)	番号	寸法 (mm)
A-0	841 × 1189	A-3	297 × 420
A-1	594 × 841	A-4	210 × 297
A-2	420 × 594		

(2) 必要に応じ長手方向に延長することができる。

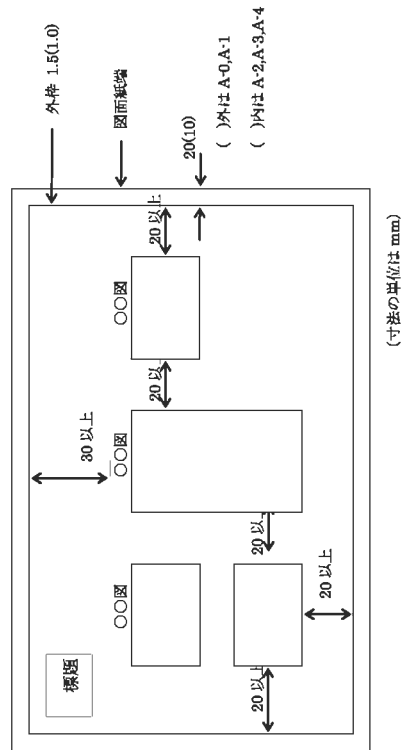
1-5 図面の正位

図面の正位は、その長手を横方向においた位置を正位とする。

1-6 外枠と余白

図面には外枠を付け、外枠の余白は、A-0及びA-1では20mm、A-2～A-4では10mmを標準とする。

外枠は一本の太い実線とし、線の太さは、A-0及びA-1では1.5mm、A-2～A-4では1.0mmを標準とする。



1-7 原図の大きさ、紙質

(1) 原図には、書写真切取線（図面仕上寸法）のほかに適当な間隔を取り、原図の破損を防護する。

(2) トレース原図の紙質は次のとおりとする。

平面図 ポリエステルシート 300#程度（鉛筆及び墨入れ）

その他の図面 " " ( " " )

1-8 縮尺

縮尺は特別な場合を除き、次の縮尺から選ぶものとする。

1/2, 1/5, 1/10, 1/20, 1/30, 1/40, 1/50, 1/100, 1/200, 1/250, 1/300, 1/500,

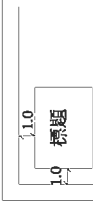
1/1,000, 1/2,500, 1/3,000, 1/5,000, 1/10,000, 1/25,000, 1/50,000,

1-9 標題の位置、記入方法及び記入事項

(1) 各図面には、その左上すみに図面の標題欄を設けて、次の事項を記入するのを原則とする。ただし、同じ図面を各種設計その他に併用するものにあつては焼付後にゴム印を押し、所要事項を記入することができる。

(記入事項) 工事名、図種、尺度、図面番号、工事箇所

(2) 標題の大きさは縦 7cm、横 10cm を標準とする。



(標題様式)

平成		年度	
工事名			
図面番号	縮尺		
図名	番号		
路線名			
広島高速道路公社			

1-10 線の種類別使用区分

(1) 設計図面に使用する線の種類は、普通次の4種類とする。ただし、非常に複雑な構

実線、破線、一点鎖線、二点鎖線

ア 実線 計画の形状、複雑な構造形状などを表すもので、寸法線、寸法補助線、引出し線等は他の線の1/2程度の太さとする。

イ 破線 構造図等において計画形状が見えない部分の形を示す線に使用する。線の太さは計画形状を現す実線の1/2程度とする。

ウ 一点鎖線 中心線及び切断線などに用い切断線は形状を表す実線の1/2程度の太さで中心線より太くする。

エ 二点鎖線 用地境界線及び構造図の想像図用に用いる。想像図は、形状を表す実線の1/2程度の太さで用地境界線より太くする。

(3) 破断線は、定規を用いないで書くのを標準とする。

1-11 設計図面作図要領

(1) 設計図面の記載については、次の事項に注意して行うものとする。

(1) 平面図

ア 測点の配列方向は、図面の左端を起点とし、右方に配列する。

イ 河川の堤防、護岸等は下流を起点として上流に向かって追番号とする。

ウ 道路は起点から終点に向かって追番号とする。

エ 海岸は、海岸名ごとの起点から終点に向かって追番号とする。

オ 明示の幅は、工事施工に必要な幅に余裕をもつ幅とする。

カ 平面図には、計画工事箇所付近の現状地形のほか、計画路線、法線及びその中心線測点番号並びに計画構造物等の平面的位置を表示する。

キ 平面図中において、現状の地形を表す主要な図式記号は、国土地理院の定めるものによる。

ク 道路においては、構造諸元を記入する。

ケ 工作物の位置及び方向、崩壊の位置、大きさ及び方向（矢印にて示す）、崩壊の影響範囲を表示する。

コ 仮BMの位置及び高さを必ず記入する。

サ 平面図は県、市、町、大字、小字等行政区画の名称及び神社、学校、官公庁等の主要工作物の名称を記入する。

なお、道路における中心線の表示は次による。



(2) 縦断面図

ア 道路関係は、曲線、測点番号、距離、追加距離、距離、追加距離、地盤高、計画高、切取高（掘削高）、盛土高、勾配及び図内に横断標造物の位置名称、概略構造を图示することを原則とする。

イ 縦断面図は、平面図と対比できるように配すること。

ウ 当該設計工事区間以外も表している縦断面図にあっては、当該工事の起終点を表示すること。

エ 道路関係の縦断面図には計画縦断勾配の変位ごとについて縦断曲線の延長(ℓ)及びそのℓ/2, ℓ/4, 各測点の落差、昇度を記入する。

オ 河川沿いの道路縦断面図には、必要に応じ計画高水位、現在河床高、護岸高、護岸基礎及び天端高等を併記すること。

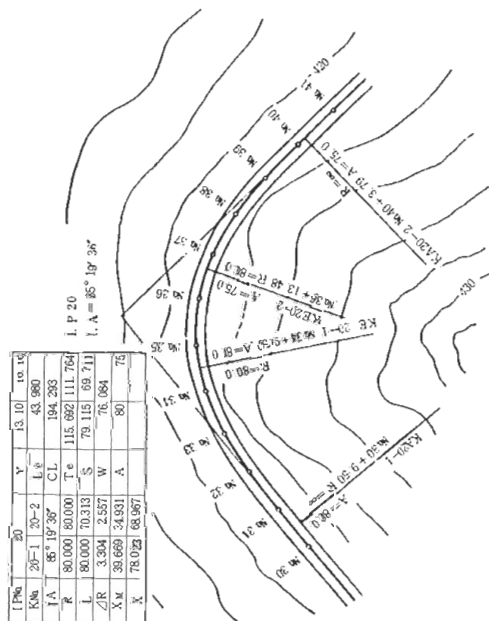
カ 河川関係は、次の事項を記載すること。

- (ア) 測点
- (イ) 距離………区間距離、追加距離
- (ウ) 地盤高………法線位置、基礎工位置、仮締切位置等
- (エ) 水位………H. W. L, L. W. L, D. H. W. L等
- (オ) 計画基準高………計画堤防高、計画河床高等
- (カ) 施工高………天端高、基礎工の底高、主要構造物の敷高等
- (キ) 構造物の名称………樋門(管)、橋梁、水門、揚(排)水機等
- (ク) 隣接構造物………記載範囲は、当該設計区間のみでなく、隣接堤防(構造物)との関連高さがわかるように上流側、下流側をそれぞれ100m程度まで含めて記載すること。

キ 砂防関係は、次の事項を記載すること。

- (ア) 測点
- (イ) 距離………区間距離、追加距離
- (ウ) 地盤高………現在護岸高、現在河床高
- (エ) 計画高………計画護岸高(計画ダム高)、計画河床高
- (オ) 水位………H. W. L, L. W. L, 合流点におけるH. W. L等
- (カ) 河床勾配………現況河床勾配、計画河床勾配(堆砂勾配)
- (キ) 構造物の名称………樋門(管)、橋梁、水門、揚(排)水機等
- (ク) 構造物の高さ………樋門(管)、橋梁等の高さ及びBMの高さ、位置

- (注) 1. 河床高は、すべて最低河床高をもって表す。  
 2. 用水路、管渠等の取水口の高さは、田んぼ側の出口の高さも併せて測量し記入する。  
 3. 堆砂量が膨大な場合は、堆砂前の河床を推定し、点線で記入する。

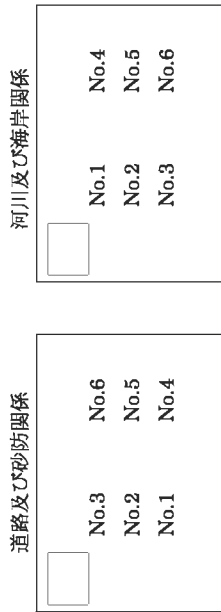


(3) 標準断面図

- ア 標準断面図は、一断面で図示することが不可能な場合は数断面を記入する。
- イ 標準断面図は、在来地盤の形状、設計断面形状、設計寸法（幅員、高さ及び各構造物の細部寸法）、法勾配、使用材料の品質規格及び必要に応じ施工方法等を表示する。
- ウ 河川関係及び河川沿いの道路の標準断面図には、H. W. L 及び L. W. L を記入しなければならない。特に河川関係においては、被災洪水位 (D. H. W. L)、湖望平均満潮位 (H. W. O. S. T)、湖望平均干潮位 (L. W. O. S. T)、最深河床等をその工事に応じて記入しておくこと。

(4) 標準断面図

- ア 河川（水路も含む。）
  - 堤防、護岸等は、上流から下流方向を見ること。また水制及び取付道路は起点から終点を見ること。
- イ 砂防
  - 堤防、護岸等は、下流から上流を見ること。また床止工は左岸から右岸を見ること。
- ウ 海岸
  - 起点から終点方向を見ること
- エ 道路
  - 起点から終点方向を見ること
- オ 横断面の配置は次図のとおりとする。



カ 横断面図に記入を要する事項は、次のとおりとする。

- (ア) 測点番号
- (イ) 中心線（法線）の位置
- (ウ) 中心線（法線）の直角方向に測定した現在地盤高の状況  
 （注）中心が曲線部にあっては、曲線の接線に直角方向に測定したもの、また図示範囲は、工事施工計画の左右各 5cm 以上とし、特に河川にあってはできる限り長く記入する。
- (エ) 計画設計した横断形状
- (オ) 高さの基準線及びその高さ（○○m○○）

(カ) 地盤高（○○m○○）、計画高（○○m○○）、切取又は掘削断面積（○○m<sup>2</sup>○○）及び盛土又は築堤断面積（○○m<sup>2</sup>○○）、法長（法長は擁壁、石張、芝付、法面保護について記入する。）

- (キ) 官民境界線（一点鎖線で表示）
- (ク) 河川関係及び河川沿いの道路の断面図に対しては、H. W. L 及び L. W. L（測量時の水位ではない。）

(5) 一般構造図

ア 一般構造図は、重要構造物について作成し、表示する事項は次のとおりとする。

- (ア) 構造物の寸法
- (イ) 構造の主要箇所に対して基準面からの高さ
- (ウ) 構造の一般的形状
- (エ) 基礎の地質柱状図等の調査結果を記入する。

(6) 構造詳細図

ア 構造図は、左上に側面、左下に平面、右上に断面図を画くのを標準とする。

イ 橋梁の側面図は、道路の起点側を左方として画くのを標準とする。

ウ 構造詳細図において表示しなければならない事項は、概ね次のとおりである。

- (ア) 断面形状及びその細部寸法
- (イ) 鉄筋の配置図及び鉄筋配置寸法、鉄筋加工図
- (ウ) 鉄筋の種類、番号ごとの数、径、長さ、重量等の鉄筋表（又は鋼材重量表）
- (エ) 構造物の数量表
- (オ) 材料の規格、寸法及び溶接方法の記号
- (カ) 一般構造図で明示できなかつた箇所に対する正面、側面、平面、断面等の

詳細

(キ) その他細部的に表示を必要とする事項

(7) 図面整理

ア 図面は、次の順序で追番号をつけて整理する。

1. 位置図
2. 平面図
3. 縦断面図
4. 標準横断面図
5. 横断面図
6. 一般構造図
7. 構造図（詳細図を含む。）
8. その他



3. 成果品作成要領

3-1 数量の計算方法

数量の計算方法は、「土木工事数量算出要領」による。数量集計表の様式は、国土技術政策総合研究所などのインターネットホームページに掲載。  
<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/sr/suryo.htm>

3-2 数量の単位、位どり

設計書に表示する総括数量（契約数量）の単位及び位どりは、次のとおりとする。

(1) 設計

「土木工事数量算出要領」による。

(2) 測量作業

「業務関係標準積算基準書（参考資料）第1章 総則」による。

(3) 地質及び土質調査

「業務関係標準積算基準書（参考資料）第1章 総則」による。

3-3 数量計算の単位及び位どり

数量計算過程における単位及び位どりは、「土木工事数量算出要領」による。

4. 設計図書に記載する事項（共通編のみ整理）

編章節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1107	照査技術者及び照査の実施	1 設計業務等における照査技術者	
1	1	1107	照査技術者及び照査の実施	4 成果の確認を行う業務の節目	
1	1	1111	業務計画書	2 照査技術者による照査	
1	1	1112	資料等の貸与及び返却	1 貸与資料	
1	1	1112	資料等の貸与及び返却	4 守秘義務の必要な資料	
1	1	1114	地元関係者との交渉等	3 地元関係者への説明、交渉等を行う場合	
1	1	1114	地元関係者との交渉等	4 地元協議との結果を設計条件として業務実施する場合	
1	1	1115	土地への立入り等	3 損失のため必要を生じた経費の負担	
1	1	1116	成果物の提出	1 成果品	
1	1	1116	成果物の提出	1 照査技術者による照査が定められた場合	
1	1	1116	成果物の提出	2 成果品の部分提出	
1	1	1120	条件変更等	2 変更又は訂正	
1	2	1207	調査業務の条件	1 調査条件	
1	2	1207	調査業務の条件	2 調査事項	
1	2	1208	計画業務の条件	1 計画条件	
1	2	1208	計画業務の条件	2 計画事項	
1	2	1209	設計業務の条件	1 設計条件	
1	2	1209	設計業務の条件	2 設計事項	
1	2	1209	設計業務の条件	2 国土交通省土木構造物標準設計図集の採用構造物名の呼び名	

5. 指示事項（共通編のみ整理）

編 章 節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1101 適用	3	特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は、図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合	
1	1	1104 設計図書の支給及び点検	4	疑義のある場合	
1	1	1105 調査職員	5	緊急を要する場合その他の理由による場合	
1	1	1106 管理技術者	4	受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合	
1	1	1106 管理技術者	2	関連のある設計業務等の受託者	
1	1	1107 調査技術者及び調査の実施	1	成果の確認を行う業務の節目	
1	1	1109 提出書類	5	書類の様式	
1	1	1114 地元関係者との交渉等	1	地元関係者への説明、交渉等	
1	1	1114 地元関係者との交渉等	2	既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合	
1	1	1115 土地への立入り等	2	やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合	
1	1	1115 土地への立入り等	3	第三者の土地への立入り	
1	1	1119 修補	4	修補	
1	1	1119 修補	2	修補の完了の確認	
1	1	1119 修補	2	修補の期間	
1	1	1120 条件変更等	1	変更又は訂正	
1	1	1121 契約変更	3	変更する契約図書の作成	
1	1	1122 履行期間の変更	8	設計業務等の変更	
1	1	1123 一時中止	8	屋外で行う設計業務等の現場の保全	
1	1	1130 安全の確保	1	事故報告書の様式	
1	1	1130 安全の確保	1	屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合	
1	1	1207 調査業務の条件		図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合	
1	1	1208 計画業務の条件		図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合	

6. 協議事項（共通編のみ整理）

編 章 節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1102 用語の定義	27	電子納品を行う場合	
1	1	1106 管理技術者	5	関連のある設計業務等の受注者との業務調整	
1	1	1110 打合せ等	3	共通仕様書に定めのない事項についての疑義	
1	1	1113 関係官公庁への手続き等	2	関係官公庁等から交渉を受けたとき	
1	1	1114 地元関係者との交渉等	5	変更に要する期間及び経費	
1	1	1115 土地への立入り等	3	損失のため必要を生じた経費の負担	
1	1	1116 成果物の提出	4	電子納品要領に記載のない項目	
1	1	1119 条件変更等	1	予期することができない特別な状態	
1	1	1121 契約変更	1	設計業務等委託契約の変更	
1	1	1121 契約変更	2	変更する契約図書の作成	
1	1	1122 履行期間の変更	2	履行期間変更を行わない旨	
1	1	1133 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1	設計図書で定められている時間を変更する場合	
1	2	1207 調査業務の条件	3	調査対象項目あるいは資料収集対象項目	
1	2	1208 計画業務の条件	3	調査対象項目あるいは資料収集対象項目	
1	2	1209 設計業務の条件	3	調査対象項目あるいは資料収集対象項目	
1	2	1211 設計業務の成果	1	概算工事費に係る単価	

7. 承諾事項 (共通編のみ整理)

編 章 節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1114	地元関係者との交渉等	2 地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合	
1	1	1127	再委託	3 第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託	
1	1	1128	成果物の使用等	1 単独で又は他の者と共同で行う成果物の発表	
1	1	1128	成果物の使用等	2 第三者と補償交渉を行う前	
1	1	1129	守秘義務	2 成果品の発表に際しての守秘義務	
1	2	1201	使用する技術基準等	使用する技術基準及び参考図書	
1	2	1207	調査業務の条	1 図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合	
1	2	1207	調査業務の条	2 現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目	
1	2	1207	調査業務の条	4 設計図書等に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合	
1	2	1208	計画業務の条	1 図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合	
1	2	1208	計画業務の条	2 現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目	
1	2	1208	計画業務の条	4 設計図書等に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合	
1	2	1209	設計業務の条	2 現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目	
1	2	1209	設計業務の条	4 設計図書等に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合	
1	2	1209	設計業務の条	5 特殊工法等を使用する場合	

8. 提出・報告・通知事項 (共通編のみ整理)

編 章 節	条	見出し	項	設計図書に記載を要する事項	備考
1	1	1104	設計図書の支給及び点検	2 疑義のある場合 (報告)	
1	1	1106	管理技術者	1 設計業務等における管理技術者 (通知)	
1	1	1107	照査技術者及び照査の実施	1 設計業務等における照査技術者 (通知)	
1	1	1107	照査技術者及び照査の実施	5 照査報告書 (提出)	
1	1	1109	提出書類	2 書類で様式が定められていないもの (提出)	
1	1	1109	提出書類	3 「業務カルテ受領書」の写し (提出)	
1	1	1111	業務計画書	1 業務計画書 (提出)	
1	1	1111	業務計画書	3 変更業務計画書 (提出)	
1	1	1113	関係官公庁への手続き等	2 関係官公庁等から交渉を受けたとき (報告)	
1	1	1114	地元関係者との交渉等	3 地元関係者への説明、交渉等の内容 (報告)	
1	1	1115	土地への立入り等	1 やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合 (報告)	
1	1	1115	土地への立入り等	2 植樹伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するとき (報告)	
1	1	1116	成果物の提出	1 成果品 (提出)	
1	1	1116	成果物の提出	2 成果品の部分提出 (提出)	
1	1	1118	検査	1 業務完了通知書 (提出)	
1	1	1118	検査	1 契約図書により義務づけられた資料 (提出)	
1	1	1122	履行期間の変更	3 履行期間の延長に必要な資料 (提出)	
1	1	1122	履行期間の変更	4 修正した業務工程表 (提出)	
1	1	1130	安全等の確保	8 事故報告書 (提出)	

9. 設計・測量照査要領

(1) 照査報告書に「広島高速道路事業における調査基準及び設計照査要領」(平成17年10月 広島高速道路公社)に基づき作成した資料を添付するものとする。

(2) 業務内容、規模、重要度により、照査内容項目を追加する必要がある場合等は、各種の「照査結果表」に準じて作成するものとする。又、予備設計や修正設計に本手エックスマニュアルを活用する場合は、必要な照査内容項目を抽出して照査するものとする。

(3) 設計図書等A.4判サイズでは記入困難な場合は、A.3判に拡大して記入すること。





〔2〕 広島高速道路公社公共測量  
作業規程及び運用基準



## 広島高速道路公社公共測量作業規程

国土交通省大臣官房技術調査課監修  
「国土交通省 公共測量作業規程」及び  
「国土交通省 公共測量作業規程解説と運用」  
社団法人 日本測量協会発行による。



国国地発第 215 号

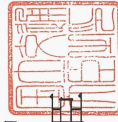
## 公共測量作業規程変更承認書

広島高速道路公社理事長

平成14年4月25日付け 広高技第2号で変更申請のあった広島高速道路公社公共測量作業規程は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項の規定により承認する。

平成14年 5月10日

国土交通大臣



国土交通省大臣官房技術調査課監修  
「国土交通省 公共測量作業規程記載要領」  
社団法人 日本測量協会発行による。

広島高速道路公社公共測量作業規程記載要領

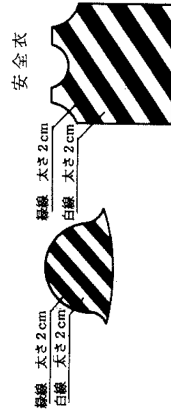
### 〔3〕 測量作業等における保安施設設置基準

(参考図)  
標識等の規格

測量作業等における保安施設設置基準

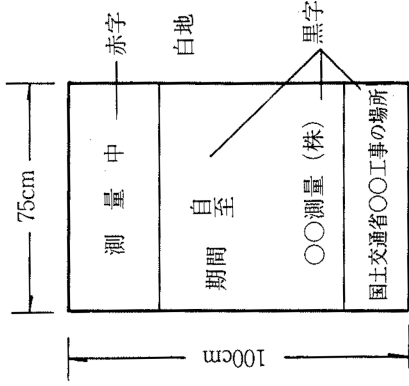
1. (目的)  
道路上で測量等を行う場合は作業員の安全と円滑な交通を確保するため、路上に於ける標示施設、防護施設の設置およびこれ等の管理の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。
2. (標識等)
  - 1) 測量等を行う場合は、当該作業区間に必要な標識を設置するものとし、作業終了と同時に撤去するものとする。
  - 2) 標識は通行車輛の見え易い位置に設置するものとし、危険度に応じて数量を定めるものとする。  
なお、標準は別紙参考図によるものとする。
  - 3) 歩行者対策に十分配慮すること。特に学童歩行について留意すること。
  - 4) 標識等の規格及び色彩については、別紙参考図によるものとする。
  - 5) 作業区間に設置する標識等は移動を伴うためこれに耐え、危険のないような構造とする。

3. (安全管理)
  - 1) 作業開始前に作業内容について保安上の注意、保安設置および服装等の点検を行うこと。
  - 2) 事故発生の際、警察・病院等の所在地、その他必要な事項について予め考慮しておくこと。
4. (交通整理人等)  
交通整理人（監視人含む）は、はきりした動作で適切な交通処理をすること。又下図に示した服装とし、警笛、手旗を携帯すること。



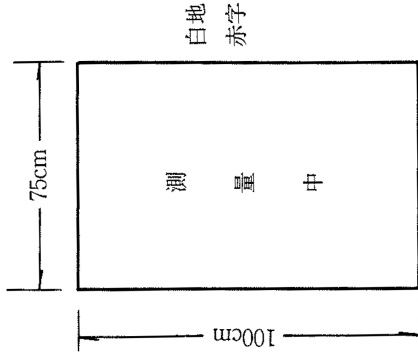
(注) 夜間は反射すること。

① 案内標示板



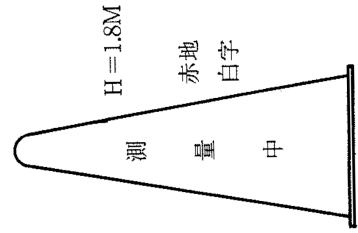
測量区間の起終点に設置する。

② 測量標示板

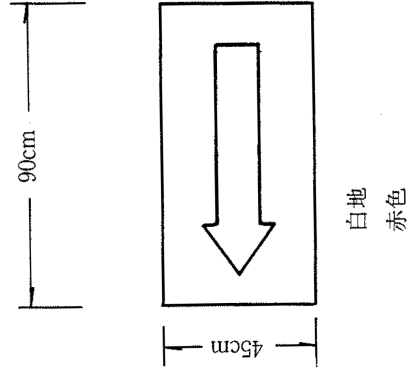


自動車につける。

③ セフティコーン

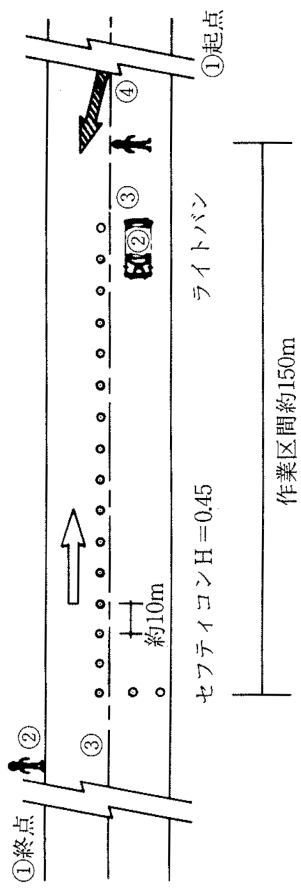


④ 誘導標示板



標識等の設置

1) 2車線の場合



2) 4車線の場合

